

令和 6 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

令和 6（2024）年 6 月
平安女学院大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1. 使命・目的等	7
基準 2. 学生	14
基準 3. 教育課程	42
基準 4. 教員・職員	52
基準 5. 経営・管理と財務	61
基準 6. 内部質保証	75
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	83
基準 A. 地域社会との連携	83
V. 特記事項	89
VI. 法令等の遵守状況一覧	90
VII. エビデンス集一覧	99
エビデンス集（データ編）一覧	99
エビデンス集（資料編）一覧	100

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神

平安女学院（以下、「本学院」という。）では、以下を建学の精神としている。

建学の精神

「知性を広げ、望みを高くし、感受性を豊かにし、そして神を知らせる」

本学院の歴史は、米国聖公会から派遣されたミス・エレン・ガードルード・エディにより大阪の川口居留地に明治8（1875）年に開校された「Miss Eddy's School（エディの学校）」から始まる。その後、明治13（1880）年に「照暗女学校(英語名: St. Agnes' School)」へと改称した。さらに、明治27（1894）年には現在の京都キャンパスへ移転し、その翌年に「平安女学院」と改称して現在に至る。

ここに掲げる建学の精神は、聖テモテ学校の校長を務めたJ.H.クインビー司祭（米国聖公会宣教師）が、女学校の創設にあたって本国に送った書簡の中に綴られた『教育の方針と神への感謝の言葉』によるものである。それは、「彼女たちの知性を広げ、望みを高くして、感受性を豊かにし、そして彼女たちに身も心もそのすべてを受け入れて下さる神様を知らせる素晴らしい機会を下さった」という内容であった。学生に向けては、「キリスト教の精神とは、神によって創られた我々がその恵みのもとで自らを培い、すべてのものを慈しみ愛する心を保つことである。それには、多くの知識を身につけて、考える力を養い、自分の意見や考えを表現できる総合的な知性を育まなければならない。そして、何事にも受け身の姿勢ではなく、常に人生の未来に希望をつなぐ高い目標を掲げ、その望みに向かって自主的、自律的に学ぶことが大切である。また、自らの力を自身にのみ注ぐのではなく、まわりのすべてのものに及ぼす「愛の行動」に集結していかななければならない。愛こそは真理であり、善であり、美であると言える。そこには、道端の草花を愛で、悩める友の痛みを共有する、優しく豊かな感受性が満ちているに違いない。しかも、このようにして身に付けた考えや行動力も、世界の全てを創造し、支える慈悲深い、全能の神の力の前には到底及ばないことを悟り、傲慢にならず、ますます謙虚に自らを高めていくことが必要である。」と補足で説明している。

149年の歴史と伝統を担う本学院は、「知性を広げ、望みを高くし、感受性を豊かにし、そして神を知らせる」を「建学の精神」として引き継ぎ、実践していくことを使命とし、21世紀に輝く学びの園を築いていく。

なお、「平安女学院」への改称にあたり、明治27（1894）年に校章を制定した。この校章は、「平安女学院」の「平」を図案化したものであり、また「信仰・希望・愛」の精神を三本の剣の形に象徴したものである。制定時には、本学で学ぶ全ての者が「信仰・希望・愛」を理想として仰ぎ、これを日々の実践の中で会得していくようにとの願いが込められたものである。



2. 大学の使命・目的

昭和 26（1951）年、学校法人の設置認可に伴い、学校法人平安女学院寄附行為を定め、第 3 条に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教の精神にもとづく教育を行うことを目的とする」と学校法人としての目的を明確に示した。なお、寄附行為第 3 条は、令和元（2019）年に平安女学院大学附属幼稚園を幼保連携型認定こども園へ移行したことにより、「この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、キリスト教の精神にもとづく教育および保育を行うことを目的とする」と改めた。

上記を踏まえ、平安女学院大学学則（以下、「学則」という。）第 1 条に「本学はキリスト教の精神に基づく教育を通して、自由で自立した人格を形成するとともに、建学の精神—『知性を広げ、望みを高くし、感受性を豊かにし、そして神を知らせる』—を体得した人間を育成し、地域社会並びに国際社会に積極的に貢献する人材を養成することを目的とする」と規定しており、ここに平安女学院大学（以下、「本学」という。）の使命・目的を明示している。

3. 大学の個性・特色等

①キリスト教精神に基づく教育

本学院では創立以来、キリスト教精神に基づく教育を通じて、知性・自律性・感受性の資質を修得することに努めている。特に、1 年次の授業科目には、「キリスト教学」を卒業必修科目として配置している。

②少人数による実践的教育

本学では、現代社会がかかえる課題解決に向けて貢献する人材の育成に取り組んでいる。社会的基礎力を涵養する目的から「ジェネリックスキルⅠ・Ⅱ」を全学で必修科目とするとともに、1 年次及び 2 年次にクラス担任制を導入し、3・4 年次のゼミ指導と同等に、きめ細やかな個別指導を全学年で実施している。

また、フィールドワークによる実地調査やインターンシップによる現場実習などを通じて得た知識や体験を、3・4 年次の少人数専門ゼミで専門的知識と結びつけるという実践的な教育活動を展開している。そのため、本学の教育課程では、専門教育科目のひとつに「実習科目」の科目区分を設定している。

③地域連携活動

本学では、各学部の特性に応じた地域連携活動を積極的に展開している。これは、本学

の使命・目的である「地域社会ならびに国際社会に積極的に貢献する人材を養成すること」を実現するための取り組みである。

国際観光学部では、国際観光都市である京都の中心で国際社会や観光学を学ぶという特性を踏まえ、大手旅行会社と連携した修学旅行のボランティアガイド、日本三大祭のひとつである祇園祭のボランティア、京都市動物園との連携事業などに取り組んでいる。

子ども教育学部では、小学校教員や保育者を育成するという特性を踏まえ、高槻市と連携し、夏休みこども大学を開催している。また、高槻キャンパス内には、大学附属こども園や高槻市子育て支援拠点「どんぐりの森」施設を設置している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

本学は149年の歴史を刻み、教育を継承してきた。

平安女学院の起源は、明治8(1875)年、米国聖公会から派遣されたアメリカ人教師のエレン・ガードルード・エディが、大阪の川口居留地で女子生徒3人に英語を教えるため開いた『Miss Eddy's School (エディの学校)』にある。その後、明治13(1880)年に名称を照暗女学校(英語名: St. Agnes' School)と改め、明治27(1894)年には校地を京都の現在地に移し校名を「平安女学院」と改め、翌明治28(1895)年から学校を再開した。

「平安女学院」の校名は、ヨハネによる福音書14章27節「われ平安を汝らに遺す、わが平安を汝らに与う。わが与うるは世の与うる如くならず。」にて聖書が訴えている平和(＝平安)という願いをあわせた名である。

戦前期の学院の歩みは、下記の年表のとおりである。

年	事 項
明治 8 (1875) 年	Miss Eddy's School を大阪川口居留地に開校
明治 13 (1880) 年	校名を照暗女学校に改称
明治 25 (1892) 年	京都府より私立照暗女学校の設立認可
明治 27 (1894) 年	現在の京都キャンパス(京都市上京区)に移転
明治 28 (1895) 年	校名を平安女学院に改称 予備科、普通科、裁縫科、高等科(文学部、師範部)を設置
大正 4 (1915) 年	平安高等女学校の設立認可を受け、高等科に秘書部を増設する 聖三一幼稚園を開設
大正 10 (1921) 年	高等女学校を5年制とし、高等科に保姆部を増設する 聖三一幼稚園を平安幼稚園に改称
昭和 4 (1929) 年	高等科を専攻部(英文科3年、家政科3年、保育科2年)とする
昭和 16 (1941) 年	財団法人平安女学院設立

戦後、教育改革にともなう6・3・3制度の下で中学校、高等学校を設置するとともに、昭和25(1950)年に専攻部を昇格させ平安女学院短期大学(保育科・英文科)を開設した。翌昭和26(1951)年には私立学校法にもとづく学校法人として認可を受けている。その

平安女学院大学

後、短期大学にキリスト教科、家政科を増設し、時代の要請に応じてきたが、昭和 62(1987)年、京都キャンパスが手狭となったため、短期大学と幼稚園を現在の高槻キャンパス（大阪府高槻市）に移転した。

学院創立 125 周年を迎えた平成 12（2000）年 4 月、びわ湖守山キャンパス（滋賀県守山市）に平安女学院大学（現代文化学部）を開学、平成 14（2002）年には高槻キャンパスの短期大学生活学科を改組転換して生活環境学部を増設した。さらに、平成 17（2005）年 4 月にびわ湖守山キャンパスを高槻キャンパスに統合するとともに、現代文化学部の名称を人間社会学部に変更した。

その後、学部の再編に取り組み、平成 19（2007）年、京都キャンパスに国際観光学部（人間社会学部国際観光コミュニケーション学科の学部昇格）を開設するとともに、高槻キャンパスの 2 学科（人間社会学部福祉臨床学科と生活環境学部生活環境デザイン学科）を統合して生活福祉学部を開設した。

平成 21（2009）年 4 月には、生活福祉学部の保育士養成課程を発展・充実させ、新たに子ども学部として再編した。平成 27（2015）年度には、子ども学部子ども学科から、子ども教育学部子ども教育学科に名称変更した。

なお、短期大学部については、社会情勢等に鑑み、令和 3（2021）年度からの学生募集を停止し、令和 4（2022）年に在学生の卒業をもって廃止した。本学院では、高等女学校に保姆部を設置して以来、約 100 年間にわたり、保育者の養成に取り組んできたが、この役割は、子ども教育学部子ども教育学科に継承されている。

戦後の沿革は、以下のとおりである。

年	事 項
昭和 22 (1947) 年	平安女学院中学校を開校
昭和 23 (1948) 年	平安女学院高等学校を開校
昭和 25 (1950) 年	平安女学院短期大学（保育科、英文科）開学
昭和 26 (1951) 年	学校法人平安女学院設立認可
昭和 27 (1952) 年	短期大学キリスト教科増設認可
昭和 34 (1959) 年	短期大学家政科増設認可
昭和 41 (1966) 年	平安幼稚園を平安女学院幼稚園と改称
昭和 62 (1987) 年	短期大学と幼稚園を高槻キャンパスに移転
平成 6 (1994) 年	短期大学家政科を生活学科に名称変更
平成 10 (1998) 年	短期大学英文科を英語コミュニケーション学科に名称変更

平安女学院大学

平成 12 (2000) 年	平安女学院大学をびわ湖守山キャンパスに開学(現代文化学部現代福祉学科、同国際コミュニケーション学科の 2 学科を置く) 短期大学キリスト教科をキリスト教人間学科に名称変更
平成 14 (2002) 年	短期大学生活学科を改組転換し、生活環境学部生活環境学科を開設。短期大学を短期大学部に名称変更
平成 16 (2004) 年	短期大学部キリスト教人間学科及び生活学科を廃止
平成 17 (2005) 年	びわ湖守山キャンパスを高槻キャンパスに統合 現代文化学部を人間社会学部に、現代福祉学科を福祉臨床学科にそれぞれ名称変更 生活環境学部生活環境学科の学科名称を生活環境デザイン学科に変更
平成 18 (2006) 年	人間社会学部国際コミュニケーション学科の学科名称を国際観光コミュニケーション学科に変更
平成 19 (2007) 年	人間社会学部国際観光コミュニケーション学科を改編して国際観光学部国際観光学科に(京都キャンパス)、人間社会学部福祉臨床学科と生活環境学部生活環境デザイン学科を統合再編して生活福祉学部生活福祉学科を設置(高槻キャンパス) 平安女学院幼稚園を平安女学院大学附属幼稚園に名称変更
平成 21 (2009) 年	生活福祉学部生活福祉学科を子ども学部子ども学科に改編(高槻キャンパス) 短期大学部英語コミュニケーション学科を外国語文化学科に名称変更
平成 22 (2010) 年	短期大学部外国語文化学科の学生募集を停止
平成 27 (2015) 年	子ども学部子ども学科を子ども教育学部子ども教育学科に名称変更
令和 3 (2021) 年	短期大学部保育科の学生募集を停止
令和 4 (2022) 年	短期大学部を廃止

2. 本学の現況

・大学名

平安女学院大学

・所在地

京都キャンパス 京都府京都市上京区室町通樺木町上る武衛陣町 221

高槻キャンパス 大阪府高槻市南平台 5-81-1

平安女学院大学

・学部の構成

国際観光学部国際観光学科（京都キャンパス）
子ども教育学部子ども教育学科（高槻キャンパス）

・学生数

（令和 6（2024）年 5 月 1 日現在）

学部	入学定員	収容定員	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	在籍者数
国際観光学部	80 人	410 人	78 人	40 人	69 人	91 人	278 人
子ども教育学部	80 人	300 人	35 人	50 人	45 人	70 人	200 人
大学計	160 人	710 人	113 人	90 人	114 人	161 人	478 人

・教員数

（令和 6（2024）年 5 月 1 日現在）

学部	教授	准教授	講師	助教	合計	非常勤
国際観光学部	9 人	2 人	1 人	4 人	16 人	20 人
子ども教育学部	8 人	5 人	1 人	5 人	19 人	33 人
大学計	17 人	7 人	2 人	9 人	35 人	53 人

・職員数

（令和 6（2024）年 5 月 1 日現在）

区分	専任職員	専任以外の職員	合計
大学計	25 人	39 人	64 人

※専任以外の職員には、嘱託職員、パート職員及び派遣職員を含む

※法人事務局所属の職員は含まない。ただし、法人事務局との兼任職員は含む

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学では、大学の使命・目的及び学部教育目的について、建学の精神を踏まえ、学則第 1 条に規定している。また、大学の使命・目的及び教育目的を達成するために、学生が修得すべき能力を教育目標として明示している。その内容は、下表 1-1-1 のとおりである。

【資料 1-1-1】 【資料 1-1-2】

表 1-1-1 大学の使命・目的及び学部教育目的、教育目標

大学の使命・目的	本学はキリスト教の精神に基づく教育を通して、自由で自立した人格を形成するとともに、建学の精神―「知性を広げ、望みを高くし、感受性を豊かにし、そして神を知らせる」―を体得した人間を育成し、地域社会ならびに国際社会に積極的に貢献する人材を養成することを目的とする。
教育目的 (国際観光学部)	国際観光学に関する専門的知識を涵養するとともに、異文化を理解しホスピタリティー精神に富む人間性豊かな人材の育成を目的とする。
教育目的 (子ども教育学部)	子ども学に関する高度な専門的知識と実践力を涵養するとともに、教育・保育の分野に幅広く携わる人間性豊かな人材の育成を目的とする。
大学の教育目標	本学の教育目的は、キリスト教の精神に基づく教育を通して、知性・自律性・感受性の資質を修得することにある。また、社会人として求められる総合的な能力を在学中に培うことが肝要である。特に、国際性・多様性が急速に進展する今日、学生生活を通して次の「三つの能力」を磨くことが求められる。 1. 豊かな教養と専門的な知識を身につけ、社会に貢献する力 2. 高い目標を掲げ、自ら進んで探究する力

	3. 寛容と思いやりをもって他者と関わる力 については、これら「三つの能力」を身につけることを本学の教育目標とする。
--	--

以上のとおり、本学では、大学の使命・目的と教育目的、教育目標を具体的に示している。

※エビデンス集（資料編）

【資料 1-1-1】平安女学院大学 学則 【資料 F-3】と同じ

【資料 1-1-2】平安女学院大学ホームページ（建学の精神・教育目的）

<http://www.heian.ac.jp/about/educational-policy/purpose/>

1-1-② 簡潔な文章化

大学の使命・目的及び学部教育目的については、表 1-1-1 のとおり、簡潔な表現でその内容を示している。

本学の使命・目的及び学部教育目的について、学生に向けては『学生便覧』、入学志願者に向けては『大学案内』、社会に向けては大学ホームページで広く周知を図っている。【資料 1-1-3】【資料 1-1-4】【資料 1-1-5】

※エビデンス集（資料編）

【資料 1-1-3】平安女学院大学ホームページ（建学の精神・教育目的）【資料 1-1-2】と同じ

<http://www.heian.ac.jp/about/educational-policy/purpose/>

【資料 1-1-4】2024 年度学生便覧 【資料 F-5】と同じ

【資料 1-1-5】2024 年度大学案内 【資料 F-2】と同じ

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性・特色は、「Ⅰ. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」の「3. 大学の個性・特色等」で記載したとおりである。全学的には、キリスト教育精神に基づく教育を通じて、自由で自立した人格の形成に努めている。また、各学部では、「地域社会ならびに国際社会に積極的に貢献する人材を養成」（学則第 1 条抜粋）を実現するために、それぞれの学問分野の特性に応じた実践的教育と地域連携活動に取り組んでいる。【資料 1-1-6】【資料 1-1-7】

国際観光学部を設置する京都キャンパスは、世界的にも人気の高い観光都市・京都の中心地に所在している。キャンパス周辺には、寺社や仏閣等が集積しており、日常的に多くの観光客で賑わっている。国際社会や観光学を学ぶには、抜群の環境にあり、このロケーションを活かした内容のフィールドワークや地域連携活動を実施している。

子ども教育学部では、卒業後の進路として、小学校教員や保育者を想定しており、子育てや教育に関する取り組みとして、免許・資格の取得に係る実習以外にも、子どもを対象としたボランティア活動や体験学習の機会を設けている。

以上のとおり、使命・目的については、本学及び学部の個性・特色を反映している。

※エビデンス集（資料編）

【資料 1-1-6】平安女学院大学 学則 【資料 F-3】と同じ

【資料 1-1-7】平安女学院大学ホームページ（建学の精神・教育目的）

<http://www.heian.ac.jp/about/educational-policy/purpose/>

1-1-④ 変化への対応

大学の使命・目的、学部の教育目的、教育目標、三つのポリシーなどについては、毎年度、学部教授会や各種委員会での点検を経て、全学的な視点からの見直しを執行部会にて行っている。

令和 5（2023）年度には、学院創立 150 周年を控え、学長のもとで、本学の原点である建学の精神について、日本聖公会の教区主教の意見や創設期の資料をもとに再検証し、引き続き、堅持することが妥当と確認した。また、大学の使命・目的、学部の教育目的も現行通りとすることを確認した。一方で、教育目標については、社会情勢の変化等も踏まえ、大幅に変更することとした。カリキュラム・ポリシーについては、教育課程の改正に伴う変更を反映した。アドミッション・ポリシーについては、求める人材像に変化はないが、一部の表現を改めた。

（3）1-1 の改善・向上方策（将来計画）

社会情勢の変化が激しく、予測不可能な時代といわれる中、大学の目的や学部の目的、教育目標、三つのポリシー等については、定期的な点検と見直しが必要と捉えており、今後も年度毎の点検と見直しに取り組んでいく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

（1）1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

（2）1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学院では、キリスト教の精神に基づく教育を継承していくために、学校法人平安女学院寄附行為（以下、「寄附行為」という。）第 6 条第 2 項にて「理事はキリスト教を尊重する者でなければならない。」と規定している。また、教職員の入職時には、キリスト教

の精神に基づく教育方針への誓約書の提出を求めている。従って、役員及び教職員は、キリスト教の精神を踏まえた建学の精神や大学の使命・目的等への賛同を前提として、就任・入職している。ただし、キリスト教の信徒であることは要件としていない。【資料 1-2-1】【資料 1-2-2】

大学の使命・目的や学部の教育目的、教育目標等については、学部教授会や執行部会等で毎年度の点検と見直しを行っており、この過程で教職員は本学の使命や目的への理解を深めている。

また、高槻キャンパス内には、チャペル（教会）を設置しており、学校付き牧師であるチャプレンが常駐している。京都キャンパスには、隣接地に日本聖公会の聖アグネス教会があり、礼拝等で使用している。教職員は、この環境の中で、キリスト教育の精神への理解を深めている。

なお、学則変更については、学部教授会の議を経て、理事会及び評議員会にて審議している。そのため、学則第 1 条に規定する大学の目的や学部の教育目的を変更する場合には、理事会にて理事及び監事にも十分に説明しているため、役員からの理解と支持を継続的に得ている。

※エビデンス集（資料編）

【資料 1-2-1】学校法人平安女学院 寄附行為 【資料 F-1】と同じ

【資料 1-2-2】キリスト教の精神に基づく教育方針への誓約書

1-2-② 学内外への周知

学生に対しては、『学生便覧』に建学の精神や教育目的などを掲載し、周知している。また、1 年次のオリエンテーションでは、教務関係事項や学生生活などとあわせて、説明している。【資料 1-2-3】

教職員に対しては、入職時に各種資料で理解するよう促している。また、礼拝への参加や会議前後の祈祷や黙祷により、キリスト教主義の教育機関であることを日常的に認識し、理解が深まるよう努めている。

入学志願者や広く社会に向けては、大学ホームページや『大学案内』などに掲載し、周知している。【資料 1-2-4】【資料 1-2-5】

なお、建学の精神や教育目的に示す「キリスト教の精神に基づく教育」については、キリスト教文化センターが中核的な役割を担っている。主な取組みとしては、入学感謝礼拝、始業礼拝、チャペル礼拝、お昼の祈り、逝去者記念礼拝等である。また、毎年 12 月には、イエス・キリストの降誕を聖歌と無言劇で祝う「クリスマス・カンタータ」を高槻キャンパスにて開催している。これらの取組みに加えて、1 年次配当科目の「キリスト教学」「キリスト教文化」での学修等により、学生は「キリスト教精神に基づく教育」への理解を深めている。【資料 1-2-6】

※エビデンス集（資料編）

【資料 1-2-3】2024 年度 学生便覧 【資料 F-5】と同じ

【資料 1-2-4】大学ホームページ（建学の精神・教育目的） 【資料 1-1-2】と同じ

<http://www.heian.ac.jp/about/educational-policy/purpose/>

【資料 1-2-5】 2024 年度 大学案内 【資料 F-2】 と同じ

【資料 1-2-6】 2023 年度クリスマスキャンタリーフレット

1-2-③ 中長期的な計画への反映

令和 2（2020）年 3 月開催の理事会では、『学校法人平安女学院第 3 次中期経営計画（2020～2024 年度）～学院創立 150 周年に向けて～』を承認した。同計画の冒頭では、建学の精神を確認するとともに、キリスト教の精神に基づく教育が本学院の教育活動の前提となることを表明している。これに基づき、各設置校の現状を踏まえた課題と中期的な計画を示している。【資料 1-2-7】

※エビデンス集（資料編）

【資料 1-2-7】 学校法人平安女学院第 3 次中期経営計画（令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度）

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

三つのポリシーについては、建学の精神、大学の使命・目的や教育目的を反映し、策定したものである。

本学では、三つのポリシーについて、「大学の目的」「学部教育目的（人材育成の目的）」「大学の教育目標」「アセスメント・ポリシー（機関レベル・学部レベル・科目レベル）」との一貫性や体系性を保持することが重要と捉えている。そのために、学長を中心とした執行部会では、これらを一覧表に取りまとめた資料をもって、包括的な点検及び見直しを行っている。

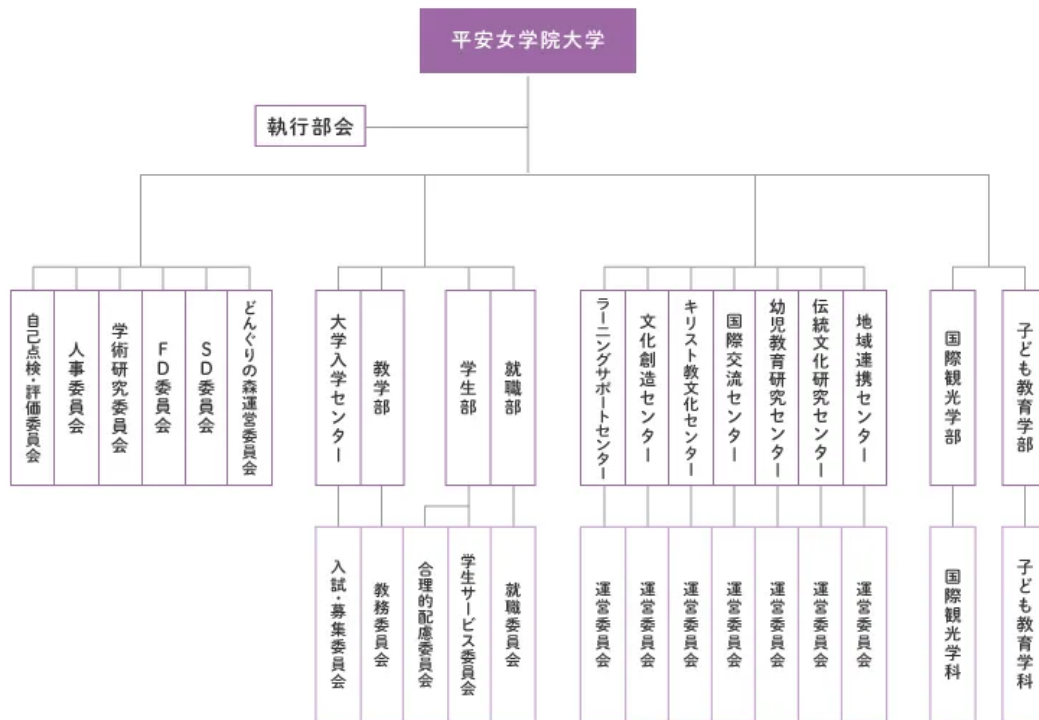
1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的である「地域社会ならびに国際社会に積極的に貢献する人材を養成すること」の実現のために、国際観光学部と子ども教育学部の 2 学部を設置している。また、その運営に係る各種委員会等を設置している。

大学の教育研究活動の充実を図るとともに、教育資源を広く社会に還元し、地域社会の教育・文化の向上に資するためには、附属施設として、キリスト教文化センター、国際交流センター、地域連携センター、幼児教育研究センター、文化創造センター、伝統文化研究センター、ラーニングサポートセンターを設置している。

本学の教育研究組織は、図 1-2-1 に示すとおりである。

図 1-2-1 平安女学院大学運営組織図



なお、子ども教育学部では、学則第 4 条第 2 項に定めるとおり、「子ども保育コース」「子ども教育コース」「子ども心理コース」を設置している。また、「子ども教育コース」のもとには、「英語教育専修」を設置している。国際観光学部では、履修モデルとして、「観光・京都学コース」「ホスピタリティ・ビジネスコース」「外国語特修コース」「日本語・日本文化コース」を提示している。【資料 1-2-8】

※エビデンス集（資料編）

【資料 1-2-8】平安女学院大学 学則第 4 条

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

創立 150 周年を控え、令和 5（2023）年度に建学の精神を再確認した。これを受けて、学長のもとで、学部の教育目的や三つのポリシー等も再検討し、大学の教育目標やアドミッション・ポリシーを変更することとした。一方で、社会情勢が急速に変化し、予測不可能といわれる時代であることを踏まえ、毎年度の点検と見直しを継続的に取り組んでいく。

子ども教育学部のコースについては、学生の履修状況等を踏まえ、令和 7（2025）年度入学生より、「子ども心理コース」及び「英語教育専修」を廃止予定である。

国際観光学部では、履修モデルのうち、「観光・京都学コース」を「京都歴史文化コース」、「ホスピタリティ・ビジネスコース」を「ホテル・ホスピタリティコース」にそれぞれ名称変更し、学びの内容や目指す進路をより明確に示す予定である。

【基準1の自己評価】

本学は建学の精神を踏まえた使命・目的・教育目的を学則等に簡潔な文章で規定している。使命・目的及び教育目的については、社会情勢や状況に対応するとともに、法令などの変更にも対応し、必要に応じてその見直しを行っている。

また、本学の使命・目的及び教育目的については、ホームページへ記載するなど多様な媒体を使って学内外への周知徹底を図っている。

以上のことから、基準1「使命・目的等」を満たしていると評価する。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

本学では、建学の精神、教育目的等に基づき、学部別のアドミSSION・ポリシーを以下のとおりに定めている。

表 2-1-1 学部のアドミSSION・ポリシー（令和 6（2024）年 5 月 1 日現在）

国際観光学部	・ ジェネリックスキル、ホスピタリティ・マインドを身につけ、観光に関わる専門的知見を通して、社会に貢献しようと積極的に思う人。 ・ 国際的な視野から現代社会を捉え、将来海外で活躍したいと考える人。 ・ 観光の楽しみ方を学びつつ、人間の文化や社会についての知見を深め、豊かな人生を送ろうと考える人。
子ども教育学部	・ 子どもと関わることが好きで、子どもの成長や発達、発達支援、子どもの教育に強い関心がある人。 ・ 子どもの多様な経験に理解を示し、家庭や地域の子育て支援に強い関心がある人。 ・ 知識や技能を習得し、開かれた社会性と向上心を持って何ごとにも意欲的に取り組むことができる人。 ・ 保育・児童福祉・学校教育の現場で専門職として社会に貢献する意欲が強い人。

アドミSSION・ポリシーについては、毎年度に発刊する『入試ガイド』『募集要項』やホームページに明示し、受験生や社会に向けて広く発信している。また、受験生等に対しては、オープンキャンパスや進学相談会等にて、アドミSSION・ポリシーに定める内容を対面で説明している。【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】

※エビデンス集（資料編）

【資料 2-1-1】 2024 年度入試ガイド 【資料 F-4】 と同じ

【資料 2-1-2】 2024 年度入試募集要項 【資料 F-4】 と同じ

【資料 2-1-3】 平安女学院大学ホームページ（教育の三つの方針）【資料 F-13】 と同じ

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入れを実施している。また、学力の3要素である「知識・技能」「思考力、判断力、表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を多面的かつ総合的に評価するために、大別して「総合型選抜入試」「学校推薦型選抜入試」「一般選抜入試」「その他の選抜入試」の入試種別を設定している。令和6（2024）年度入試における入試種別や概要は次のとおりである。【資料 2-1-4】【資料 2-1-5】

表 2-1-2 令和6（2024）年度入試の種別及び概要

入試種別		概要
総合型選抜入試	オープンキャンパス参加型（Ⅰ期～Ⅴ期）	オープンキャンパス当日の授業内で提示する学部別の課題やエントリーシート等について、本学の教員と受験生の面談を通じて評価する入試制度
	事前課題型（Ⅰ期～Ⅴ期）	各学部のアドミッション・ポリシーに沿って示した事前課題を中心に、本学の教員と受験生の面談を通じて評価する入試制度
	探究・活動実績型（Ⅰ期～Ⅴ期）	高等学校の教育課程内外で探究活動に取り組んだ者、各分野で優れた成績を修めた者、学校や社会に貢献した具体的な成果を持つ者を対象に、その成果と経験を活かして様々な課題に取り組む意欲をエントリーシートや面談で確認し、評価する入試制度
	語学研修・留学経験型（Ⅰ期～Ⅴ期）	高等学校在学中に海外語学研修もしくは留学を経験した者が、本学への入学後に「語学留学プログラム」を利用して語学留学に挑戦する意欲が高い者を対象に、語学留学への意欲やその経験の活かし方等をエントリーや面談で確認し、評価する入試制度
学校推薦型選抜入試	学内推薦（CS・A・B）	本学の教育方針を積極的に受け止め、本学を第一志望とし、入学後は様々な場面で中心的な学生となりうる人物の入学を目的とする。平安女学院高等学校の学校長の推薦を受けた者を対象に、書類審査及び面接で選考する入試制度
	指定校推薦（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期）	本学の教育方針を積極的に受け止め、本学を第一志望とし、入学後は様々な場面で中心的な学生となりうる人物の入学を目的とする。本学が指定した高等学校の学校長の推薦を受けた者について、書類審査及び面接で選考する入試制度

	公募推薦 (A・B・C)	出身学校長の推薦を受けた者について、基礎学力試験または書類審査及び面接で選考する入試制度
その他推薦選抜入試	キリスト教推薦	キリスト教教育に深い理解を示し、キリスト教系の高等学校の宗教主事・チャプレン(牧師・神父・司祭)の推薦を受けた者、またはキリスト教会の牧師・神父の推薦を受けた者について、面接で選考する入試制度
	同窓生推薦 (Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期)	20歳以上の同窓生(本学院の幼稚園以外の卒業生)により推薦を受けた者について面接で選考する入試制度
	茶道特別推薦 (Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期)	茶道裏千家指導者の推薦を受けた者について、面接により選考する入試制度
一般選抜入試	一般(A・B・C・D)	入学志願者の能力や意欲等を学科試験や面接等により選考する入試制度
	大学入学共通テスト利用型(Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期・Ⅳ期)	大学入学共通テストにおいて、本学の指定科目の点数で選考する入試制度
その他選抜入試	社会人 (Ⅰ期・Ⅱ期)	高等学校を卒業後、社会において3年以上の経験を有する者を対象に、小論文や面接等で選考する入試制度
	帰国生	外国に継続して2年以上滞在し、当該国または日本の高等学校を卒業し、出願時点で帰国後2年以内の者を対象に、小論文及び面接で選考する入試制度
	外国人留学生 (国内出願) (Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期)	外国において学校教育における12年の課程を修了し、その国において大学入学資格を有する者(もしくは本学において同等以上の資格を有すると認められる者)であり、日本語の授業を理解できる十分な能力があり、かつ「出入国管理及び難民認定法」による「留学」の在留資格を有し、出願時に日本国内に居住している者を対象に、書類審査、作文、面接により選考する入試制度

特に、総合型選抜入試では、各学部のアドミッション・ポリシーを踏まえたテーマの課題を設定している。その上で、詳細な書類審査と丁寧な面談を実施しており、入学志願者の学修意欲や目的意識、能力等を総合的に評価している。また、学内推薦入試や指定校推薦入試では、対象となる高等学校の協力のもと、本学の教育方針に深い理解があり、大学全体や学部において中核的な存在となることが期待できる学生の入学を目指している。

その他、国際観光学部では、本学の提携先である中国の教育機関に在籍する学生を対象として、秋学期からの3年次編入学生を受け入れている。その入学者選抜については、「交流留学生編入学試験」として、書類審査、筆記試験、面接により選考している。【資料 2-1-6】

本学における入試方法や募集人員等については、文部科学省高等教育局長から通知される「大学入学者選抜実施要項について」に従って、入試・募集委員会にて検討している。入試・募集委員会には、入学センターをはじめ、各学部の教員が指名されており、各学部とも連携しながら、入学者選抜の方法を全学的に検討している。

入試問題については、学内で作成している。学長が入試問題作成委員会の委員長及び委員を指名し、同委員会にて作成している。

入学者選抜については、入学センターが学部と連携して実施しており、公平性・公正性の確保に努めている。可否判定については、学部の教授会にて審議している。

入学者選抜の方法については、『入試ガイド』『募集要項』などの刊行物の他、ホームページにも掲載している。また、オープンキャンパスや進学ガイダンスなどでは、個々の受験生からの入試への質問等に対して、入学センター職員が詳細を説明している。心身に障がいのある入学志願者には、本人からの申請に基づき、配慮を検討することを『募集要項』に明記し、個々の事情を十分に把握した上で合理的な配慮が行われるよう早期の連絡を要請している。

なお、本学では、4月に新入生を対象とした「入学時アンケート調査」を実施しており、次年度以降の入学者選抜制度を検討する際の参考としている。また、調査項目には、建学の精神やアドミッション・ポリシーの認知度についても含めており、受験生への浸透状況を把握している。【資料 2-1-7】

※エビデンス集（資料編）

【資料 2-1-4】2024 年度入試ガイド【資料 F-4】と同じ

【資料 2-1-5】2024 年度入試募集要項【資料 F-4】と同じ

【資料 2-1-6】2024 年度編入試験要項（交流留学生）【資料 F-4】と同じ

【資料 2-1-7】2024 年度入学時アンケート

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

過去 5 年間の入学定員、入学者数、入学定員充足率、在籍学生数、収容定員、収容定員充足率については、下表のとおりである。

表 2-1-3 過去 5 年間の入学定員充足率及び収容定員充足率（国際観光学部）

項目	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
入 学 定 員	110 人	110 人	110 人	100 人	80 人
入 学 者 数	110 人	76 人	54 人	40 人	78 人
入学定員充足率	100%	69.1%	49.1%	40.0%	97.5%
収 容 定 員	400 人	420 人	440 人	450 人	410 人
在 籍 学 生 数	417 人	419 人	397 人	321 人	278 人

平安女学院大学

収容定員充足率	104.3%	99.8%	90.2%	71.3%	67.8%
---------	--------	-------	-------	-------	-------

表 2-1-4 過去 5 年間の入学定員充足率及び収容定員充足率（子ども教育学部）

項目	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
入 学 定 員	70 人	70 人	70 人	80 人	80 人
入 学 者 数	54 人	75 人	51 人	55 人	35 人
入学定員充足率	77.1%	107.1%	72.9%	68.8%	43.8%
収 容 定 員	340 人	320 人	300 人	290 人	300 人
在 籍 学 生 数	229 人	249 人	230 人	230 人	200 人
収容定員充足率	67.4%	77.8%	76.7%	79.3%	66.7%

表 2-1-5 過去 5 年間の入学定員充足率及び収容定員充足率（大学全体）

項目	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
入 学 定 員	180 人	180 人	180 人	180 人	160 人
入 学 者 数	164 人	151 人	105 人	95 人	113 人
入学定員充足率	91.1%	83.9%	58.3%	52.8%	70.6%
収 容 定 員	740 人	740 人	740 人	740 人	710 人
在 籍 学 生 数	646 人	668 人	627 人	551 人	478 人
収容定員充足率	87.3%	90.3%	84.7%	74.5%	67.3%

本学では、交流協定を締結する海外の大学から、交流留学生として 3 年次編入学生を秋学期に受け入れている。過去 5 年間の実績は下表のとおりである。令和 2（2020）年度及び令和 3（2021）年度については、コロナ禍の影響により、合格者の入国が許可されず、入学者 0 人となった。

表 2-1-6 過去 5 年間の交流留学生編入学者数（国際観光学部）

	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
交流留学生 編入学者数	3 人	0 人	0 人	3 人	5 人

募集広報活動については、入試・募集委員会にて計画を立案し、入学センター長のもと、入学センターが中心となり活動しているが、入学定員の未充足が続いている。主な要因と

して、18歳人口の減少が進行する上に、本学が設置する国際系と教育系の学部は、いずれも周辺に同分野を設置する大学が多く、都市部の立地にありながら入学者の安定的な確保が困難であることが挙げられる。学部別の事情としては、国際観光学部では、コロナ禍による観光産業への就職状況の悪化は回復しつつあるものの、急速な円安のため、学部の特色的な長期海外留学や語学研修プログラムへの参加が厳しいことも影響したと考えられる。また、子ども教育学部では、学校教員の過重労働や保育者の低賃金などが報道され、これらの職業へのマイナスイメージが全国的に拡散されたことも影響したと考えられる。

令和6（2024）年度入試に向けては、学生募集の実態を踏まえ、大学全体の入学定員を180人から160人に減じた。令和6（2024）年度の収容定員は710人であるが、令和9（2027）年度には640人となる。

令和6（2024）年度の入学定員の充足を図るための方策として、国際観光学部では、外国人留学生40人の入学者確保を目指した。外国人留学生の受入れは、政府の方針に呼応したものであり、また学生の多様化を図ることで、国際観光学部の教育目的である「異文化理解」が深まることも期待した。子ども教育学部では、授業の力量が高い2人の元教員を特命教員として、高等学校の「総合的な探究の時間」の授業等に派遣し、高大連携の強化を図った。大学案内の補助的なツールとして、子ども教育学部のリーフレットを作成・配付した。全学的には、通信制高等学校の生徒数が増加傾向にあることを踏まえ、通信制高等学校への訪問活動を行うとともに、ラーニングサポートセンターの設置など受入れ体制を強化した。その他、受験生に対する情報発信としては、ホームページやSNS（Social Networking Service）、進学ポータルサイト、WEB広告、交通広告等に加え、高等学校内ガイダンスや広報業者主催の会場ガイダンス等に参加し、本学の学びを受験生に対面で紹介する機会の確保に努めた。【資料2-1-8】

その結果、令和6（2024）年度の入学者数については、国際観光学部の1年次生78人、子ども教育学部の1年次生35人であった。このうち、国際観光学部の外国人留学生は34人であり、通信制高等学校を出身校とする入学者は、国際観光学部に9人、子ども教育学部に1人の計10人であった。入学者数は前年度の95人から113人にまで改善したが、子ども教育学部の入学者数は前年度を下回った。その主な要因は、併設高等学校に設置する幼児教育進学コースの生徒数が少ない学年であり、内部入学者数が減少したことが挙げられる。また、国際観光学部では、3年次編入学生13人を受入れた。

令和6（2024）年5月1日現在の収容定員充足率は67.3%である。入学者数は前年度より増加したものの、収容定員充足率は前年度の74.5%よりも低下している。

この状況を踏まえ、学長は大学の最重要課題に「学生の確保」を位置付けた。組織体制については、募集広報活動を強化する観点から、令和6（2024）年4月1日付で副センター長を指名するなど、入学センターの機能強化も図っている。

なお、学生募集活動を効果的に進めていくために、入学センターと調査企画室で連携し、入試データの分析やSWOT分析、学生募集に係る諸情勢の把握に取り組んでおり、募集広報戦略を検討する上での参考としている。

※エビデンス集（資料編）

【資料2-1-8】2024年度子ども教育学部リーフレット

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

令和 7（2025）年度に向けた学生募集活動については、以下のとおり、計画・実施している。

入学センターでは、年間 300 校程度の高等学校を訪問し、本学の PR や情報交換、関係性の構築等に取り組んできたが、対象校について、高大連携の状況や入学実績、地域性等を参考に精査し、効率的かつ効果的に活動していく。

学長からは、授業やボランティア活動、フィールドワークなどをショートムービーに撮影・編集の上、SNS で積極的に配信し、本学の学びを視覚的に伝えることが提案された。配信内容は、学生の感性に沿ったものが高校生に響くものと考え、学生が主体的に作成する動画を配信する計画である。この情報発信により、本学への認知度や関心を高める。また、学長は、各教員が授業力の向上を図り、学生の満足度を高めることが学生募集に極めて重要と考え、授業の改革・改善策を打ち出しており、これらを実行していく。

オープンキャンパスについては、学生募集上の重要な取り組みと捉え、実施内容を充実していく。開催時期については、高校生の進路選択が早期化する傾向を踏まえ、第 1 回目の開催を 3 月から 2 月に前倒しするとともに、7 月までの実施回数を 6 回から 11 回に増加させた。プログラムとしては、通常授業の参観を中心としたオープンキャンパスの満足度が高かったことから、対象日を増加させた。また、開催日程については、原則として土曜日・日曜日・祝日のいずれかであるため、平日夕方の放課後オープンキャンパスを新たに開催する。なお、令和 7（2025）年度入試に向けたオープンキャンパスの予定回数は、前年度比で 6 回増の計 19 回となる。

令和 6（2025）年度入試の制度については、総合型選抜入試の種別に「探究活動型入試」「部活動・課外活動実績型入試」「通信課程型」を追加し、入学志願者の能力・意欲・適正等を幅広い視点から選抜することとした。また、「自己推薦入試」を新設し、指定校推薦入試制度の対象校ではない入学志願者でも、本学で学ぶ意欲が強い者の出願を受け付ける。

外国人留学生の募集については、中国の大学等との提携校を拡充するとともに、国内の専門学校との連携を検討する。外国人留学生に向けた英語表記のホームページも制作予定である。

併設高等学校との連携では、幼児教育進学コースの生徒が高槻キャンパスを見学する機会を設けており、令和 6（2024）年度も継続する。高大連携協定校とは、関係性を一層強化し、各高等学校から継続的な入学者の確保を目指す。

その他、ホームページ上での積極的な情報発信や高校内ガイダンスの参加、近畿地区私立女子大学入試広報懇談会における合同進学説明会への参加、高等学校内外のガイダンスへの参加等を継続する。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学では、教職協働の学修支援体制として、教務委員会の構成員を各学科の教員の他、大学事務室教務チームの課長を委員として任命することを委員会規程において定めており、教員だけでなく職員の視点での意見等を取り入れた運営を行っている。【資料 2-2-1】

また、本学ではクラス担任制を導入しており、1・2 年次生は「ジェネリックスキル」の担当教員、3・4 年次生は「専門演習」の担当教員をクラス担任としている。クラス担任は、学生の履修登録の相談やレポートの書き方の指導、ボランティア活動の支援等、正課内、正課外において、学生にとって一番身近で頼りになる支援者となっている。担任は、学生からの相談内容に応じて、大学事務室の各事務部署の職員と連携し、当該学生に適切な支援が行えるよう体制を構築している。

事例として、本学では学期ごとに学期開始から 4 週を調査期間として授業の欠席者調査を実施している。担任は、自ら受け持つ学生の履修科目の出席状況を確認し、2 回以上欠席している科目が 3 科目以上ある場合には、当該学生と面談し、必要に応じて指導を行うとともに、教授会で学部全体の状況を確認している。各学部での状況は、教務委員会にて教務委員より報告がなされ、大学事務室の教務チームとも情報を共有している。【資料 2-2-2】

さらに、本学では 3 学期連続して GPA(Grade Point Average)が 1.00 未満であり、かつ通算 GPA も 1.00 未満である学生を成績不振の学生としており、対象となる学生について、各学期の成績処理の完了後に教務チームから各担任へ連絡している。また、それらの学生に加えて、2 学期連続して GPA が 1.00 未満である学生についても、3 学期目には改善するよう担任への指導を要請している。担任は当該学生との面談を行い、学部教授会で学部全体の状況を確認している。【資料 2-2-3】

各キャンパスにおける支援体制は、国際観光学部では、京都キャンパスの大学事務室に学部事務担当の職員を配置し、学部教員と連携しながら地域連携活動をはじめとした学外活動の支援等を行っている。

子ども教育学部を設置している高槻キャンパスでは、大学事務室の組織に実習支援チームを置き、教育実習や保育実習など学外での様々な実習を実習担当の教員とともに支えている。

※エビデンス集（資料編）

【資料 2-2-1】 教務委員会規程

【資料 2-2-2】 2023 授業多欠者への対応について（お願い）

【資料 2-2-3】 成績不振学生等に対する早期発見・早期支援対策と「退学勧告」

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

＜職員・TA 等による学修支援＞

本学では、大学院を設置していないため、TA (Teaching Assistant) の制度は設けてい

ない。事務職員は、必要に応じて、情報機材等の操作や学外授業等の準備等を支援している。

<授業等に関する支援>

学生への学修支援としては、教員が研究室に待機して相談に応じるオフィスアワーの時間を週1回以上設定するようにしている。オフィスアワー制度の内容については入学時に学生に配布する『学生便覧』に記載しており、各教員のオフィスアワーの時間帯については、京都キャンパスは室町館の合同教員研究室（M205）前、高槻キャンパスは1号館の事務室（1-110）前に掲示し、学生に周知している。また、専任教員、特別任用教員は、授業の合間等の空き時間であれば、オフィスアワーの時間帯に限らず、学生の個別の質問や相談に対応している。【資料 2-2-4】【資料 2-2-5】

非常勤講師については、大学から付与したメールアドレスで、学生からの質問等への対応を依頼している。【資料 2-2-6】【資料 2-2-7】

コロナ禍における授業の対策として令和2（2020）年度より遠隔授業の開始に伴い、学修管理システム「UNIVERSAL PASSPORT」（以下、「UNIPA」という）の「授業 Q&A」機能や Microsoft Teams のチャット機能等を活用した学修支援を実施している。

学修面で困難な学生を支えるために、令和5（2023）年12月にラーニングサポートセンターを設置した。高槻キャンパスでは、子ども教育学部の2年次生から4年次生までの学生有志がピアチューターとなり、新入生をはじめ、授業課題の支援や学生生活の相談に応じている。また、保育実習や教育実習に不安を抱える学生が多いことを踏まえ、実習相談会を開催した。なお、ラーニングサポートセンターの担当教員は、学生の活動を支援・指導しているが、学生の意欲は高く、積極的に活動しているため、学生の主体性が一層発揮されるようクラブ活動に位置付けを改めることを検討している。【資料 2-2-8】

京都キャンパスでは、共同教員研究室（学習支援室）に教員が交代で待機し、学生の学習相談に応じている。学生には、教員の在室時間を通知している。【資料 2-2-9】

<配慮を要する学生への支援>

配慮を要する学生に対する支援については、担任教員が相談窓口となり、学部教授会等で情報を共有・検討し、個別に対応を行っている。

令和6（2024）年度からは、組織体制の強化を図るため、合理的配慮委員会を設置するとともに、合理的配慮の実施に至るまでの学内手続きについて整理した。【資料 2-2-10】

<休学・退学への対策等>

休学、退学等の学籍異動に対する支援としては、異動を希望する学生に担任教員が面談し、経済的な理由の場合には奨学金制度について説明するなど、学生の事情に応じた支援を行っている。しかし、休学、退学の意思が固く、やむをえない事情の場合には、担任教員の指導経過報告書とともに教務委員会、教授会で審議をしている。2023年度に退学した学生の退学理由としては「進路変更（他の教育機関へ進学）」が退学者の約3割（7人/22人）であり、次いで「就学意欲の低下」（6人/22人）、「進路変更（就職）」（3人/22人）、「経済的困窮」（2人/22人）、「海外留学」（2人/22人）等となっている。【資料 2-2-11】

現在、実施している休学、退学への対策としては、長期の欠席を未然に防止するために、欠席者調査を学期開始から4週の間実施している。その時点で欠席を繰り返している学生に対しては担任教員から連絡をとり、事情を聞くとともに、必要な指導を行い、出席を促している。また、2学期連続してGPAが1.00未満の学生に対しては、担任教員が指導、助言を行っており、それでも修学意欲を示さず3学期連続してGPAが1.00未満である場合（通算GPAが1.00以上である場合は除く）は、学生が自身の進路を見直すきっかけとするために退学の勧告を行うことがある。【資料 2-2-12】【資料 2-2-13】

また、留年（卒業延期）者については、卒業判定教務委員会で個々の学生の留年（卒業延期）理由を確認しており、卒業の目途についても同時に確認している。

※エビデンス集（資料編）

- 【資料 2-2-4】2024 年度 学生便覧 【資料 F-5】と同じ
- 【資料 2-2-5】2024 年度春学期 教員授業日程等一覧表
- 【資料 2-2-6】2024 年度非常勤講師の手引き（京都キャンパス）P.3
- 【資料 2-2-7】2024 年度非常勤講師の手引き（高槻キャンパス）P.2
- 【資料 2-2-8】ラーニングサポートセンターの活動内容（高槻キャンパス）
- 【資料 2-2-9】ラーニングサポートセンター案内（京都キャンパス）
- 【資料 2-2-10】合理的配慮委員会規程
- 【資料 2-2-11】2023 年度 学籍異動状況集計
- 【資料 2-2-12】2023 授業多欠者への対応について（お願い） 【資料 2-2-2】と同じ
- 【資料 2-2-13】成績不振学生等に対する早期発見・早期支援対策と「退学勧告」 【資料 2-2-3】と同じ

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

学生の退学、休学、留年（卒業延期）等については、引き続き、その実態および原因の把握に努める。特に、欠席者調査では、休退学等の兆候を数値から確認できるため、教務委員会と学部の連携を一層強化し、早期の指導と支援に取り組む。

また、様々な背景を持つ学生に対する学修支援の組織的体制として、合理的配慮に係る委員会を設置した。当該委員会を中心に本学での合理的配慮のプロセスを確立し、個々の学生の状況に応じた支援の強化を図る。あわせて、支援を要する学生に関する SD 研修会を令和 6（2024）年度も開催し、教職員の理解を深める。

ラーニングサポートセンターによる学修支援については、各キャンパスでの取り組みが開始したところであり、実施状況を点検・評価しながら、改革改善を図る。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

＜支援体制＞

本学では、学生の就職活動を継続的に支援するため、全学的な進路支援体制を整えている。この体制の中核的組織として、就職委員会を設置しており、就職部長、学長によって委嘱された教職員、キャリアサポートセンター課長の委員で構成されている。委員会は原則として月に一回開催し、各学部及びキャリアサポートセンターの取組状況や学生の活動状況について共有しながら、就職支援に関する事項について協議し、支援内容の充実と向上に努めている。【資料 2-3-1】

＜国際観光学部＞

国際観光学部では、科目区分に「キャリアデザイン科目」を設けている。そのうち、主要科目である「キャリアデザイン」では、学生自らが主体的にキャリアを設計・構築する能力の修得を目指している。また、「秘書トレーニング」「企業会計と簿記」「情報クリエイティブ入門」などキャリア形成に資する科目を配置している。さらには、本学の特徴的な授業として、「ジェネリックスキルⅠ～Ⅳ」を必修科目として設けており、社会で求められる基本的な能力やスキルを総合的に養い、学生が社会人として活躍するために必要な能力の修得を目指している。【資料 2-3-2】

また、航空会社やホテル・旅館、旅行会社などの観光系企業への理解が深まるよう工夫している。具体的には、「エアラインサービス論」や「エアラインビジネス論」の履修者を中心に空港見学プログラムを実施している。「旅行産業論」の授業では、旅行会社の実務や役割、関連法令などを体系的に学び、業界の動向や課題まで理解が深まる内容としている。金融系志望の学生に対しては、金融関連資格取得対策講座（「日商簿記」「FP（ファイナンシャル・プランニング）技能検定」「一種外務員資格試験」）を提供し、学生が資格試験を取得するだけでなく、業界や職種の理解を深める機会としている。【資料 2-3-3】【資料 2-3-4】【資料 2-3-5】

4 年次生の担任とキャリアサポートセンターの職員は、就職ミーティングや日常的な情報共有により、業界や学生の動向について詳細を把握し、個々の支援に役立てている。

その他、保健室や学生相談室と連携して、支援の強化に取り組んでいる。心の不調やコミュニケーションが苦手な学生などへの対応にも力を注いでおり、就職活動に不可欠な自己分析や就職相談を中心に、カウンセラーと情報を共有しながら、積極的な支援を行っている。

＜子ども教育学部＞

子ども教育学部では、小学校教員や保育者の養成を主な目的としており、それぞれに保育実習、幼稚園教育実習、小学校教育実習を課している。また、保育現場や教育現場を体験し、自分が将来就きたい職業の現場を体験するための科目として、1 年次に「体験実習Ⅰ」、2 年次に「体験実習Ⅱ」を配置している。学生は、これらの実習を通じて、自己の目標を見直し、学習の意味について自ら考える機会となっており、学生の職業観や就労意識の向上にも資する取り組みとして、重要視している。【資料 2-3-6】

また、公立小学校教員、公立保育士・幼稚園教諭をめざす学生を対象に「アグネス塾」を開催している。講義内容としては、採用試験に向けた一般教養科目（算数・理科・論文・思考判断等）、教職教養科目、面接対策、実技対策である。実用英語技能検定、日本漢字能力検定の対策講座も開設している。【資料 2-3-7】

令和 5（2023）年度からは、2 年次生とキャリアサポートセンター職員による個別面談を実施している。個別面談で把握した内容については、教員と共有し、個々の学生への支援や指導の参考としている。

一方、学生の職業観や志向は多様化している。子ども教育学部は、教育・保育の分野で活躍する人材の育成を目的とする学部ではあるが、一般企業への就職を希望する学生も一定数存在している。企業就職希望者への支援としては、3 年次生より企業就職希望者を対象とした就職講座等を実施している。

必要に応じて障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所など外部の機関とも連携している。定期的な訪問等で各機関の支援内容等を聴き取りしている。外部機関を紹介する際には、本人及び保護者との丁寧なカウンセリングのほか、担任教員との情報共有、相談も密に行い、個々の学生の希望に添った支援に努めている。

<キャリアサポートセンターの概要>

キャリアサポートセンターについては、各キャンパスの 1 階に設置しており、職員が常駐している。令和 6（2024）年 5 月 1 日現在、京都キャンパスに 2 人、高槻キャンパスに 2 人の職員体制である。両キャンパスともに国家資格キャリアコンサルタントの有資格者を含めた職員配置であり、学生の就職支援に専門知識を活かしている。

センター内では、企業、幼稚園、保育所、福祉施設など多様な業種の資料を業種別に整理し、学生が自由に閲覧できる環境を整えている。就職活動専用のパソコンや就職関連図書、各種就職情報サイトの資料なども設置しており、学生が事業所やウェブ上の情報を常に検索できる環境を完備している。本学学生専用の求人検索システムとして、「求人検索ナビ」を導入している。学生は、学内外から「求人検索ナビ」にアクセスし、最新の求人票閲覧や支援情報等の確認が可能である。

主な業務としては、就職ガイダンス・就職講座の実施、個別のキャリア相談や模擬面接、就職活動の指導、求人情報の提供及び求人開拓、各種資格検定取得支援講座や団体受験の実施等であり、年間を通して実施している。

その他、オンライン上での採用面接やインターンシップ等の選考が増加傾向である現状に対応すべく、学内にオンライン選考用のブースを設け、学生が安心して選考に臨める環境を整備している。

<キャリアサポートセンターの支援>

キャリアサポートの職員は、学生一人ひとりの顔と氏名、個別事情と活動状況を把握し、丁寧にカウンセリングを進めている。面談は予約制を基本とし、十分な面談時間を確保できるよう配慮している。予約者以外への対応にも可能な範囲で応じており、学生が緊急の相談がある場合にも安心して相談できる場を提供している。

対面での支援に加えて、WEB やチャットを活用した支援もコロナ禍から継続している。

資格取得を支援するためには、資格取得対策講座や学内団体受験の実施に加え、令和元（2019）年4月より、本学の指定資格を取得した場合に奨学金を給付する「資格チャレンジ制度」を設けている。対象資格については、社会変化や教育課程の改正等を踏まえて、定期的に見直しており、創設当初から対象資格は拡大している。【資料 2-3-8】

就職ガイダンスや就職講座については、企業就職志望者向けと保育職就職志望者向けのプログラムを展開しており、所属学部や希望する就職先の特性に応じた内容を提供している。なお、ガイダンス・就職講座は録画し、欠席者には録画映像を後日視聴できるよう対応している。【資料 2-3-9】【資料 2-3-10】

就職講座・支援行事の実施においては、特に以下の3点を重視している。

- (1) 筆記試験対策講座を連続して実施することで、早期に実力を把握し、筆記試験に対応する能力を十分に身に付け、論理的思考を養う機会とすること。
- (2) 学生参加型のグループワークやディスカッション形式を積極的に取り入れ、学生が自ら考え、主体的に行動することを促すこと。
- (3) 卒業生や在学生の内定者、企業の人事担当者など、最前線で活躍している人物をゲストスピーカーとして招聘し、学生に実際の経験や知見を伝えるとともに、交流の機会を提供すること。

その他、学生の就職活動をサポートする補助的なツールとして、必要な情報を掲載した冊子『プレイスメントブック（就職活動ガイドブック）』を作成し、配布している。【資料 2-3-11】

<保護者への支援と連携>

本学では、保護者と就職に関する情報を共有し、学生の就職活動への理解を得ることが重要と考えており、両学部とキャリアサポートセンターの合同で、「保護者就職懇談会」を全学的な取組として毎年度開催している。懇談会では、1～3 年次生の保護者を対象とし、近年の就職環境の実情、就職活動状況、本学の就職支援体制等について保護者に具体的な情報を発信している。その上で、教員、キャリアサポートセンター職員と保護者の個別相談会も実施している。この機会を通じて、本学の教育方針や就職支援体制、学生の活動状況等について、保護者の理解を得ることにより、学生のキャリア形成や就職活動について、家庭内でも理解と支援が得られるよう努めている。【資料 2-3-12】【資料 2-3-13】

なお、令和 5（2023）年度の卒業生の就職率（就職希望者に占める就職者の割合）については、国際観光学部 99.2%、子ども教育学部 100%であった。

※エビデンス集（資料編）

【資料 2-3-1】就職委員会規程

【資料 2-3-2】2023 年度 国際観光学部カリキュラム表

【資料 2-3-3】2023 空港見学_案内リーフレット

【資料 2-3-4】アグネスエアラインプログラムツアーについて

【資料 2-3-5】2023 年度 企業・金融機関就職対策のための資格取得講座

【資料 2-3-6】2023 年度 子ども教育学部カリキュラム表

【資料 2-3-7】2023 年度アグネス塾資料

【資料 2-3-8】就職講座予定表 国際観光学部

【資料 2-3-9】就職講座予定表 子ども教育学部

【資料 2-3-10】資格チャレンジ制度ご案内（平安女学院大学資格取得奨励奨学金制度）

【資料 2-3-11】プレイスメントブック（就職活動ガイドブック）

【資料 2-3-12】保護者就職懇談会プログラム（国際観光学部）

【資料 2-3-13】保護者就職懇談会プログラム（子ども教育学部）

（3）2-3 の改善・向上方策（将来計画）

今後は公的機関と連携した支援体制を更に強化し、学生と企業のマッチング、交流の機会を増やしていく。これにより、学生が早い段階で社会との接点を持ち、自己の職業適性や将来のキャリア設計について、明確な課題意識と具体的な目標を持つ機会とする。近年の職業の多様化や企業等の業種・規模・業務内容等の変化、雇用情勢の変動に柔軟に対応して、多様な職業・進路選択ができるよう、学部とキャリアサポートセンターで連携協力を図りながら、低学年次からの体系的なプログラムを実践する。また、外国人留学生の入学増加に伴い、日本国内での就職希望者に対する支援体制と支援内容を整備する。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

（1）2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

（2）2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

＜学生支援のための組織＞

本学では、学生の指導及び福利厚生に関する事項を学生部が所管している。その中心的な組織として、学生サービス委員会を設置している。構成員は、学生部長、学生部副部長、学生部主幹、学長によって委嘱された教職員、学生サービスチーム課長である。委員会は原則として月に一回開催し、奨学金や経済支援、課外活動など学生の厚生補導に関する事項を協議し、学生会の動向や日常的な学生生活の状況等について、情報交換を行っている。配慮を要する学生の受け入れについては、学生や保護者から提出された申請書を基に学部が援助体制を構築している【資料 2-4-1】

教員組織としては、クラス担任制度を設けており、担任が学生生活全般の相談に応じている。具体的には、学修支援に関することや、服装・容儀に関する指導、通学に関する指導、教室内の美化に関する指導、学生会活動・行事への参加指導、学外行事への参加、アルバイトに関する指導を行なっている。

事務組織については、大学事務室に学生サービスチームを配置している。学生サービスチームの事務職員は、日常的に学生生活の相談に応じるとともに、奨学金や経済支援、学生会活動、クラブ・委員会活動など、学生生活全般にわたって支援している。

<外国人留学生への支援>

令和 5（2023）年 5 月 1 日現在、国際観光学部には 14 人、子ども教育学部には 1 人の外国人留学生が在籍している。また、令和 5（2023）年度の秋学期には、5 人の外国人留学生が編入学した。

秋学期に編入する外国人留学生に対しては、事務職員が入国の手続きや来日後の各種手続き、居住先や生活に関する支援を行っている。学生生活への不安を緩和し、友人関係を構築するためには、歓迎会を開催している。また、学生会主催の行事にも参加を促し、学生・教職員との交流を深めている。

令和 6（2024）年度には、国際観光学部の 1 年次生として 34 人の外国人留学生が入学した。外国人留学生への支援体制としては、国際観光学部教員及び大学事務室職員による留学生支援会議を設け、個々の外国人留学生の学修状況や日常生活の課題、学生間の交流等について情報共有し、今後の対応を検討している。

<海外留学への支援>

国際観光学部における海外への留学支援としては、学部教員と事務担当者が、出国までの書類作成のフォローアップや留学中のトラブルに対するアドバイスを行っている。留学プログラムにおける経済的支援としては、英語圏で 120 万円、中国語圏で 60 万円を貸与している。令和 6（2024）年度からはセブ島での半年間の語学留学もプログラムに追加しており、20 万円の奨学金貸与を予定している。【資料 2-4-2】

子ども教育学部では、ニュージーランド国立ワイカト大学と覚書を締結し、語学留学プログラムおよび語学研修プログラムを実施している。本プログラムに参加する学生には、経済的支援として 1 年間の語学留学には 120 万円、半年間の語学留学には 60 万円、語学研修には 20 万円の奨学金を貸与している。【資料 2-4-3】【資料 2-4-4】

上記のプログラムでは、本学を卒業した場合、返還を免除しており、実質的な給付型の奨学金とし、海外での学修を支援している。

<経済的な支援>

本学独自の経済支援としては、「授業料減免制度」を設けており、主たる家計支持者の収入が基準額よりも低い場合、入学初年度の秋学期の学費を半額免除している。令和 5（2023）年度の実績は、国際観光学部（42.3%）、子ども教育学部（42.9%）であり、両学部ともに 4 割程度の学生が対象となっている。【資料 2-4-5】

学費支弁が難しい学生に対しては日本学生支援機構、地方自治体の奨学金や貸付、民間教育ローン等による学資獲得を提案している。令和 2（2020）年度から導入された「高等教育の修学支援新制度」の令和 5（2023）年度対象者は、国際観光学部（20.2%）、子ども教育学部（17.0%）とも 2 割近くの学生が対象となっており、収入が少ない家庭の学生にとって、修学を支える制度となっている。

本学で対応している奨学金制度の概要は、次のとおりである。

平安女学院大学

表 2-4-1 令和 5（2023）年度の奨学金制度

名称	運営者	種別	実績数	概要
入学初年度秋学期授業料半額免除制度（新入生）	平安女学院大学	給付	41	家庭の経済的事情により、入学初年度の秋学期授業料の半額を免除
入学初年度秋学期授業料半額免除制度（編入生）	平安女学院大学	給付	3	家庭の経済的事情により、入学初年度の秋学期授業料の半額を免除
入学試験成績優秀者特別奨学金	平安女学院大学	給付	2	一般入試 A の入試合格者の上位 5% に対して、最大で 4 年間、学費の半額相当分を免除
海外語学留学奨学金	平安女学院大学	貸与	5	海外語学留学プログラムに参加する学生に貸与。卒業すると、返還免除
海外語学研修奨学金	平安女学院大学	貸与	14	子ども教育学部の春期ニュージーランド語学研修プログラムに参加する学生に貸与。卒業すると、返還免除
私費外国人留学生授業料等減免制度	平安女学院大学	給付	5	私費外国人留学生の授業料を 20% 免除
日本語能力検定 1 級合格者奨学金	平安女学院大学	給付	1	日本語能力検定 1 級に合格した交流留学生に対して、合格した翌年の春学期の学費を 10 万円免除
平安女学院貸与奨学金	学校法人 平安女学院	貸与	0	経済的に困難な学生への無利子貸与奨学金
勤労表彰学生	勤労学生援助会（大学 コンソーシアム京都）	給付	0	学費や生活費をアルバイト及び奨学金に頼り、家庭からの援助が皆無に近い学生対象
文部科学省外国人留学生学習奨励費	日本学生支援機構	給付	0	国費外国人留学生及び外国政府の派遣留学生ではない者が対象
給付奨学金	日本学生支援機構	給付	98	家計水準が規定枠内の学生に対する給付型奨学金
第一種奨学金	日本学生支援機構	貸与	101	家計水準が規定枠内の学生に対する無利息の貸与奨学金
第二種奨学金	日本学生支援機構	貸与	159	家計水準が規定枠内の学生に対する利息付の貸与奨学金。
滋賀県保育士修学資金貸付事業	滋賀県社会福祉協議会	貸与	5	卒業後滋賀県内で保育士業務に従事しようとする者
大阪府保育士修学資金貸付事業	大阪府社会福祉協議会	貸与	4	卒業後大阪府内で保育士業務に従事しようとする者
京都府保育士修学資金貸付事業	京都府社会福祉協議会	貸与	1	卒業後京都府内で保育士業務に従事しようとする者

平安女学院大学

船橋市保育士養成修学資金貸付制度	船橋市	貸与	1	卒業後船橋市内で保育士業務に従事しようとする者
中信育英会奨学金	中信育英会	給付	3	学業優秀、品行方正かつ経済的事由で就学が困難な者。国際観光学部 2 年次在学者であること。
張鳳俊奨学金	京都市国際交流協会	給付	0	京都で勉学に励むアジア出身の私費留学生を対象
中島健吉記念奨学金	平和中島財団	給付	0	学業、人物共に優秀であり、経済的援助を必要とする私費留学生対象
共立国際交流奨学財団奨学金	共立国際交流奨学財団	給付	0	アジアから来日している私費留学生対象
生命保険協会 保育士養成給付型奨学金	生命保険協会	給付	1	保育士養成施設に在学し、将来保育職に就く志を持っている学生対象

学生サービスチームでは、学費納付と奨学金に関する年間スケジュールを予め告知している。また、学費の支払いが困難な学生から相談があった場合は、そのことが原因で退学とならないよう、延納・分納について丁寧に助言・指導等を行っている。

< 学生寮 >

学生寮については、令和 3（2021）年度まで高槻キャンパスの徒歩圏内に「聖アグネス寮」を運営していたが、現在は設置していない。

京都キャンパスでは以前より寮に代わるものとして、高槻キャンパスでは閉寮後に入学した地方出身学生への経済的支援として、賃料等の一部を大学が補助をする「大学学生指定マンション制度」を設けている。各キャンパスで確保している部屋数は数戸ずつであるが現在のところ問題なく運用されており、学生にとって有益な経済支援となっている。また下宿希望の学生及び留学生に対しては、学生サービスチームが安全性や価格設定、通学の利便性などの要件により選定した業者を紹介している。外国人留学生の下宿斡旋に関しては、外国語で対応が可能な業者を紹介しており、学生が不安なく留学生活を送ることができるよう配慮をしている。

< 学生の課外活動 >

クラブ活動は、高槻キャンパスで 7 クラブ、京都キャンパスで 8 クラブが活動している。各クラブには教員を顧問として配置している。顧問は、活動について学生から相談に乗り、学外活動の際には引率する場合もある。また、学生会及び顧問が承認すれば、学内外から指導者を招聘することも可能である。なお、クラブ活動費を学生会費より支弁しており、執行の際には学生サービスチームが相談に応じ、予算・決算時には助言をしている。

京都キャンパス茶道部においては「御池茶会（京都市）」に参加し、活躍の場所を広げた年となったが、新型コロナウイルス感染症の影響で、クラブ活動の制限が数年に渡ったため、大半のクラブの入部者が激減した。

また、課外活動よりもアルバイトに力を入れる学生が増加傾向にあることもあり、大半のクラブで入部者が減少し、存続が厳しくなっている。今後クラブ活動の参加率を向上させることは、両キャンパスの課題となっている。

表 2-4-2 京都キャンパスのクラブ一覧（令和 5（2023）年 5 月 1 日現在）

体育系クラブ	文化系クラブ	
ダンス部	韓国文化クラブ	日本舞踊部
	クッキングクラブ	茶道部
	軽音楽部	ねこ部
	紅茶部	

表 2-4-3 高槻キャンパスのクラブ一覧（令和 5（2023）年 5 月 1 日現在）

体育系クラブ	文化系クラブ	
—	吹奏楽部	ちくわ部
	イルミネーションクラブ	ボランティア部
	和太鼓部	日本文化部
	韓国文化クラブ	

学生会は、基本的に各キャンパスの執行委員会で運営している。両キャンパスに共通する事項については、学生部長を中心に指導・支援し、個別事項については学生サービス委員、学生サービスチームが支援している。学生会の主な活動は、新入生歓迎会、合同運動会、成果報告会（京都キャンパス）、リーダーズセミナー（高槻キャンパス）、大学祭、クリスマス会等であり、学生が主体的に運営している。ただし、学生サービスチームでは、会場の確保や備品の調達、予算計画等の相談に応じつつ、活動当日も担当職員が支援しており、特に安全面の確保には十分に注意している。また、委員会活動として、「大学祭実行委員会」「卒業企画委員会」「イルミネーション委員会」「アグネスアテンダント委員会」が置かれており、学生会活動と同様に支援している。「イルミネーション委員会」「アグネスアテンダント委員会」については、学内の活動のほか地域連携活動も積極的に実施している。

令和 5（2023）年度においては、学生の希望を考慮し、学生・学生部・学生サービスチームの教職員で検討の結果、以下の学生会活動を実施した。

表 2-4-4 京都・高槻両キャンパスの学生会活動

実施月	行事名	内容
2023 年 5 月	合同運動会	従来通り 1 日開催。玉入れ、イントロ、リレー等学生主導で実施
2024 年 2 月	リーダーズ研修会	両キャンパスの学生会メンバーが親睦を深め、次年度行事等について話し合った

表 2-4-5 京都キャンパスの学生会活動

実施月	行事名	内容
2023 年 4 月	新入生歓迎会 & クラブ紹介	宿泊オリエンテーションのプログラム内で実施。先生クイズ、京都観光に関わるクイズで交流を深めた
2023 年 4 月	クラブ体験日	クラブブースを新入生が周り、話を聞き体験をすることで入部を促す。スタンプラリー形式ですべてのクラブを回るように工夫
2023 年 7 月	学科交流会 & 浴衣 DAY	浴衣を着て学生同士でかき氷を作った。お菓子釣りも実施。浴衣での記念写真撮影をするためのフォトブースも設置
2023 年 10 月	大学祭	模擬店、有志・クラブ発表、仮装コンテスト、模擬店コンテスト等を実施
2023 年 10 月	ハロウィン	学生が合言葉（Trick or Treat）を伝え、教職員からお菓子を受け取るハロウィンイベント
2023 年 12 月	クリスマス会	クリスマスに因んだ伝言ちぎり絵ゲーム、ビンゴ大会を実施。参加賞としてクリスマスケーキを準備
2024 年 1 月	成果報告会	各クラブの代表者を集め、当年度の活動内容と来年度の活動予定を報告。大学への要望についても話し合われた
2024 年 3 月	卒業パーティー	じゃんけん大会や思い出のスライドショー上映

表 2-4-6 高槻キャンパスの学生会活動

実施月	行事名	内容
2023 年 4 月	新入生歓迎会	大学の年間行事の紹介や各クラブ紹介
2023 年 10 月	大学祭	飲食やゲーム類の模擬店、カプラ、学内部活動の発表に加え、地域の高校のクラブを招いてのステージ発表、絵本の読み聞かせや手遊びを披露
2023 年 12 月	クリスマスイベント	クリスマスについてのクイズや抽選会。軽食やケーキをふるまった
2024 年 2 月	リーダーズセミナー	各クラブの代表者を集め、当年度の活動内容と来年度の活動予定を報告
2024 年 3 月	卒業パーティー	抽選会やクイズ、思い出のスライドショー上映

大学祭は、キャンパス別に開催し、各学部の学びを活かしたイベントや各クラブの成果発表、趣向を凝らした模擬店が出店されている。学生サービスチームでは、各キャンパスの大学祭実行委員会を指導・支援している。

令和 5（2023）年度は、前年度まで設けていた新型コロナウイルス感染症に係る参加者の制限は行わず、京都キャンパス、高槻キャンパスとも、従来の運営方法で大学祭を実施した。また、両キャンパス合同の学生会活動として、4 年ぶりに運動会を実施した。

令和 6（2024）年 2 月には学生会幹部によるリーダーズ研修会を実施し、両キャンパスの学生が交流を深めるとともに、次年度の学生会活動について意見交換した。

＜学生の健康管理＞

学生の健康管理については、京都・高槻両キャンパスとも、保健室に看護師・保健師が常駐している。学生が外傷や体調不良となったときには、保健室で応急処置を行っている。必要に応じて、専門医療機関への紹介や救急搬送等の迅速な対応を行っている。また、両キャンパスとも定期的に学校医が来校し、診察や医療相談を行っている。学生の潜在的なニーズに応じ令和 5（2023）年 10 月より精神科医の来校も開始した。【資料 2-4-6】【資料 2-4-7】

毎年 4 月に学校保健安全法に基づいた定期健康診断と、緊急時にも対応できるよう既往・現病歴等（任意）の健康調査、精神面ではストレスチェックを全学生に実施している。また実習科目（教育実習・保育実習等）のある子ども教育学部については、予防接種歴の問診および麻疹、風疹の抗体検査を行っている。

その他の感染症については、インフルエンザ対策としてインフルエンザワクチンの接種を両キャンパスともに希望する学生・教職員を対象に、学内及び協力医療機関で 10 月から 11 月頃に行っている。

AED（自動体外式除細動器）を両キャンパスに設置しており、子ども教育学部の学生には「子どもの健康と安全」の授業の中で、使い方や救命の手順等を指導している。

学生相談室は、京都キャンパスに 1 人、高槻キャンパスに 3 人の相談員（いずれも公認心理師・臨床心理士）を配置し、日々の悩み事や不安定な心を抱えた学生の相談を受け付けている。相談内容によっては、継続的な相談を助言、場合によっては学外の相談機関を紹介し、迅速に問題解決に向かえるよう体制を整えている。また、保護者からの相談も随時受け付けている。

表 2-4-7 令和 5（2023）年度の保健室の利用状況

キャンパス	延べ利用者数
京都キャンパス	628 人
高槻キャンパス	1,823 人
合 計	2,451 人

※延べ利用者数には教職員や併設のこども園（高槻キャンパス）、傷病者以外で衣服や衛生用品の貸出等も含む。

表 2-4-8 令和 5（2023）年度の学生相談室の利用状況

キャンパス	延べ利用者数
京都キャンパス	151 人
高槻キャンパス	171 人
合 計	322 人

※エビデンス集（資料編）

【資料 2-4-1】 学生サービス委員会規程

【資料 2-4-2】 国際観光学部海外留学貸与奨学金制度に関する内規

【資料 2-4-3】 子ども教育学部海外語学留学貸与奨学金制度に関する内規

【資料 2-4-4】 MEMORANDAM OF UNDERSTANDING between The UNIVERSITY OF WAIKATO, NEW ZEALAND and HEIAN JOGAKUIN (St. AGNES') UNIVERSITY, JAPAN

【資料 2-4-5】 平安女学院大学 経済援助・授業料等減免規程

【資料 2-4-6】 【国際】校医来校日のお知らせ（京都キャンパス）

【資料 2-4-7】 保健室からのお知らせ（高槻キャンパス）

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生の経済的支援については、引き続き、各家庭の状況を把握し、必要に応じて本学独自の奨学金制度や日本学生支援機構等の奨学金に関する情報を提供する。また、学納金の支払いに関する相談が増えていることもあり、今後の支援策や現行制度の改正の必要性等について検討する。

学生会やクラブ活動など、学生の主体的な活動に対しては、学生サービス委員会が中心となり、学生に寄り添った支援を継続していく。

外国人留学生の支援については、国際観光学部の教員や学生サービスチームの職員、留学生支援会議などで個々の学生の状況を注視しつつ、学部教授会や執行部会では支援体制や支援内容の見直し・充実を検討する。留学生支援会議については、情報共有の場としているが、運営状況に応じて、大学組織規程への規定や委員会規程の整備を検討する。

配慮が必要な学生への支援については、学生部のもとに設置した合理的配慮委員会を中心に学部、担任、学生相談室等の連携を強化する。

学生の健康管理に関しては、必要に応じてオンラインでのカウンセリングを併用し、希望する学びや進路が達成できるよう支援をする。なお、感染症対策として、率先して情報収集し、学生の健康を守り、疾病罹患者が増加しないよう細心の注意を払う。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、京都キャンパス（大学本部、国際観光学部）と高槻キャンパス（子ども教育学部、附属こども園）に校地を有している。両キャンパスを合わせた校地・校舎面積は、大学設置基準に定める基準面積を満たしている。令和 6（2024）年 5 月 1 日現在の状況は、次のとおりである。【資料 2-5-1】【資料 2-5-2】

表 2-5-1 校地校舎面積及び大学設置基準上の必要面積 令和 6（2024）年 5 月 1 日現在

	大学設置基準上の必要面積	大学全体	キャンパス別	
			京都キャンパス	高槻キャンパス
校地面積	7,100.00 m ²	42,011.19 m ²	5,142.69 m ²	36,868.50 m ²
校舎面積	5,494.32 m ²	22,939.05 m ²	6,447.25 m ²	16,491.80 m ²

※上記は大学設置基準上の算入面積（不算入用地を除く）

表 2-5-2 主な施設概要：京都キャンパス

施設名称	主要施設
室町館	学長室、会議室、事務室、個人研究室、非常勤講師室、講義室、演習室、情報処理演習室、茶室、図書館、保健室（学生相談室含む）、学生ホール、入学センター、印刷室、食堂、クラブボックスなど
明治館	演習室
有栖館	和室など

高槻キャンパス

施設名称	主要施設
1 号館	学長室、会議室、事務室、非常勤講師室、書庫、印刷室など
2 号館	個人研究室、演習室、情報処理演習室、絵本・表現資料室、保育演習室、電子ピアノ練習室、保健室（学生相談室含む）、子育て支援拠点事業ひろば型施設「どんぐりの森」など
3 号館	レッスン室、ピアノ練習室、演習室など
4 号館	個人研究室、講義室、演習室、小学校模擬教室、カンパセーションラウンジなど
5 号館	調理実習室、理科実験室実習室、図画工作室、ロッカールームなど
6 号館	図書館、実習指導室、事務室など
7 号館	体育館（講堂兼用）、食堂、多目的室など
8 号館	セミナー室、クラブボックスなど

9号館	大講義室、情報処理演習室など
A号館	チャペルなど

施設設備等の維持・運用に関しては、学校法人として「学校法人平安女学院 固定資産および物品管理規程」に定めており、各キャンパスの管理責任者が維持・運用している。建築物、建築設備、昇降機、防火設備、電気・ガス、浄化槽・貯水槽等の法定点検は法令に基づいて実施しており、学内の清掃業務、樹木の剪定等に関しても、専門業者へ委託して行っている。

学生からの施設・設備に対する意見や要望等については、「学生生活・学修行動に関するアンケート調査」により把握している。また、学生会が取りまとめた各クラブの意見、要望等に関しては、学生サービスチームを通じて、施設・設備を担当する総務チームや大学事務室部長と共有している。大学事務室部長は、学生の意見や要望を精査するとともに、学長や法人事務局長とも相談の上、必要経費を次年度の予算要求に盛り込んでいる。

※エビデンス集（資料編）

【資料 2-5-1】 2023 年度平安女学院大学京都キャンパス 校舎平面図

【資料 2-5-2】 2023 年度平安女学院大学高槻キャンパス 校舎平面図

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

<図書館>

京都キャンパスと高槻キャンパスのそれぞれに図書館を設置している。全館の所蔵資料については、OPAC（Online Public Access Catalog）で検索可能であり、学生及び教職員の希望に応じて、キャンパス間で資料の取り寄せを行っている。

令和 5（2023）年 5 月 1 日現在、両館をあわせると、約 20.9 万冊の図書資料を所蔵している。図書館内の閲覧席は京都キャンパス 56 席、高槻キャンパス 134 席の計 190 席を設置している。また、新聞記事や事典・辞書のオンラインデータベースを提供している。

【資料 2-5-3】

開館時間は平日 9 時 15 分から 19 時である。学年暦において、土曜日や祝日を授業日に設定している場合は開館している。令和 5（2023）年度の利用状況については、京都キャンパスと高槻キャンパスをあわせると、延入館者数は 11,882 人、開館日数あたりの平均入館者数は 50.6 人、貸出冊数は年間 1,754 冊であった。【資料 2-5-4】 【資料 2-5-5】

図書館の利便性を図るため、令和 4（2022）年 4 月より、両キャンパス図書館では、学生用の Wi-Fi による無線 LAN の利用を可能とした。高槻キャンパス図書館では、令和 5（2023）年 9 月に旧短期大学部保育科所蔵の雑誌・紙芝居等を図書館に集約した。

<ICT 環境>

ICT（情報通信技術）環境としては、情報処理演習室を京都キャンパスに 2 教室、高槻キャンパスに 2 教室配置しており、授業での利用時を除いて学生が自由に使用できるよう開放している。それ以外にも学生が使用可能なパソコンを図書館等に設置している。

なお、学生が使用できるパソコンの設置状況は、表 2-5-3 のとおりである。

表 2-5-3 学生用コンピュータの設置状況

京都キャンパス		高槻キャンパス	
施設名	台数	施設名	台数
情報処理演習室（113 教室）	40	情報処理演習室 A（9201 教室）	40
情報処理演習室（114 教室）	28	情報処理演習室 C（2304 教室）	40
		6 号館コンピュータコーナー	10

各教室の整備に関しては、毎年度各部署から教育環境の整備の必要性について意見を求め、大学全体としての優先度を検討の上、次年度の予算化を図っている。京都、高槻両キャンパスの Wi-Fi 利用範囲の拡充には、令和 2（2020）年度から段階的に進めている。

また、学修管理システムである UNIPA には、Web 上で授業資料の配布や課題管理等を行うことができる機能があり、Microsoft365 は、コラボレーションプラットフォームである Microsoft Teams やアンケート作成ツールである Microsoft Forms 等の機能を有しており、これらの機能を教職員や学生が使用できるようにすることで、遠隔授業を実施する際の利便性を高めるよう努めている。

※エビデンス集（資料編）

【資料 2-5-3】電子データベース利用統計 2023 年度

【資料 2-5-4】2023 年度図書館入館者数

【資料 2-5-5】年間入館者数と貸出冊数の推移

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

施設のバリアフリーについては、京都キャンパス、高槻キャンパスともに、エレベーター、スロープ、多目的トイレを設置している。車いすの走行等が困難な場所では、ダンスロープにより解消を図っている。また、高槻キャンパスでは保健室に呼び出しブザーを設置している。

高槻キャンパスの校舎は昭和 62(1987)年 4 月に建設されたものであり、昭和 56(1981)年 6 月施行の新耐震基準を満たしている。京都キャンパスの校舎については、平成 30(2018)年度に室町館の耐震工事を実施した。明治館については、明治 28 (1895) 年にイギリスのクイーン・アン様式を模して建設された特徴的な校舎であるが、阪神・淡路大震災の被害を受け、平成 20 (2008) 年までに耐震工事を実施した。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学の特徴として掲げる少人数教育を実践するために、1 クラスあたりの学生数について、「授業開設開講基準」にて定めている。【資料 2-5-6】

「授業開設開講基準」は、令和 4 (2022) 年度に教務委員会において、教育環境を維持しつつ、現状に即したクラスを編成できるよう見直しを行った。令和 5 (2023) 年度からは、表 2-5-4 の基準でクラスを編成している。

表 2-5-4 1 クラスの編成人数

授業形態	1 クラス当たりの人数
講義	当該学科の入学定員に 1.5 を乗じた人数
演習	次に掲げる内容に応じた人数
1 語学に関する科目	20 人
2 ゼミ形式にて実施する科目	20 人
3 専門演習および卒業研究	20 人
4 ピアノ指導に関する科目	8 人
5 1 から 4 に掲げる科目以外で授業時間が 15 時間（週 1 時間×15 週）の科目	当該学科の入学定員を 2 で除した人数（1 未満の端数が生じる場合は、これを切り上げた人数）
6 1 から 4 に掲げる科目以外で授業時間が 30 時間（週 2 時間×15 週）の科目	当該学科の入学定員を 4 で除した人数（1 未満の端数が生じる場合は、これを切り上げた人数）
実技	当該学科の入学定員に 1.5 を乗じた人数
実習	当該学科の入学定員に 1.5 を乗じた人数

なお、履修登録者数が 10 人以下である科目については、「授業開設開講基準」に基づき、教務委員会にて審議のうえ、不開講を判断する場合もある。ただし、卒業や免許資格の取得に必要な科目や専門演習（ゼミナール形式の演習科目）等については、履修登録者の人数に関わらず、教務委員会にて開講が妥当と判断している。【資料 2-5-7】

※エビデンス集（資料編）

【資料 2-5-6】 授業開設開講基準

【資料 2-5-7】 2023 年度履修登録者少数による不開講決定科目

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

図書館の Wi-Fi 環境整備に伴い、館内でのノートパソコンの利用者が増えているため、充電ステーションの設置等を検討する。京都キャンパスの図書館は施設の広さに制約があり、図書館の座席数を飛躍的に増加させることは難しいため、学内ネットワークにおいて新聞・辞典等の代表的なオンラインデータベースを利用出来るよう整備を進める。国際観光学部、子ども教育学部とも BYOD（Bring Your Own Device）での将来的な対応も踏まえて検討し、学内の Wi-Fi 対応エリアの拡充に努める。

授業のクラス編成については、授業開設基準に基づき、適切に運用する。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する学生の意見・要望については、主に「授業評価アンケート」と「学生生活・学修行動に関するアンケート」結果をもとに把握している。

＜授業評価アンケート＞

本学では、春学期と秋学期の最終週前後に実施している。令和 2（2020）年度には、マークシート用紙への記述式から Microsoft Forms のアンケート機能を利用した Web 上の調査に移行し、令和 3（2021）年度からは UNIPA の機能を利用している。一般的に、Web 上でのアンケートは、記述式のアンケートに比べて回答率が低くなる傾向がみられるため、令和 5（2023）年度では、各授業担当者に向けて、最終授業日に学生が回答する時間を確保するよう要請した。また、各学部の教員からは、学生に期間内の回答を繰り返して呼び掛けた。その結果、全体の回答率は春学期で 64.2%、秋学期で 61.9%となり、前年度比で回答率は向上した

アンケートの結果については、調査企画室で学部別に集計・分析し、自己点検・評価委員会に報告している。授業科目別の結果については、担当教員に限り、開示している。

自由記述欄には、学生からの意見や質問が記入されている場合もあり、その授業科目の担当教員は UNIPA 上で回答し、学生にフィードバックしている。

対応を要すると考えられる授業科目については、学長や学部長等が担当教員と面談し、十分に聴き取りした上で、必要に応じて指導・助言を行っている。【資料 2-6-1】【資料 2-6-2】【資料 2-6-3】

＜学生生活・学修行動に関するアンケート＞

「学生生活・学修行動に関するアンケート」については、年 1 回、全学生を対象に実施している。学生生活全般に関する意見を聴取するとともに、学生の学修行動についても把握している。アンケート調査の集計・分析は、調査企画室にて実施し、自己点検・評価委員会に報告している。【資料 2-6-4】

その他、学生が意見や要望を随時投稿できる「リクエストボックス」を各キャンパスに設置している。学生サービスチームの職員は毎月、「リクエストボックス」の中身を確認し、投稿があった場合、学生サービス委員会に報告し、対応を検討している。【資料 2-6-5】

※エビデンス集（資料編）

【資料 2-6-1】2023 年度春学期授業評価アンケート

【資料 2-6-2】2023 年度秋学期授業評価アンケート

【資料 2-6-3】 2023 年度授業評価アンケート結果を踏まえた改善対応について

【資料 2-6-4】 2023 年度学生生活・学修行動に関するアンケート

【資料 2-6-5】 2024 年度学生便覧 学生生活の基本 12) リクエスト BOX

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

「学生生活・学修行動に関するアンケート調査」では、睡眠時間や朝食の習慣も項目に加えており、学生の健康管理の参考としている。また、保健室では、日常的に来室する学生から相談や定期健康診断の結果から、学生の健康状況や傾向を把握している。

学生生活全般については、「学生生活・学修行動に関するアンケート」の実施、「リクエストボックス」の設置、「リーダーズセミナー」での意見聴取により、学生の意見・要望を把握している。令和 5（2023）年度の対応として、高槻キャンパスでは、周辺に飲食店や店舗が存在しないことを踏まえ、無人コンビニ（ミニストップポケット）を設置した。京都キャンパスでは、食堂のメニューの見直しを行った。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境については、「学生生活・学修行動に関するアンケート」の実施、「リクエストボックス」の設置、「リーダーズセミナー」での意見聴取により、学生の意見・要望を把握している。令和 5（2023）年度の対応としては、高槻キャンパスにて、女子トイレの一部を改修した。

（3）2-6 の改善・向上方策（将来計画）

「授業評価アンケート」「学生生活・学修行動に関するアンケート」などのアンケート調査や「リクエストボックス」の設置を継続する。ただし、各アンケート調査は、学生や教職員の負担ともなっているため、実施方法を工夫する。

学修環境の改善には、支出を伴う場合が多く、全ての意見・要望を直ちに実行することは困難であるが、引き続き、教育効果や必要経費、優先順位、安全性等を総合的かつ慎重に検討し、学修環境の改善に取り組む。

【基準 2 の自己評価】

本学では、建学の精神、教育目的等に基づき、アドミッション・ポリシーを定め、広く周知している。入学者選抜方法については、アドミッション・ポリシーに沿った内容であり、適切な体制のもとで公正に実施している。収容定員充足率については、入学者数の減少に伴い、67.8%にまで低下しているが、段階的に入学定員を減じており、定員の適正化を図っている。また、大学として学生の確保を最重要課題に掲げ、現状分析や体制の強化、オープンキャンパスの工夫、新たな募集広報施策の実施など、入学者数の増加に向けた具体的な活動を展開している。

学修支援については、教務委員会を中心に教員と職員が協働して取り組んでいる。特に、

1 年次生から 4 年次生まで担任制とし、個々の学生を丁寧に支援している。休退学への対策としては、欠席者調査を活用し、早期の対応に努めている。

TA・SA の制度は導入していないが、ラーニングサポートセンターを設置し、学生有志のピアチューターによる支援活動を開始した。また、オフィスアワーも実施している。

配慮を要する学生には、これまでも個別の事案への対応を検討・実施してきたが、令和 6（2024）年度より、合理的配慮委員会を設けるなど、支援体制を強化した。

キャリア支援としては、教育課程にキャリア形成に資する科目を設置している。また、就職委員会のもとで、各学部とキャリアサポートセンターが連携し、就職対策講座や個別面談、保護者懇談会、『プレイスメントブック（就職活動ガイドブック）』の配付等に取り組んでいる。

学生生活に関する支援としては、学生部のもとで、日常的に奨学金等の経済面やクラブ活動、健康管理等を支援している。令和 6（2024）年度からは外国人留学生の増加を踏まえ、支援体制を強化した。

学修環境としては、大学設置基準に定める施設・設備を適切に整備している。バリアフリー化や耐震化も完了しており、安心して快適な学修環境の維持に努めている。

授業については、「授業開設開講基準」に基づき、全科目の履修者数を厳格に管理し、教育効果の維持に努めている。

学生からの意見・要望等については、「授業評価アンケート」や「学生生活・学修行動に関するアンケート」、「リクエストボックス」などをおして把握しており、授業改善や施設・設備の充実等に活用している。

以上のことから、基準 2「学生」を満たしていると評価する。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

教育目的を踏まえて、大学全体及び両学部のディプロマ・ポリシーを定め、ホームページ、『学生便覧』等に掲載し、学内外に公表している。【資料 3-1-1】

表 3-1-1 ディプロマ・ポリシー（令和 6（2024）年 5 月 1 日現在）

大学	建学の精神を体得し、専門分野の学びを通して修得した知識を活かして、地域社会ならびに国際社会に貢献できる資質を備え、所定の課程を修了した学生には卒業が認定され、学位が授与される。
国際観光学部	① 本学の建学の精神およびキリスト教の精神に基づく人間性と、豊かな教養を有している。 ② 課題発見、探究能力、実行力を核とするジェネリックスキルを身につけている。 ③ ホスピタリティ精神をもって他者と接することができる。 ④ 観光の学びを通して、日本・世界の社会や文化の多様性を理解している。 ⑤ 地域社会の課題を理解し、さまざまな地域活動に取り組み、地域に貢献できる能力を身につけている。 ⑥ 国際的な環境の中で、能動的なコミュニケーションをすることができる。

子ども教育学部	① 本学の建学の精神およびキリスト教の精神に基づく人間性と、豊かな教養を有している。 ② 子どもの教育や保育に関する幅広い知識および技能を身につけ、それを応用し、実践につなげることができる。 ③ 子どもの教育や保育に関わる専門家としての責任感、倫理観を持って、社会に貢献することができる。 ④ 子どもを取り巻く様々な課題を多角的にとらえ、必要な情報を収集、分析、整理し問題解決に向けて創造的に思考することができる。 ⑤ 社会性を身につけ、他者に共感し協働してものごとに取り組むことができる。
---------	--

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

ディプロマ・ポリシーと各科目の関連性についてはカリキュラムマップを作成し、『学生便覧』に掲載して周知している。また、シラバスにおいても当該科目と関連のあるディプロマ・ポリシーを示している。特に、シラバスの項目のうち、「学習の到達目標」については、ディプロマ・ポリシーを十分に反映した内容となるよう留意している。【資料 3-1-2】

【資料 3-1-3】

本学の卒業要件は、学則第 23 条において、4 年以上在学の上、各学部カリキュラムの科目区分において必要な単位数を修得した上で、合計 128 単位以上を修得すると規定している。

本学では、進級に条件を設けていない。ただし、子ども教育学部においては、「子ども学専門演習Ⅰ～Ⅳ」の履修条件を表 3-1-1 のとおりに定めており、各科目の履修条件を満たすことができない場合には、卒業必修科目である「子ども学専門演習Ⅰ～Ⅳ」を配当年次に履修登録することが認められないため、その時点で卒業延期が決定する。

表 3-1-1 子ども教育学部 「子ども学専門演習Ⅰ～Ⅳ」の履修条件

科目名	履修条件
「子ども学専門演習Ⅰ」 「子ども学専門演習Ⅱ」	「子ども学研究入門Ⅰ」「子ども学研究入門Ⅱ」 いずれか修得済
「子ども学専門演習Ⅲ」 「子ども学専門演習Ⅳ」	「子ども学専門演習Ⅰ」「子ども学専門演習Ⅱ」 いずれか修得済

他大学などにおける授業科目の履修による単位、大学以外の教育施設などにおける学修の単位、入学前の既修得単位の認定については、それぞれ学則第 19 条から 21 条において規定している。

上記については、『学生便覧』にて、学生に周知徹底している。【資料 3-1-4】

なお、子ども教育学部では、「卒業研究」の評価指標として、ディプロマ・ポリシーに基

づくルーブリック評価表を用いている。また、「保育実習Ⅰ（施設）」「保育実習Ⅰ（保育所）」「保育実習Ⅱ」では、ディプロマ・ポリシー及び「保育実習指導のミニマムスタンダード」（全国保育士養成協議会）を踏まえたルーブリック評価表を用いている。これらの評価表については、各科目の授業内で学生に配付している。【資料 3-1-5】

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

卒業認定について、教務委員会では、学則第 9 条に定める修業年限及び学則第 15 条に定める修得単位数を精査している。その上で、学長は教授会の意見を聴き、最終的に卒業を決定している。

科目の単位認定にあたっては、当該科目のシラバスに示されている到達目標に対しての到達度を測ることで成績を評価している。子ども教育学部の「保育実習Ⅰ（施設）」「保育実習Ⅰ（保育所）」「保育実習Ⅱ」では、実習の事前事後指導を含めて複数のクラスに分けて開講しており、クラスごとに担当教員が異なるため、科目別のルーブリック評価表を用いて基準項目ごとの目標達成度を評価しており、成績評価の公平性を確保している。【資料 3-1-6】

なお、他大学等で修得した単位の認定については、学則第 21 条において規定している。各学科の教務委員は、単位認定を希望する学生の成績証明書やシラバス等をもとに単位認定案を作成し、教務委員会の確認を経て、教授会で認定している。

※エビデンス集（資料編）

【資料 3-1-1】平安女学院大学ホームページ（教育の三つの方針） 【資料 F-13】と同じ
<http://www.heian.ac.jp/about/educational-policy/policy.html>

【資料 3-1-2】2024 年度国際観光学科カリキュラムマップ

【資料 3-1-3】2024 年度子ども教育学部カリキュラムマップ

【資料 3-1-4】2024 年度学生便覧 3) 履修条件 子ども教育学部

【資料 3-1-5】子ども教育学部 卒業論文評価ルーブリック

【資料 3-1-6】子ども教育学部 保育実習ルーブリック

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーについては、『学生便覧』やホームページ等で学生に周知しているが、十分な理解を得られるように、入学時のガイダンス等でより丁寧に説明する。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

各学部のカリキュラム・ポリシーについては、『学生便覧』に記載し、学生に周知するとともに、ホームページにも掲載して学内外に公表している。【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】
各学部のカリキュラム・ポリシーは表 3-2-1 のとおりである。

表 3-2-1 各学部のカリキュラム・ポリシー（令和 6（2024）年 5 月 1 日現在）

国際観光学部	1	「教養科目」においては、「キリスト教学」「ジェネリックスキル」「キャリアデザイン」を必修科目とする。基本的な知識・技能を習得し、社会人として必要となる知識と技能を身につけるために「基礎科目」「教養展開科目」「キャリアデザイン科目」を配置する。
	2	「専門科目」においては、「観光・京都学コース」「ホスピタリティ・ビジネスコース」「外国語特修コース」の 3 つのコースで共通して学ぶべき科目と卒業研究科目を必修科目とする。
	3	各コースで求められる専門的な知識と技能を段階的に身につけるため、専門科目を「専門導入」「専門基礎」「専門展開」の各科目群に配置する。
	4	京都の伝統文化を学ぶ演習科目、京都のおもてなしや歴史・文化を学ぶ科目を配置する。
	5	国際観光学を実践的に学ぶために「実習科目」を配置する。
子ども教育学部	1	豊かな教養を身につけるために「教養科目」を置き、「キリスト教学」、「キリスト教文化」を必修科目としてキリスト教の精神に基づく人間性を涵養するとともに、「伝統文化論（茶道）」を通して日本文化への理解を深められるようにする。
	2	「学部基幹科目」、「専門発展科目」、「子ども教育科目」、「乳幼児保育科目」、「初等中等教育科目」、「英語教育科目」、「発達・教育心理学科目」を体系的に配置し、子どもの教育・保育に関する専門知識、技能を修得できるようにするとともに、少人数での演習を通して応用力を身につける。
	3	「実習科目」を置き、現場での学びを通して必要な技術を身につけ、教育・保育の専門家としての責任感、倫理観を育成できるようにする。
	4	自ら課題を設定し、調査研究や討議を行う演習科目を段階的に設置し、創造的思考力を高めることによって課題解決力を育て、自らの研究テーマに関する卒業研究を通して、自らの課

		題を深めることで、生涯にわたって学び続ける力をつける。
	5	行政と連携したインターンシップ科目を通して、地域におけるボランティア等の体験的な学びを充実させ、組織的、計画的に活動することで、社会性や他者との協働性を身につけ、社会に貢献できる学生を育てられるようにする。

※エビデンス集（資料編）

【資料 3-2-1】2024 年度 学生便覧 【資料 F-5】と同じ

【資料 3-2-2】平安女学院大学ホームページ（教育の三つの方針） 【資料 F-13】と同じ
<http://www.heian.ac.jp/about/educational-policy/policy.html>

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

各学部のディプロマ・ポリシーには、建学の精神や教育目的を踏まえ、修得すべき資質・能力を定めている。一方、各学部のカリキュラム・ポリシーには、その達成に必要な教育課程や教育内容等を示しており、一貫性は確保されている。

また、三つのポリシーの一貫性を保持するために、学部教授会や執行部会にて、教育目的やアセスメント・ポリシーも含めた一覧表「大学・学部の目的および教育目標等」を参照し、包括的な点検・見直しを実施している。【資料 3-2-3】

※エビデンス集（資料編）

【資料 3-2-3】2024 年度 大学・学部の目的および教育目標等（執行部会資料）

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

各学部のカリキュラム・ポリシーでは、各科目区分における科目配置の方針や修得すべき資質・能力等を示しており、これに基づき、授業科目を配置している。

シラバスについては、各授業科目の「科目概要」「学習の到達目標」「授業計画」「成績評価」「教科書」などを詳細に示している。ディプロマ・ポリシーに定める各項目との関連性も示している。

シラバスの作成にあたっては、「シラバスの作り方」を非常勤講師も含めた全ての授業担当者に配付し、各項目で参照すべき事項や留意事項等を説明している。さらに、学部長及び学科長、並びに教務チームの職員は、授業担当者が作成したシラバスを確認しており、必要に応じて加筆・修正を求めている。【資料 3-2-4】【資料 3-2-5】

単位制度の実質を保つために、履修登録単位数の上限を設けることで、過度な科目の登録を避け、各年次にわたって適切に科目を履修することにより、学修の質向上を図っている。また、シラバスの「学習課題（予・復習）の内容と時間数」の項目にて、授業時間外で必要とする学習内容を記載することで、単位相当の学修時間が確保されるよう努めている。各学期の履修登録単位数の上限については、「平安女学院大学履修規程」第 5 条に原則 22 単位までと規定している。ただし「卒業研究」、学外実習科目、単位互換科目は含まない。

緩和措置としては、2 年次以降に通算 GPA が 3.3 以上の場合には、上限単位数を 30 単

位まで認めている。また、子ども教育学部では、幼稚園教諭免許および保育士資格の取得など、複数の免許・資格の取得を希望する3年次以下の学生については、30単位までの登録を認めている。【資料3-2-6】

学生に対しては、『学生便覧』に大学の単位制度や履修登録の上限単位数について記載するとともに、オリエンテーション等においても丁寧に説明している。

※エビデンス集（資料編）

【資料3-2-4】2024年度シラバス作成について（依頼）

【資料3-2-5】2024年度シラバスの作り方

【資料3-2-6】平安女学院大学 履修規程

3-2-④ 教養教育の実施

本学では、大きな科目区分として「教養科目」「専門科目」を設定しており、「教養科目」の中で教養教育を実施している。

国際観光学部では「教養科目」において「キリスト教学」「ジェネリックスキルⅠ～Ⅳ」「キャリアデザイン」を必修科目とし、基本的な知識・技能を身につけ、また、社会人として必要となる知識と技能を身につけるために「基礎科目」「教養展開科目」「キャリアデザイン科目」を配置している。【資料3-2-7】

子ども教育学部においては、「キリスト教学」「キリスト教文化」を必修科目とし、キリスト教の精神に基づく人間性を涵養するとともに、「伝統文化論（茶道）Ⅰ」を通して日本文化への理解を深めている。【資料3-2-8】

教養教育の実施体制としては教務委員会が担っており、「教養科目」における授業科目及び教員の配置について検討している。教務委員会のもとに設置した教養教育担当者会議では、各学部の教養教育について検討している。令和4（2022）年度には、「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）」への将来的な申請を視野に入れ、情報系科目の一部改正を教務委員会に提案した。

※エビデンス集（資料編）

【資料3-2-7】2024年度国際観光学科カリキュラム

【資料3-2-8】2024年度子ども教育学科カリキュラム

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学では、毎学期、「授業評価アンケート」を、非常勤講師も含めた全教員の授業科目を対象として実施している。その結果は大学ホームページ上で公開するとともに、科目別の結果を当該科目担当者にフィードバックし、授業及び教授方法の工夫・開発・改善に役立てている。

また、同一科目を複数のクラスで開講し、複数の教員が担当する授業では、学期開始前等に授業内容や運営方法を授業担当者間で確認している。その他、授業の運営等で課題がある場合には、学部教授会でも積極的に教員間の意見交換、情報交換を行い、改善に努めている。

アクティブ・ラーニングについては、各学部において、ディスカッション、グループワーク、プレゼンテーション等を授業の特性に合わせて取り入れている。各学部の特徴的な取り組みとして、国際観光学部では、歴史遺産・文化財等の巡見を授業に取り入れている。例えば、「京都の歴史」の授業では、平安宮跡や神泉苑をはじめとした平安京ゆかりの地について、事前に講義した上で、巡見し、より理解が深まるよう授業を構成している。子ども教育学部では、教育現場、保育現場を体験する科目「体験実習Ⅰ」「体験実習Ⅱ」を設けており、学生は初年次から保育・教育現場での学びの機会を得ている。【資料 3-2-9】【資料 3-2-10】【資料 3-2-11】【資料 3-2-12】

令和 2（2020）年 5 月より、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応として遠隔授業を導入した。その経験を通じて、Microsoft OneDrive や Microsoft Teams 等のツールの活用方法や遠隔授業の実施方法等の知識・技術が蓄積されてきた。現在は、対面授業を原則としつつ、学則第 17 条では遠隔授業の実施を可能と定めている。具体的な科目については履修規程に定めている。なお、教務委員会では、遠隔授業の対象科目を個別に検討し、決定しているが、合理的配慮を要する場合等には、学部教授会で検討の上、遠隔授業を実施することもある。

※エビデンス集（資料編）

【資料 3-2-9】2024 年度シラバス「京都の歴史」

【資料 3-2-10】2024 年度シラバス「体験活動」

【資料 3-2-11】2024 年度シラバス「体験活動Ⅱ」

【資料 3-2-12】2023 年度高槻市立学校園所体験実習（インターンシップ）実施要綱

（3）3-2 の改善・向上方策（将来計画）

ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについては、一貫性を確保するために、教育目的やアドミッション・ポリシーも含めて、包括的な点検・見直しを今後も継続していく。

シラバスについては、学部長等による組織的な点検を強化し、授業の質向上を図る。

履修登録単位数の上限の設定については、子ども教育学部にて複数の免許資格を取得する場合、上限を 30 単位まで緩和しているが、多数の学生が複数の免許資格を希望している状況に鑑み、その妥当性を検討する。

また、大学および各学部の教育目標の達成のために、「授業評価アンケート調査」等を継続し、その結果を踏まえ教育改善に取り組む。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

（1）3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法としては、アセスメント・ポリシーを定め、公式サイトにて公開している。アセスメント・ポリシーでは、「機関レベル」「学部レベル」「科目レベル」のそれぞれにおいて学修成果・教育成果の検証・改善するための具体的な指標を定めている。【資料 3-3-1】

表 3-3-1 アセスメント・ポリシー（令和 6（2024）年 5 月 1 日現在）

	入学前・入学直後 (アドミッション・ポリシー)	在学中 (カリキュラム・ポリシー)	卒業時 (ディプロマ・ポリシー)
機関レベル	・各種入学試験 ・入学時アンケート調査	・GPA ・修得単位数 ・学生生活・学修行動に関するアンケート ・休学率 ・退学率	・卒業率 ・学位授与数 ・就職率 ・卒業時アンケート調査
学部レベル (国際観光学部)	・各種入学試験 ・入学時アンケート調査 ・外部テスト結果	・GPA ・修得単位数 ・学生生活・学修行動に関するアンケート ・休学率 ・退学率	・卒業率 ・学位授与数 ・就職率 ・卒業時アンケート調査
学部レベル (子ども教育学部)	・各種入学試験 ・入学時アンケート調査	・GPA ・修得単位数 ・学生生活・学修行動に関するアンケート ・休学率 ・退学率	・卒業率 ・学位授与数 ・就職率 ・卒業時アンケート調査 ・免許資格取得状況
科目レベル	・各種入学試験 ・入学時アンケート調査	・GPA ・修得単位数 ・授業評価アンケート	

学修成果の点検・評価については、アセスメント・ポリシーの点検・評価項目に定める指標をもとに、各委員会や教授会で実施している。子ども教育学部では、教育・保育の分野に携わる人材の育成を目的としていることから、教員免許や保育士資格の取得状況についても確認し、卒業率や学位授与数等とあわせて、点検・評価している。

また、4 年間の学修の集大成として、両学部ともに卒業論文の提出を「卒業研究」で課しており、学修成果を測る重要な成果物として点検・評価している。

学修行動については、令和4（2022）年度まで、「学生生活に関するアンケート調査」にて、学生生活全般に関する調査の一環として実施してきた。令和5（2023）年度からは、「学生生活・学修行動に関するアンケート調査」と改め、「入学時と比較して身に付いた力」を調査項目に追加するなど、学修行動への比重を高めた。なお、この調査は、全学年の学生を対象に実施しており、その結果については自己点検・評価委員会や各学部にて報告し、点検・評価を行っている。【資料3-3-2】

また、卒業予定者を対象とする「卒業時アンケート調査」では、ディプロマ・ポリシーの定める能力の修得状況や成長度合いについて、学生の自己認識を確認している。【資料3-3-3】

その他、キャリアサポートセンターでは、卒業生の就職先へのアンケート調査も実施している。【資料3-3-4】

以上のとおり、本学では、多面的に学修成果を点検・評価している。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

アセスメント・ポリシーに定める指標の状況については、各委員会を経て教授会に報告されており、学内で共有している。

特に、自己点検・評価委員会では、学修成果の確認や授業の改善・向上で重要な指標となる「授業評価アンケート調査」を担当しており、授業担当者や学部へフィードバックするとともに、改善対応に取り組んでいる。具体的には、著しく評価が低い場合や確認を要すると考えられる記述がある場合、学長や学部長等が当該教員と面談し、十分に聴き取りした上で、必要に応じて助言や指導を行い、次学期以降の授業の改善に役立てている。

※エビデンス集（資料編）

【資料3-3-1】平安女学院大学ホームページ（アセスメント・ポリシー）

http://www.heian.ac.jp/about/educational-policy/assessment_policy.html

【資料3-3-2】2023年度学生生活・学修行動に関するアンケート 【資料2-6-4】と同じ

【資料3-3-3】2023年度卒業時アンケート結果

【資料3-3-4】2020年卒業生就業状況アンケート集計結果

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

「授業評価アンケート調査」について、現状をよりの確に把握するためにも、回答率の向上に努める。また、授業担当者や学部へのフィードバックや個別授業への助言・指導を継続し、引き続き、教育内容や学修指導の改善に取り組む。

また、令和5（2023）年度より実施している「学生生活・学修行動に関するアンケート調査」において、秋学期から春学期に実施時期を変更し、特に1年次生の学修行動を早期に把握し、課題がある場合には、定着前の改善が可能な仕組みに改める。

【基準3の自己評価】

本学では、教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定めている。また、単位認定基準、卒業認定基準を策定し、厳正に運用している。

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。教育課程については、カリキュラム・ポリシーに基づき、体系的に編成している。

シラバスについては、適切に作成している。

単位制度の実質を維持するために、履修登録単位数の上限を適切に設定している。

教養教育についても適切に実施しており、アクティブ・ラーニングなどの授業内容・方法を積極的に取り入れるとともに、教授方法の改善を進めるための仕組みを整備・運用している。

学修成果を検証し、改善に取り組むため、アセスメント・ポリシーを定めている。アセスメント・ポリシーに示した各指標のデータやその点検・評価結果については、学内で共有し、教育改善に活用している。

なお、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシー、単位認定や卒業認定等に関する基準については、学内・外に広く周知している。

以上のことから、基準3「教育課程」を満たしていると評価する。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの

確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの

確立・発揮

本学では、学則第 5 条において、「学長は校務をつかさどり、所属職員を統括する」と定めており、学長を大学運営における最高責任者として位置付けている。【資料 4-1-1】

学長がリーダーシップを適切に発揮するために、学則第 5 条第 2 項に「本学に副学長を置く。副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」と規定しており、副学長 1 人を任命している。【資料 4-1-2】

学長の意思決定を補助するためには、学部長、教学部長、学生部長、入学センター長、大学事務室部長等で構成する執行部会を置いており、原則として毎月開催している。執行部会では、学長が議長を務め、各学部や各委員会等の状況を共有するとともに、大学の組織や制度、学部間で調整を要する事項、学長の発議事項等について協議しており、学長のリーダーシップを支えている。【資料 4-1-3】

事務組織では、学長直属の調査企画室を設置し、学長が中心となる自己点検・評価委員会の活動等を協働して取り組んでいる。

その他、本学を退職した前学長と元教学部長の 2 人を顧問に委嘱しており、大学の教学や管理運営について、広範な見識と長年の経験を踏まえた助言を受けている。

※エビデンス集（資料編）

【資料 4-1-1】平安女学院大学 学則 【資料 F-3】と同じ

【資料 4-1-2】平安女学院大学 組織規程

【資料 4-1-3】平安女学院大学 執行部会規程

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学は、学長、副学長の職務、任期等を「平安女学院大学組織規程」において規定し、それぞれの権限と責任を明確化している。また、同規程では、学部長や学科長をはじめとした役職者の配置や役割も定めている。さらには、各部門の分掌も具体的に示しており、教学マネジメントに必要な組織を構築している。【資料 4-1-4】

学部教授会については、原則として毎月第 2 週に開催し、教学に関わる諸議案を審議している。「教育研究に関する重要事項についての内規」第 2 条では、「学長は各学部の教授会規程第 4 条第 1 項第 1 号から第 2 号に掲げる事項について、教授会の意見を聴くものと

する。」と規定しており、学部教授会は、学長が決定を行うにあたり、予め意見を述べる役割を果たしている。該当する事項としては、学生の入学、卒業及び課程の修了と学位の授与等である。なお、学則変更等の大学運営に関わる重要事項については、教授会を経て、毎月最終週に開催する理事会に諮り、承認を得ている。【資料 4-1-5】

学部教授会の構成員については、「国際観光学部教授会規程」第 1 条及び「子ども学部教授会規程」第 1 条において「学長が学部長と協議の上、指名する」と規定している。令和 6（2024）年度の教授会について、学長は全ての専任教員及び特別任用教員を構成員に指名している。【資料 4-1-6】【資料 4-1-7】

学生の退学、停学及び訓告の処分に関しては、学則第 47 条及び「平安女学院大学学生懲戒規程」にて、教授会の役割について「懲戒処分の要否、懲戒の種類及び内容について学長に意見を具申する」と定めている。【資料 4-1-8】

なお、本学の管理運営は、学校教育法や大学設置基準等の関係法令に則るとともに、学則や諸規程に基づき、適切に機能している。【資料 4-1-9】【資料 4-1-10】

※エビデンス集（資料編）

【資料 4-1-4】平安女学院大学 組織規程【資料 4-1-2】と同じ

【資料 4-1-5】教育研究に関する重要事項についての内規

【資料 4-1-6】国際観光学部教授会規程

【資料 4-1-7】子ども教育学部教授会規程

【資料 4-1-8】平安女学院大学学生懲戒規程

【資料 4-1-9】平安女学院大学 学則 【資料 F-3】と同じ

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

<大学の職員配置>

本学では、「平安女学院大学組織規程」第 23 条に基づき、大学事務室にて、大学の管理運営に必要な事務及び施設管理を担っている。大学事務室には、教務チーム、学生サービスチーム、実習支援チーム、総務チーム、キャリアサポートセンターを設置している。このうち、教務チーム、学生サービスチーム、総務チーム、キャリアサポートセンターの職員は、京都キャンパスと高槻キャンパスの両キャンパスに配置している。実習支援チームについては、教育実習や保育実習を分掌するため、子ども教育学部を設置する高槻キャンパスのみに職員を配置している。

大学事務室の業務については、大学事務室部長が統括しており、各チームの業務は課長もしくは室長のもとで遂行されている。大学事務室部長は大学本部の所在地である京都キャンパスに常駐しているため、高槻キャンパスには大学事務室長を置き、大学事務室部長の業務統括を補佐している。なお、大学事務室部長と大学事務室長は、日常的に情報共有しながら、各業務の遂行状況や課題対応に連携して取り組んでいる。

学生募集や入学試験に関する事務については、入学センターが分掌している。入学センターは、学長に任命された入学センター長が統括しているが、事務責任者として課長を置いている。

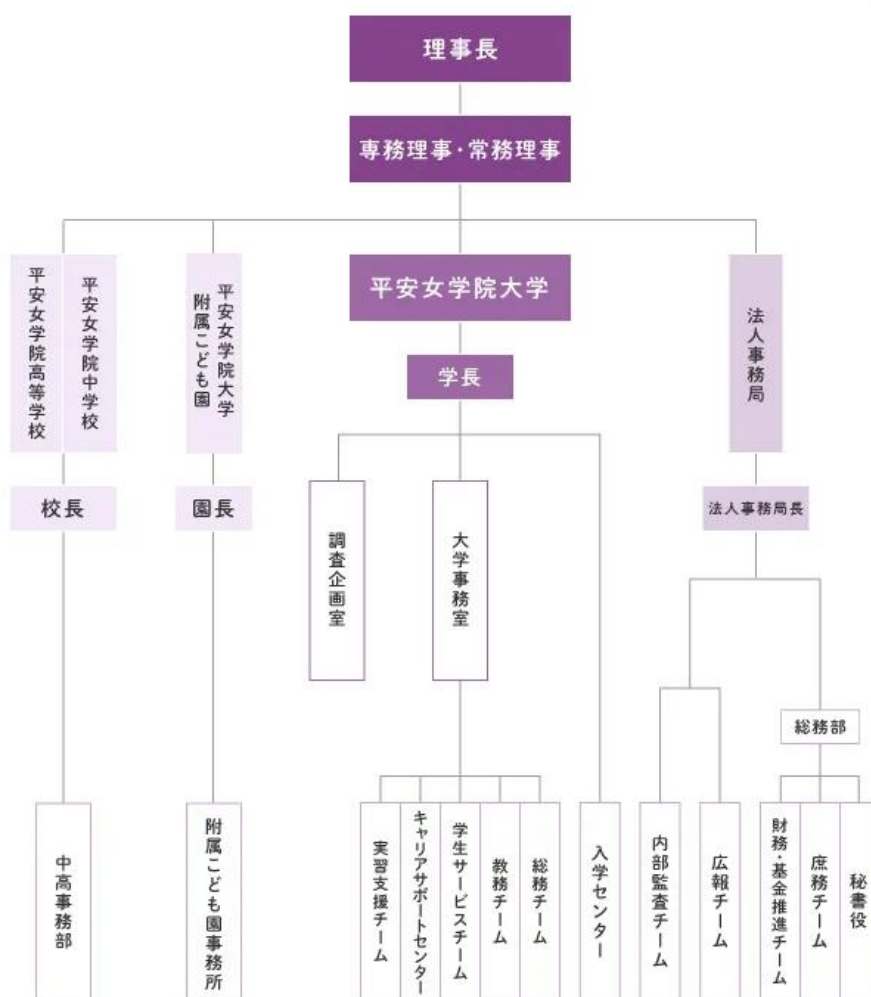
学長直属の調査企画室では、自己点検・評価や IR、学長の特命業務等を担当している。

<法人事務局の職員配置>

学校法人の事務組織については、「学校法人平安女学院組織規程」に定めている。法人事務局は、事務局長が総括管理しており、庶務チーム、財務・基金推進チーム、広報チーム、内部監査チームを置いている。法人事務局と大学の事務組織は、連携して業務を遂行している。【資料 4-1-10】【資料 4-1-11】【資料 4-1-12】

図 4-1-1 学校法人平安女学院事務組織図

更新日 2024.4.1



<職員の人事>

職員の人事については、「学校法人平安女学院就業規則」第 6 条に「教職員の採用、異動、休職、復職、退職および解雇に関する人事は、所属長の意見具申に基づき、理事長がこれを行う。」と定めている。本学は、小規模法人であり、定期的な職員の採用を実施していない。退職等により採用の必要がある場合には、法人事務局長のもとで、各所属長の意見を聴きながら、法人事務局庶務チームが実施している。【資料 4-1-14】

※エビデンス集（資料編）

【資料 4-1-10】 学校法人平安女学院 組織規程

【資料 4-1-11】 平安女学院大学 組織規程【資料 4-1-2】と同じ

【資料 4-1-12】 2024 年度大学教職員一覧表

【資料 4-1-13】 学校法人平安女学院 就業規則

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、学長がリーダーシップを適切に発揮するための体制を確立している。特に、副学長による補佐体制と執行部会による全学的な検討組織の存在は、大きな役割を果たしている。引き続き、現行の組織体制を維持し、学長のリーダーシップを支えていく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学は、令和 6（2024）年 5 月 1 日現在、国際観光学部に 16 人、子ども教育学部に 20 人の専任教員を配置しており、大学設置基準第 10 条に定める基幹教員数を満たしている。また、必要教授数 17 人に対して教授は 18 人であり大学設置基準第 10 条に定める教授数を満たしている。

表 4-2-1 教員配置数 令和 6（2024）年 5 月 1 日現在

	基 幹 教 員 数					設置基 準上必 要基幹 教員数	設置基 準上必 要基幹 教授数
	教授	准教授	講 師	助教	計		
国際観光学部	9 人	2 人	1 人	4 人	16 人	14 人	7 人
子ども教育学部	9 人	5 人	1 人	5 人	20 人	8 人	4 人
大学全体の収容定員に 応じ定める基幹教員数						11 人	6 人
合 計	18 人	7 人	2 人	9 人	36 人	33 人	17 人

※令和 4（2022）年 9 月 30 日改正 大学設置基準 附則第 4 条第 1 項における教員に関する経過措置を適用しているため、表中には専任教員数を記載している

本学における教員の採用・昇任等は「平安女学院大学専任教員選考規程」及び「平安女学院大学教員の昇任審査内規」によって定められている。【資料 4-2-1】【資料 4-2-2】

上記の規程を踏まえ、本学では、専任教員及び特別任用教員の採用について、①次年度以降の勤務に関する教員への意向調査、②学長から各学部長へのヒアリング、③人事委員会にて人事計画の作成、④教員公募の実施、④人事委員会にて採用候補者を選出、⑤教授会にて採用候補者に関する意見を聴く、⑥執行部会の審議を経て、学長が採用を決定、⑦理事会に報告、の手順で実施している。

募集方法としては、公募を原則とし、国立研究開発法人科学技術振興機構の「JREC-IN」に募集要項を掲載している。提出書類については、履歴書、教育研究業績書、業績を裏付ける資料（論文抜刷り等）を必須としている。選考については「平安女学院大学専任教員選考規程」に基づき、書類選考では教育業績及び研究業績に加え、募集する分野への適合性も審査している。面接選考では、学部長等が立ち合い、人物や経歴、教育研究活動への意欲などを総合的に審査している。また、本学の建学の精神であるキリスト教教育への理解も重視している。

令和 6（2024）年度の教員採用においては、国際観光学部で 1 人、子ども教育学部で 2 人の教員を公募にて採用した。また、令和 5（2023）年度から委嘱している特命教授 1 人を令和 6（2024）年度より特別任用教員として採用した。

昇任については、「平安女学院大学教員の昇任審査内規」の基準に基づき、採用人事と同等の手続きで行っている。令和 6（2024）年 4 月付では、国際観光学部の助教 1 人が准教授に昇任した。

※エビデンス集（資料編）

【資料 4-2-1】平安女学院大学 専任教員選考規程

【資料 4-2-2】平安女学院大学 教員の昇任審査内規

【資料 4-2-3】人事委員会規程

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学の FD 活動については「平安女学院大学組織規程」の第 8 条第 1 項に FD 委員会の設置を明記しており、全教員を対象とした FD を毎年度実施している。令和 5（2023）年度は、本学の現状や今後の展開、社会情勢の変化等を踏まえ、今後、求められる事項や解決すべき事項等について、その背景や具体的な対応等を学び、教育力の向上等を目指すことを実施方針として FD 委員会において決定した。この実施方針を受けて、具体的な FD の内容も FD 委員会で検討し、開催にあたっては、遠隔会議システムを利用して、両キャンパス間を中継するとともに、研修当日に参加できない教員に向けて録画映像のアーカイブを後日視聴できるように配慮している。【資料 4-2-4】

令和 5（2023）年度は、大学として「生成 AI（ChatGPT 等）を活用するためのガイド

ライン」を取り決めたことを受け、生成 AI に関する FD を実施した。【資料 4-2-5】

FD は、原則として全教員に参加を促しており、録画映像の視聴も含めると、ほぼ全員が参加している。

※エビデンス集（資料編）

【資料 4-2-4】2023 年度 FD・SD 実施計画

【資料 4-2-5】2023 年度第 1 回 FD 研修会の案内

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教員採用においては、キリスト教精神に基づく教育方針に賛同するとともに、求める専門分野との整合性が高い教員の採用に努める。そのために、公募を原則としながら、募集方法をより一層工夫する。

また、FD については、今後も継続して、本学の現状や今後の展開、社会情勢の変化等を踏まえて、必要な事項について具体的な教育方法等を学び、教育力の向上や学生支援体制の強化に資する機会を設ける。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、教職員の知識・能力等の向上を図るために、SD を実施している。学長を委員長とする SD 委員会では、年度毎の「FD・SD 実施計画」にて、教職員の育成目標及び方針を明確化した上で、具体的な研修等を検討している。【資料 4-3-1】【資料 4-3-2】

令和 5（2023）年度については、合理的配慮の提供が義務化されることや外国人留学生の受入れを予定していることを考慮し、多様な背景をもつ学生への対応を研修テーマに設定した。開催状況は次のとおりである。

表 4-3-1 令和 5（2023）年度 SD 研修会の開催状況

日時	テーマ	参加数
9 月 28 日	配慮を必要とする学生への対応について	57 人
11 月 15 日	留学生支援について	49 人

研修当日に業務等で欠席した教職員に向けては、録画映像のアーカイブを後日視聴できるよう対応した。【資料 4-3-3】【資料 4-3-4】

また、図書館のオンラインデータベースに関する講習会を SD 研修の一環として、計 2 日間で実施した。

その他、個々の教職員が高等教育全般や担当領域への資質・能力の向上を図るため、外部機関の研修にも参加している。令和 5（2023）年度では、桃山学院大学主催の「DX/GX 推進リーダー育成プログラム」（文部科学省による成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業の採択事業）に教職員 6 人が参加した。また、本学が加盟する大学コンソーシアム京都では毎年度、SD 共同研修プログラムや SD フォーラムなどを開催しており、教職員には都度、情報提供し、参加を推奨している。

※エビデンス集（資料編）

【資料 4-3-1】平安女学院大学 SD 委員会規程

【資料 4-3-2】2023 年度 FD・SD 実施計画 【資料 4-2-4】と同じ

【資料 4-3-3】2023 年度 SD 研修会「配慮を必要とする学生への対応について」の開催について

【資料 4-3-4】2023 年度 第 2 回 SD 研修会『留学生支援（仮）』の開催について

（3）4-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、毎年度に教職員の育成目標及び方針を確認し、本学が直面する課題等に対応した SD 研修を実施している。その内容は、学長が SD 委員会の委員長を務めていることもあり、本学の課題等に合致したものである。一方、新任教職員への組織的な研修や事務職員の階層別研修までは実施していない。本学のような小規模な組織では、学内で網羅的に実施することは困難であるため、引き続き、外部研修を有効に活用しながら、教職員の資質向上に努める。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

（1）4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

（2）4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学では専任教員及び特別任用教員に「個人研究室」を配当している。室内には机、椅子、書架、面談及び作業に使用できるミーティングテーブルと椅子を配置している。就任時は大学からパソコン及びプリンターを貸与している。面積は京都キャンパス 12 m²、高槻キャンパス 20 m²が標準的な広さとなっている。また、京都キャンパスでは複数の教員が自由に使用できる共同教員研究室（学修支援室）を設け、教員間の打ち合わせや学生指導、学修支援等に利用している。【資料 4-4-1】【資料 4-4-2】

※エビデンス集（資料編）

【資料 4-4-1】 2023 年度平安女学院大学京都キャンパス 校舎平面図【資料 2-5-1】と同じ

【資料 4-4-2】 2023 年度平安女学院大学高槻キャンパス 校舎平面図【資料 2-5-2】と同じ

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究活動に関しては「平安女学院大学における研究活動上の不正防止に関する規程」「平安女学院大学における研究倫理審査規程」「平安女学院大学における研究データ保存等に関する細則」を定めて教職員に周知している。これらの規程は大学ホームページにて公表している。【資料 4-4-3】【資料 4-4-4】【資料 4-4-5】

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、「公的研究費の不正使用防止及び公正な研究活動の推進等に関する基本方針」を定め、大学ホームページにて不正防止計画なども公表しており、本学の責任体制等最高管理責任者を学長とした責任体制を明確にしている。【資料 4-4-6】【資料 4-4-7】

公的研究費の使用に関しては、「科学研究費助成事業取扱規程」などの規定に基づき厳正に管理している。【資料 4-4-8】

研究の実施にあたり、人を対象とした研究については、「平安女学院大学における研究倫理審査規程」を定め、研究を実施しようとする時に、研究倫理審査申請書に必要事項を記入の上、学術研究委員会に申請するものとしている。令和 5（2023）年度は 3 件の申請があった。

※エビデンス集（資料編）

【資料 4-4-3】 平安女学院大学における研究活動上の不正防止に関する規程

【資料 4-4-4】 平安女学院大学における研究倫理審査規程

【資料 4-4-5】 平安女学院大学における研究データ保存等に関する細則

【資料 4-4-6】 公的研究費の不正使用防止及び公正な研究活動の推進等に関する基本方針
掲載ページ

【資料 4-4-7】 平安女学院大学における公的研究費不正防止計画

【資料 4-4-8】 科学研究費助成事業取扱規程

4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究活動への資源の配分としては、専任教員及び特別任用教員に個人研究費を配分している。その使用にあたり、令和 5（2023）年度は、総額の 4 割まで旅費にあてることを可能とした。なお、個人研究費で購入した書籍や物品については、退職時に大学へ返却することになっている。

また、個人研究費とは別に国際観光学部、子ども教育学部それぞれに「共同研究費」として 25 万円を予算化している。【資料 4-4-9】

教員の研究に関する人的支援としては、科学研究費助成事業の申請などの学内説明会を開催し、情報発信や申請資料の確認等で支援している。

※エビデンス集（資料編）

【資料 4-4-9】 個人研究費一覧

（3） 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

教育環境の整備については、教員への希望調査等をもとに優先順位を付け、経常予算とは別枠の施設整備費（教育環境整備計画）や科学研究費助成事業の間接経費を活用する。そのためにも、科学研究費助成事業の申請書類の作成等を支援する。

研究不正防止については、学術研究委員会を中心に啓発を行っていく。

教員の個人研究費については、教員からの要望を受け、個人研究費に占める旅費の上限を緩和する方針である。また、年度によって配分額が変動するため、中長期的な研究計画の立案と研究の継続性への影響が懸念される。引き続き、個人研究費の配分については、慎重に改善方策を検討する。

【基準 4 の自己評価】

本学では、学長がリーダーシップを適切に発揮するために、学則第 5 条第 2 項に「本学に副学長を置く。副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」と規定しており、副学長 1 人を任命している。また、権限の適切な分散と責任の明確化のため、学長、副学長の職務、任期等を「平安女学院大学組織規程」において規定している。学長の意思決定を補佐する組織として学部教授会、各種委員会等を設けており、本学の使命・目的を達成するための教学マネジメントを構築している。教授会については、学校教育法に基づき、その役割を明確化しており、教授会の意見を聴くことが必要な事項については「教育研究に関する重要事項についての内規」に規定している。

大学設置基準に定める必要専任教員数を適切に配置しており、教員の採用・昇任は「平安女学院大学専任教員選考規程」及び「平安女学院大学教員の昇任審査内規」に基づき、適切に運用している。

FD 及び SD については、FD 委員会及び SD 委員会を設置しており、年度当初に「FD・SD 実施計画」を定めた上で、研修等を実施している。

研究活動については、研究倫理に関する規程を整備し、厳正に運用している。また、外部資金の獲得にも努めている。

以上のことから、基準 4「教員・職員」を満たしていると評価する。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学院では、寄附行為第 3 条において「この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、キリスト教の精神にもとづく教育および保育を行うことを目的とする。」と定め、法令の遵守、経営の規律と誠実性の維持に努めている。【資料 5-1-1】

< 寄附行為等の閲覧 >

私立学校法第 47 条に規定される財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書については、毎年度 5 月末までに作成している。これらは、寄附行為、役員及び評議員の名簿、役員報酬基準とあわせて、法人事務局に備え置き、請求がある場合には、閲覧に供することとしている。また、これらはホームページでも公開している。【資料 5-1-2】【資料 5-1-3】

< 情報の公表 >

情報の公表については、私立学校法第 63 条の 2 及び学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定された項目に加え、教職課程を有する大学として、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に指定された教員養成の状況についても、ホームページにて公開している。その他、役員及び評議員の名簿、役員報酬基準についても、常に最新の状況をホームページにて公開している。【資料 5-1-4】【資料 5-1-5】【資料 5-1-6】【資料 5-1-7】

< 組織倫理 >

組織倫理については「学校法人平安女学院組織規程」「平安女学院大学組織規程」において大学の組織を定め、その職務権限・内容について規定している。また、「学校法人平安女学院就業規則」により教職員の一般的な倫理規範を定め、教育研究活動に関しては「平安女学院大学における研究活動上の不正防止に関する規程」「平安女学院大学における研究倫理審査規程」を定めている。【資料 5-1-8】【資料 5-1-9】【資料 5-1-10】【資料 5-1-11】【資料 5-1-12】

本学院の諸規程や法令に違反する行為、またはその恐れがある行為を早期に発見し、是正を図る目的で、「学校法人平安女学院 公益通報に関する規程」を制定しており、通報の窓口や方法、調査内容等を明確化した上で、必要な体制を整備している。【資料 5-1-13】

「学校法人平安女学院 コンプライアンス規程」では、役員及び教職員が自らの社会的責任と公共的使命の重さの自覚に基づき、倫理・コンプライアンスを確立するために守る

べき基準を定めている。基準項目としては、法令・規範の遵守や人権の尊重、誠実で公正な教育活動、利害関係者との公正な関係醸成等であり、それぞれの項目で具体的な内容を示している。この規定に違反する行為等が認められた場合には、規定に基づき、問題の解決にあたり、原因の究明、事態の是正、再発防止に努めることとしている。【資料 5-1-14】

※エビデンス集（資料編）

【資料 5-1-1】 学校法人平安女学院 寄附行為 【資料 F-1】 と同じ

【資料 5-1-2】 学校法人平安女学院ホームページ（寄附行為・役員報酬の基準）

<https://head.heian.ac.jp/about/endowment.html>

【資料 5-1-3】 学校法人平安女学院ホームページ（財務情報）

<https://head.heian.ac.jp/about/finance.html>

【資料 5-1-4】 学校法人平安女学院ホームページ（財務情報） 【資料 5-1-3】 と同じ

<https://head.heian.ac.jp/about/finance.html>

【資料 5-1-5】 平安女学院大学ホームページ（教育の三つの方針） 【資料 F-13】 と同じ

<http://www.heian.ac.jp/about/educational-policy/policy.html>

【資料 5-1-6】 平安女学院大学ホームページ（教育情報の公表）

<https://www.heian.ac.jp/about/disclosure/publication.html>

【資料 5-1-7】 平安女学院大学ホームページ（教職課程情報公開）

<https://www.heian.ac.jp/about/disclosure/teacher-training.html>

【資料 5-1-8】 学校法人平安女学院 組織規程 【資料 4-1-11】 と同じ

【資料 5-1-9】 平安女学院大学 組織規程 【資料 4-1-2】 と同じ

【資料 5-1-10】 学校法人平安女学院 就業規則 【資料 4-1-12】 と同じ

【資料 5-1-11】 平安女学院大学における研究活動上の不正防止に関する規程

【資料 4-4-3】 と同じ

【資料 5-1-12】 平安女学院大学における研究倫理審査規程 【資料 4-4-4】 と同じ

【資料 5-1-13】 学校法人平安女学院 公益通報等に関する規程

【資料 5-1-14】 学校法人平安女学院 コンプライアンス規程

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学院では、最終的な意思決定機関として理事会、その諮問機関として評議員会を置き、使命・目的の実現に努めている。そのための具体的な計画として、5 年サイクルの中期経営計画を策定している。

現在、「学校法人平安女学院 第 3 次中期経営計画（2020 年度～2024 年度）～学院創立 150 周年に向けて～」の実施期間にある。この計画の策定にあたっては、第 2 次中期経営計画の実施状況を検証した。また、平成 29（2017）年度に受審した大学機関別認証評価の評価結果を踏まえた内容としている。本計画では、設置校及び法人のそれぞれにおいて、現状と課題を整理した上で、目標を明記している。令和 5（2023）年度には、学院全体で進捗状況を確認した。その過程において、中学校・高等学校では目標や取り組みを大幅に見直したため、改訂版を作成することとなった。【資料 5-1-15】【資料 5-1-16】

単年度の事業計画としては、中期経営計画に基づき、当該年度の前年度末までに事業計

画書を作成しており、その達成状況については、事業報告書にて明らかにしている。【資料 5-1-17】

また、令和 3（2021）年 9 月には、建学の精神に基づき、私立大学としての使命を果たすために、「平安女学院大学ガバナンス・コード」を策定し、毎年度の点検を実施している。本学のガバナンス・コードは、加盟する日本私立大学協会による「私立大学版ガバナンス・コード＜第 1 版＞」に準拠したものであり、毎年度の点検結果については、ホームページで公開している。なお、令和 5（2023）年度の点検時には、一部の項目を本学の実態にあわせて変更した。【資料 5-1-18】【資料 5-1-19】

※エビデンス集（資料編）

【資料 5-1-15】学校法人平安女学院第 3 次中期経営計画（令和 2（2020）～令和 6（2024）年度） 【資料 1-2-7】と同じ

【資料 5-1-16】平安女学院中期経営計画（2020～2024 年度）の進捗状況

【資料 5-1-17】2023 年度事業報告書 【資料 F-7】と同じ

【資料 5-1-18】平安女学院大学ガバナンス・コード

【資料 5-1-19】平安女学院大学ガバナンス・コードのチェック状況（2023 年度実施）

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

＜環境保全への取組み＞

省エネルギー対策として、毎年度、5 月から 9 月にかけて教職員に対してクールビズを実施している。また、授業等での稼働率の高い教室から段階的に蛍光灯等の照明を LED 照明に交換している。京都キャンパス、高槻キャンパスともに敷地内は全面禁煙としており、受動喫煙を防止する措置を取っている。

＜人権の尊重＞

本学では、教育目的を踏まえ、一人ひとりが受け入れられ、尊重される平等な人間関係を作っていくことを表明している。この基本的な考え方にに基づき、ハラスメント行為の防止に努めている。そのために、「学校法人平安女学院ハラスメント防止規程」を定めており、禁止行為や管理体制を明示している。また、教職員に向けた説明・啓発資料として、ハラスメント行為の事例や相談窓口等を記載したリーフレット『ハラスメントは許しません！！』を事務室内に掲示している。【資料 5-1-20】【資料 5-1-21】

学生に向けては、『学生便覧』に「ハラスメントの相談について」の項目を設けて、本学の取組内容や相談窓口を掲載している。学生からの相談内容については、プライバシーを厳守するとともに、内容によっては女性職員やカウンセラー、看護師が対応するなど、女子大学として細やかな配慮を行っている。【資料 5-1-22】

＜安全への配慮＞

危機管理体制については、「学校法人平安女学院危機管理規程」を制定しており、当該規程に基づいて危機管理委員会を設置している。危機管理委員会の目的、構成員等については、「学校法人平安女学院危機管理委員会規程」に定めている。委員会は、理事長を

委員長とし、学長、副学長、学部長、中学校高等学校校長、こども園園長、法人事務局長、大学事務室の長、中学校高等学校事務部の長等で構成している。【資料 5-1-23】【資料 5-1-24】

学生、教職員の安全については、大学として「平安女学院大学京都キャンパス消防計画」「平安女学院大学高槻キャンパス消防計画」を定めており、消防計画に則って消防訓練を実施している。また、避難経路を掲示板に掲示し、周知している。

耐震改修の実施状況として、高槻キャンパスの校舎については、新耐震基準制定後の昭和 62（1987）年の竣工であり、新耐震基準を満たしている。非構造部材の耐震対策としては、体育館の吊り天井部分を撤去した。京都キャンパスには、大学の校舎である室町館の他、中学校高等学校の校舎である昭和館も所在しているが、いずれの校舎も新耐震基準以前の建築物であり、耐震診断の結果を踏まえて、平成 30（2018）年度に耐震工事を実施した。

教職員に対しては、毎年度、法令に基づいた定期健康診断を実施している。定期健康診断の際には、ストレスチェックも実施し、教職員の心理的負担の原因把握に努めている。また、労働安全衛生法第 18 条に基づき、「学校法人平安女学院衛生委員会規程」を定め、衛生委員会を定期的に開催している。委員会では、教職員の健康障害を防止するための基本となる対策等を審議している。健康診断やストレスチェックの結果について、懸念がある教職員は、産業医による面談を勧めている。【資料 5-1-25】

<情報セキュリティ対策等>

情報の管理については、「学校法人平安女学院個人情報保護規程」「ネットワークシステム利用規程」などの規程のもと、教職員が個人で所有する端末を経由してネットワークにアクセスする場合、申請書の提出を必須としており、情報セキュリティの確保に努めている。

なお、マイナンバーカードの取扱いについては、「学校法人平安女学院個人番号及び特定個人情報取扱規程」を設け、個人情報の適正な管理に努めている。【資料 5-1-26】【資料 5-1-27】【資料 5-1-28】【資料 5-1-29】

※エビデンス集（資料編）

【資料 5-1-20】「ハラスメントは許しません！！」

【資料 5-1-21】学校法人平安女学院 ハラスメント防止規程

【資料 5-1-22】学生生活ガイドライン（学生便覧掲載文を抜粋）

【資料 5-1-23】学校法人平安女学院 危機管理規程

【資料 5-1-24】学校法人平安女学院 危機管理委員会規程

【資料 5-1-25】学校法人平安女学院 衛生委員会規程

【資料 5-1-26】学校法人平安女学院 個人情報保護規程

【資料 5-1-27】ネットワークシステム利用規程

【資料 5-1-28】インターネット電子メールシステム利用に関する規程

【資料 5-1-29】学校法人平安女学院 個人番号及び特定個人情報取扱規程

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では組織に関する規則に基づき適切な運営を実施している。引き続き、私立学校法をはじめとする法令等の改正や社会の変化に対応していく。特に、令和 7（2025）年 4 月 1 日に施行される私立学校法の一部改正に向けては、寄附行為等の変更手続きを進める。

中期経営計画については、各年度の事業報告や令和 5（2023）年度に実施した中期経営計画の進捗確認、令和 6（2024）年度に受審する認証評価の結果等を踏まえて、令和 7（2025）年度からの次期計画を検討する。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学院では、寄附行為第 15 条第 2 項に「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と最終的な意思決定機関であることを定めている。この寄附行為第 15 条に則り、理事会を適正に開催し、事業計画、予算、決算、財産の管理運営、教職員の採用人事、諸規程の改廃等の重要事項について審議を行っている。

理事の選任については、寄附行為第 6 条に規定している。理事の定数は、私立学校法第 35 条に規定する 5 人以上を前提に、小規模法人であることを踏まえ、5 人以上 8 人以内との少人数制とし、機動的な法人運営に努めている。令和 6（2024）年 5 月 1 日時点の理事は 7 人である。

なお、理事の選任方法は次のとおりである。【資料 5-2-1】【資料 5-2-2】

表 5-2-1 理事の選任

理事の選任 (寄附行為第 6 条)	理事は次の各号に掲げる者とする。 (1) 大学長、高等学校長、中学校長および認定こども園長のうちから理事会で選任された者 1 名以上 2 名以内 (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 1 名 (3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 3 名以上 5 名以内 2. 理事はこの寄附行為第 3 条の趣旨を達成するに適する者でなければならない。また、理事はキリスト教を尊重する者でなければならない。
----------------------	--

	3. 第1項第1号および第2号の理事は、当該各号に掲げる職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
--	--

令和5(2023)年4月3日開催の理事会では、前理事長の退任に伴い、新理事長を選任し、同日付で理事3人が就任した。また、令和6(2024)年3月31日付で1人の理事が退任し、令和6(2024)年4月1日付で新たな理事1人が就任した。これらの改選については、寄附行為の規定に基づき、適切な手続きで行った。

理事長の業務を補佐するために、寄附行為第5条第3項に専務理事及び常務理事を選任することができる」と規定しており、令和6(2024)年5月1日現在では専務理事1人及び常務理事1人を選任している。また、常務理事を選任した場合には、寄附行為第17条-2にて、理事会のもとに常務会を設置可能と規定している。令和6(2024)年5月1日現在の常務会は、理事長、専務理事、常務理事、教職員理事、学長の計5人で構成し、理事会に付議する事項について審議している。【資料5-2-3】

建学の精神であるキリスト教精神に基づく教育を担保するためには、理事の要件に「キリスト教を尊重する者」であることを規定している。

本学院では、経営責任を有する理事が常に学院の状況を把握し、迅速な意思決定が可能となるように、理事会を原則として月1回の頻度で開催している。なお、理事が理事会を欠席する場合、付議される事項について書面または電子メール等により、あらかじめ意思を表示した者は出席者とみなすと寄附行為第15条第11項に規定している。令和5(2023)年度の開催状況及び役員の出席状況については、次のとおりである。

表5-2-2 令和5(2023)年度 理事会の開催状況

開催日	令和5(2023)年							
	4月3日	4月3日	4月26日	5月24日	5月24日	6月28日	7月6日	7月26日
	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	臨時	第7回
現員	6	7	7	6	6	7	7	7
出席者	5	6	6	6	6	6	6	6
意思表示書	0	0	0	0	0	1	1	1
監事出席者	1	1	1	1	1	1	1	2

開催日	令和5(2023)年					令和6(2024)年		
	9月22日	9月27日	10月25日	11月29日	12月20日	1月31日	2月28日	3月27日
	臨時	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回	第13回	第14回
現員	7	7	7	7	7	7	7	7
出席者	6	7	7	7	7	6	6	6
意思表示書	1	0	0	0	0	0	0	0
監事出席者	2	2	2	2	2	2	2	2

※エビデンス集（資料編）

【資料 5-2-1】 学校法人平安女学院 寄附行為 【資料 F-1】 と同じ

【資料 5-2-2】 役員名簿 【資料 F-10】 と同じ

【資料 5-2-3】 2024 年度常務会理事および常務会構成員

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事の選任や理事会の運営については、私立学校法や寄附行為の規定に基づき、適切に行っている。特に、大学を取り巻く環境の変化に対応するべく、理事会の意思決定が迅速にできる体制の維持に努める。

令和 5（2023）年の通常国会に提出された「私立学校法の一部を改正する法律案」が令和 5（2023）年 4 月 26 日に参議院本会議にて可決され、同 5 月 8 日に公布された。この法律案では、外部理事の必要人数の引き上げ、理事と評議員の兼職禁止などが盛り込まれている。法令を遵守しつつ、理事会と評議員会が有機的に協働できる新体制を検討する。また、不正や不祥事を防止する仕組みも強化する。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

理事長は、国際観光学部所属の教授であり、副学長を兼務している。学部教授会の構成員でもあるため、大学の管理運営や教学について、現状を十分に把握している。また、学長は評議員および常務会構成員であり、評議員会や常務会への出席等を通じて、法人全体の動向を理解した上で、大学を統括している。

理事長は原則週一回、常務会を開催している。常務会では、学院全体の状況を共有しつつ、理事会から付託された案件や学院の重要案件について検討している。【資料 5-3-1】

理事会・教授会・常務会を通じ、運営面において法人と大学が円滑な関係を保ち、経営方針を教育活動にも反映させる仕組みが構築されている。

理事長は理事会で議長を務め、法人の重要事項の協議、決定においてリーダーシップを発揮している。

大学内では、概ね第一週目に開催する各委員会にて、それぞれの所管事項を検討している。これを経て、第二週目から第三週目に開催する学部教授会では、学部に係る重要事項を協議している。概ね第四週目に開催する執行部会では、各委員会や学部教授会の状況を共有するとともに、大学全体に係る事項を全学的な視点から確認している。令和 6（2024）年度の執行部会については、学長（評議員を兼務）、副学長（理事長を兼務）、学部長、大

学顧問、教学部長、入学センター長、学生部長、就職部長、伝統文化研究センター長（常務理事を兼務）、大学事務室部長を構成員としている。大学の執行部会には、理事 3 人が含まれていることもあり、法人と大学間では、円滑な意思決定が行われている。【資料 5-3-2】

※エビデンス集（資料編）

【資料 5-3-1】 2024 年度常務会理事および常務会構成員 【資料 5-2-3】 と同じ

【資料 5-3-2】 平安女学院大学 執行部会規程 【資料 4-1-3】 と同じ

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

理事長は大学の副学長を兼務している。理事長は、理事会、常務会、大学の執行部会に出席しており、法人及び大学の相互チェックが機能する体制となっている。また、令和 5（2023）年 5 月 24 日付で、中学校高等学校の校長を理事に選任した。これにより、中学校高等学校との相互チェック体制も強化した。【資料 5-3-3】【資料 5-3-4】

評議員会については、寄附行為第 18 条に則り、理事定数の 2 倍を超えた評議員により構成している。令和 5（2023）年 5 月 24 日付では、15 人の評議員を選任している。評議員の選任及び評議員会の開催状況については、下表のとおりである。【資料 5-3-5】

表 5-3-1 令和 5（2023）年度 評議員会の開催状況

開催日	2023 年							2024 年
	4 月 3 日	4 月 26 日	5 月 24 日	5 月 24 日	9 月 27 日	11 月 29 日	12 月 20 日	3 月 27 日
	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回	第 7 回	第 8 回
現員	14	14(※)	14	14	15	15	15	15
出席者	13	12	14	14	14	12	12	12
意思表示書	0	1	0	0	0	0	0	0
監事出席者	1	1	1	1	2	2	2	2

(※) 令和 5（2023）年 5 月 23 日に 1 人の辞任があり、一時的に 14 人となったが、令和 5（2023）年 5 月 24 日には、理事 7 人に対して 15 人の構成となった。

表 5-3-2 評議員の選任

評議員の選任 (寄附行為第 23 条)	評議員は次の各号に掲げる者とする。 (1) この法人の教職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 3 名 (2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年令 25 才以上の者のうちから理事会において選任した者 1 名 (3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 7 名以上 14 名以内
------------------------	---

	2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の教職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。
--	---

監事については、寄附行為第7条に則り、弁護士と地元大手信用金庫で常勤監事を務めた者との2人を選任している。監事は、理事会及び評議員会への積極的な出席や法人事務局との日常的な情報交換等を通じて、法人業務の執行状況を監査している。【資料 5-3-6】

表 5-3-3 監事を選任

監事を選任 (寄附行為第7条)	監事は、この法人の理事、職員（学長・校長・園長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員または役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て理事長が選任する。 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。 3 監事は、この寄附行為第3条に掲げる目的を支持する者でなければならない。
--------------------	--

※エビデンス集（資料編）

【資料 5-3-3】2024 年度常務会理事および常務会構成員 【資料 5-2-3】と同じ

【資料 5-3-4】平安女学院大学 執行部会規程 【資料 4-1-3】と同じ

【資料 5-3-5】学校法人平安女学院 寄附行為 【資料 F-1】と同じ

【資料 5-3-6】監事監査報告書 【資料 F-11】と同じ

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学院の規模では、常勤の監事を置くことが難しいため、引き続き、非常勤の監事2人と法人事務局等で連携し、法人全体のチェック機能の強化を図る。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学院では、計画期間を5年とする中期経営計画を策定し、その中で年度別の収支目標を定めている。

平安女学院大学

計画策定時には、令和 3（2021）年度に短期大学部の募集停止により、経常収支差額は一時的に約 2,300 万円の赤字が見込まれたが、令和 4（2022）年度以降には収支均衡化する計画であった。

また、平成 30（2018）年度末で約 28 億 8,700 万円の有利子負債を令和 6（2024）年度末までに約 14 億円に半減させることを目標に掲げた。

進捗状況については、毎年度の事業報告書において、中期経営計画の目標値と実績値を比較し、今後の課題や対応を明らかにしている。【資料 5-4-1】

表 5-4-1 第 3 次中期経営計画（2020 年度～2024 年度）との実績比較（単位：百万円）

	2019 年 度実績	事業計画 2020 年度	2020 年 度実績	乖離	事業計画 2021 年度	2021 年 度実績	乖離	事業計画 2022 年度	2022 年 度実績	乖離	事業計画 2023 年度	2023 年 度実績	乖離
学生生徒納付金	1,401	1,472	1,493	21	1,464	1,453	△11	1,420	1,295	△125	1,428	1,162	△266
経常費等補助金	552	510	632	122	482	608	126	481	603	122	490	596	106
その他の収入	159	113	136	23	86	105	19	113	146	33	112	131	19
教育活動収入計	2,112	2,095	2,261	166	2,032	2,166	134	2,014	2,044	30	2,030	1,889	△141
人件費	1,066	1,080	1,173	93	1,081	1,105	24	1,029	1,083	54	1,034	1,119	85
教育研究費	692	733	682	△50	733	651	△82	733	644	△89	733	632	△101
管理経費等	204	225	195	△30	224	210	△14	225	216	△9	224	209	△15
教育活動支出計	1,962	2,038	2,051	13	2,038	1,966	△72	1,987	1,943	△44	1,992	1,960	△32
教育活動収支差額	150	57	210	153	△6	200	206	27	101	74	38	△71	△109
教育活動外収入計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育活動外支出計	22	18	21	3	17	17	0	16	15	△1	15	12	△3
教育活動外収支差額	△22	△18	△21	△3	△17	△17	0	△16	△15	1	△15	△12	3
経常収支差額	128	39	189	150	△23	183	206	11	86	75	23	△83	△106
有利子負債期末残	2,558	2,244	2,294	50	2,137	2,085	△52	1,953	1,841	△112	1,582	1,440	△142
学生生徒総数	1,462	1,545	1,548	3	1,535	1,530	△5	1,489	1,404	△85	1,490	1,285	△205

※令和 6（2024）年度有利子負債計画残高 1,400 百万円

表 5-4-2 運用資産と外部負債との比較

(単位：百万円)

	2018 年度 ※中期計画開始前年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
運用資産①	920	1,070	1,127	1,003	604
内、現預金	796	946	1,003	883	484
内、有価証券	4	4	4	0	0
内、特定資産	120	120	120	120	120
外部負債②	2,980	2,393	2,143	1,941	1,581
内、借入金	1,970	1,460	1,256	1,136	870
内、学校債	917	834	828	705	570
内、未払金	93	99	59	100	141
① － ②	△2,060	△1,323	△1,016	△938	△977

毎年度の予算編成にあたっては、法人事務局長が学生生徒園児数の見込数や各設置校における次年度の事業計画書（案）等を参考に、予算編成方針を策定し、各学校では予算編成方針に沿った予算案を作成している。毎年度の予算については、評議員会の意見を聴いた上で、理事会で決定している。

予算執行にあたっては、教職員に「予算執行の手引き」を配付しており、適正な会計処理の遂行を促進するとともに、支出の抑制を呼び掛けている。【資料 5-4-3】

※エビデンス集（資料編）

【資料 5-4-1】 事業活動収支計算書（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）

【資料 F-11-5】 に含む

【資料 5-4-2】 2024 年度予算編成について

【資料 5-4-3】 予算執行の手引き（2024 年 4 月更新）

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

<財務基盤の確立>

外部負債以上の運用資産を確保することが、安定した財務基盤を確立することとなる。

有利子負債については、京都キャンパスの耐震工事、こども園の大規模改修工事、バス停留所、食堂、茶室等の教育環境の充実と安全確保に係る施設整備により膨らんでいたため、平成 30（2018）年度の運用資産から外部負債を控除した金額マイナス 20 億 6,000 万円を早期に半減させることを目標に取り組んだ。その結果、令和 5（2023）年度にはマイナス 9 億 7,700 万円まで削減した。令和 6（2024）年 5 月末には、授業使用に大きな支障がない京都キャンパスの土地建物を売却予定であり、運用資産が外部負債を上回る見通しである。なお、取引金融機関 3 行庫で 5 億円の当座貸越契約を締結し、資金繰りにおける万一のリスク回避策としているが、本契約を利用した実績はない。【資料 5-4-4】

<収支バランスの確保>

経常収支差額については、平成 30（2018）年度以降、黒字を維持していたが、令和 5（2023）年度決算では、約 8,300 万円の赤字となった。主な要因は、学生生徒等納付金収入の減少である。学生生徒園児数については、令和 4（2022）年度に計 1,404 人であったが、令和 5（2023）年度には計 1,285 人まで減少し、約 1 億 3,300 万円の収入減となった。

なお、令和 6（2024）年度の当初予算では、約 1 億 6,300 万円の赤字を見込んでいるが、学生生徒数の増加や支出削減、学生数の減少を踏まえた教職員数の調整等により、早期の収支均衡化を目指している。【資料 5-4-5】

<外部資金の獲得>

外部資金の獲得では、科学研究費補助金の獲得を目指し、教員への説明会を開催するとともに、大学事務室では書類作成を支援するなど、積極的に取り組んでおり、令和 5（2023）年度では、5 人の教員が科学研究費補助金を獲得した。

科学研究費補助金以外では、令和 3（2021）年度及び令和 4（2022）年度に国際観光学部 の科目に対して、一般財団法人ユーラシア財団からの助成金を獲得した。令和 5（2023）年度は対象の科目を開講していないが、令和 6（2024）年度は開講予定であり、助成金の交付が再開される予定である。

寄付金の募集については、本学院のホームページに「寄付金のお願い」のページを開設し、広く寄付金を募っている。

表 5-4-3 事業活動収支計算書 抜粋

（単位：百万円）

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
学生生徒等納付金	1,401	1,493	1,453	1,295	1,162
経常費等補助金	552	632	608	603	596
経 常 収 入	2,112	2,261	2,166	2,044	1,889
人 件 費	1,066	1,173	1,105	1,083	1,119
教 育 研 究 費	692	682	651	644	632
経 常 支 出	1,984	2,072	1,983	1,958	1,972
経常収支差額	128	189	183	86	△83
学生生徒総数（人）	1,462	1,548	1,530	1,404	1,285

※エビデンス集（資料編）

【資料 5-4-4】貸借対照表（令和 6 年 3 月 31 日） 【資料 F-11-5】に含む

【資料 5-4-5】事業活動収支計算書（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）

【資料 F-11-5】に含む

（3）5-4 の改善・向上方策（将来計画）

現在の中期計画である「平安女学院 第 3 次中期経営計画」については、令和 6（2024）年度末までを計画期間としている。そのため、令和 6（2024）年度中に次期中期計画を策定する予定であり、安定的な学院運営を可能とする財務計画を含めたものとする。

また、安定した財政基盤と収支バランスを確保するために、学生生徒数の増加を目指すとともに、支出の削減にも努める。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本学院では、学校法人会計基準に基づき、「学校法人平安女学院経理規程」「学校法人平安女学院予算執行規程」等の規程を整備している。実務的に対応の難しい財務案件については、日本私立学校振興・共済事業団および公認会計士に適宜アドバイスを仰いでおり、本学院では適切に会計処理を行っている。【資料 5-5-1】【資料 5-5-2】

また、当初予算で想定されていない収入・支出については、補正予算を編成し、理事会での承認を得ている。

以上のことから、会計処理を適正に実施している。

※エビデンス集（資料編）

【資料 5-5-1】平安女学院 経理規程

【資料 5-5-2】平安女学院 予算執行規程

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

令和 5（2023）年度決算時において、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく監査報告を受けるために、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表）を作成し、学校法人会計基準に準拠して作成され適正である、との意見であった。

監査報告において、監事との意見交換も実施している。以上より、会計監査の体制は整備され、厳正に実施されている。

※エビデンス集（資料編）

【資料 5-5-3】監事監査報告書（令和 6 年 5 月 28 日） 【資料 F-11-5】に含む

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人会計基準、「学校法人平安女学院経理規程」に則り、継続的に適切な会計処理を行い、会計監査の厳正な実施に取り組む。また、学生生徒数の増加や経費の削減に努め、経常収支差額の黒字化を目指す。

【基準 5 の自己評価】

本学院は学校教育法、私立学校法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、寄附行為、法人諸規程、大学の学則や諸規程に基づき運営を行っている。

また、学校法人会計基準に準拠し、学校法人平安女学院経理規程をはじめとする諸規程に基づき適正な会計処理を行い、毎年度の監事監査でも適正と認められている。

財務状況については、令和 2（2020）年度から 3 期連続して経常収支差額での黒字を計上し、有利子負債の削減も順調に進めてきたが、令和 5（2023）年度には、経常収支差額が約 8,300 万円の赤字となり、令和 6（2024）年度の当初予算でも約 1 億 6,300 万円の赤字を見込んでいる。その最大の要因は、令和 2（2020）年度以降、大学の入学者減が続いたことであるが、令和 6（2024）年度の入学者数は前年度比で増加に転じた。次年度に向けては、学生募集を最重要課題として、学長のもとで全学的に入学者の増加を目指している。また、教職員数については、収容定員の減少を踏まえ、教育水準を維持可能な範囲内で、退職者の補充を抑制することで削減している。広報費についても、学生募集への影響を考慮しながら、大幅な削減に取り組んでいる。運用資産については、授業使用に支障のない土地建物を売却予定であり、運用資産は外部負債を大きく上回る見通しである。

以上のことから、基準 5「経営・管理と財務」を満たしていると評価する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

内部質保証において重要な取り組みである自己点検・評価について、学則第 2 条で「本学はその教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価をおこなう。」と規定している。

【資料 6-1-1】

また、「自己点検・評価規程」第 1 条において、「本学の教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら行う点検・評価及び外部評価等に関し必要な事項を定める」と規定し、自主的・自律的な自己点検・評価の実施を定めている。【資料 6-1-2】

内部質保証の実施体制等については、令和 4（2022）年 9 月の自己点検・評価委員会において「内部質保証の方針」を定め、ホームページで公開している。同方針では、内部質保証の推進に責任を負う組織は、自己点検・評価委員会であることを明確化している。また、自己点検・評価結果を踏まえ、改善のための施策を実行することも明記している。【資料 6-1-3】

自己点検・評価委員会の設置については、自己点検・評価規程第 2 条に規定している。令和 6（2024）年度の構成員は以下のとおりである。

表 6-1-1 自己点検・評価委員会 令和 6（2024）年度構成員

委員長	・ 学長
副委員長	・ 副学長 ・ 教学部長（当該年度は自己評価担当者（LO）を兼務）
委員	・ 大学顧問 ・ 国際観光学部長 ・ 子ども教育学部長 ・ 学生部長 ・ 就職部長 ・ 入学センター長 ・ 法人事務局長 ・ 大学事務室部長 ・ 調査企画室部長 ・ 調査企画室長

自己点検・評価は、全学的な取り組みであることを踏まえ、自己点検・評価規程第4条第1号に「委員長は学長とする」と規定している。また、学部長や教学部長、学生部長、就職部長、大学事務組織の責任者等を委員とし、教学や学生支援、管理運営等の現状や課題等を包括的に点検・評価することが可能な組織体制としている。さらに、学校法人の管理運営や財政的な観点から適切な点検・評価を実施するために、法人事務局長を構成員としている。

なお、内部質保証に係る事務組織としては、学長直属の調査企画室を設置しており、自己点検・評価委員会の事務やIR(Institutional Research)の実施などを担当している。【資料 6-1-4】

※エビデンス集（資料編）

【資料 6-1-1】平安女学院大学 学則 【資料 F-3】と同じ

【資料 6-1-2】自己点検・評価規程

【資料 6-1-3】内部質保証の方針

【資料 6-1-4】平安女学院大学 組織規程 【資料 4-1-2】と同じ

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証で重要な役割を担っている自己点検・評価委員会については、委員長の学長を中心に、副委員長の副学長と教学部長が補佐しており、適切に機能している。また、その責任体制も明確である。従って、学長を中心とした現行の組織体制を維持し、一層の充実を図る。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、入学から卒業までの学修成果や学修行動等を継続的に測定するために、アセスメント・ポリシーを設けており、機関レベル、学部レベル、科目レベルのそれぞれに指標を設定している。具体的な指標としては、入学時アンケート、学期毎の授業評価アンケート、学生生活・学修行動アンケート、卒業時アンケート、各種データ（学位取得者数、GPA、退学者数等）である。各種アンケート調査の実施にあたっては、年度毎のIR実施計画を策定し、自己点検・評価委員会にて確認している。各種アンケート調査等で可視化されたデータは、自己点検・評価において客観的なエビデンスとして積極的に活用されている。【資料 6-2-1】【資料 6-2-2】【資料 6-2-3】【資料 6-2-4】【資料 6-2-5】【資料 6-2-6】【資料 6-2-7】【資料 6-2-8】

年度毎の自己点検・評価の実施にあたっては、自己点検・評価委員会にて、評価基準を

検討することから開始している。本学では、認証評価の受審年度以外も、公益財団法人日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を適用している。これにより、年度毎の自己点検・評価に継続性や一貫性、公共性が担保されている。

自己点検・評価委員会では、評価基準を決定した後、各項目の責任者を明確化している。各項目の責任者は、関係する学部や委員会等に対して、現状の整理や課題の抽出、改善策の提示を要請している。各基準項目の内容は、複数の学部や委員会等に跨ることもあるため、それぞれから提出された内容を集約している。さらに、自己点検・評価委員会では、学長を中心として、自己点検・評価報告書を取りまとめている。

自己点検・評価の結果については、「自己点検・評価報告書」に取りまとめ、ホームページ上で学内外に公開している。また、学校教育法第 109 条に定める認証評価を受審した年度には、認証評価機関による評価結果をホームページ上で学内外に公表している。

各種アンケート調査の結果概要については、ホームページ上で学外に向けても公開している。【資料 6-2-9】【資料 6-2-10】【資料 6-2-11】

※エビデンス集（資料編）

【資料 6-2-1】平安女学院大学ホームページ（アセスメント・ポリシー） 【資料 3-3-1】と同じ

http://www.heian.ac.jp/about/educational-policy/assessment_policy.html

【資料 6-2-2】2024 年度入学時アンケート 【資料 2-1-6】と同じ

【資料 6-2-3】2023 年度春学期授業評価アンケート 【資料 2-6-1】と同じ

【資料 6-2-4】2023 年度秋学期授業評価アンケート 【資料 2-6-2】と同じ

【資料 6-2-5】2023 年度授業評価アンケート結果を踏まえた改善対応について 【資料 2-6-3】と同じ

【資料 6-2-6】2023 年度学生生活・学修行動に関するアンケート 【資料 2-6-4】と同じ

【資料 6-2-7】2023 年度卒業時アンケート結果 【資料 3-3-3】と同じ

【資料 6-2-8】2024 年度 IR 実施計画

【資料 6-2-9】自己点検・評価規程 【資料 6-1-2】と同じ

【資料 6-2-10】平安女学院大学ホームページ 自己点検・評価報告

<https://www.heian.ac.jp/about/disclosure/self-assessment.html>

【資料 6-2-11】平安女学院大学ホームページ IR 活動

<https://www.heian.ac.jp/about/disclosure/ir.html>

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学は平成 27（2015）年に IR 推進室を設置し、各種アンケート調査やデータ収集等に努めてきた。令和 5（2023）年 6 月以降、IR 推進室の業務は、組織改編に伴い、学長直属の調査企画室に引き継がれている。その役割は、「平安女学院大学組織規程」第 30 条に規定のとおり、本学内外の情報収集や分析、IR 活動の計画立案等である。IR 実施計画における各種アンケート調査の内容は次のとおりである。【資料 6-2-12】

表 6-2-1 令和 5（2023）年度 IR 実施計画における各種アンケート調査一覧

種別	時期	目的	対象	結果の公表等
入学時アンケート	4 月中 (実施済み)	入学生の入学時の自己評価を把握するとともに、効果的な入試広報活動ができているか等の分析を行うためのデータ収集。	各学部 1 年次生	結果は学部単位で集計し、学内限定で公開する。
学生生活・学修行動に関するアンケート	10 月 2 日～ 10 月 31 日	学生の学修行動をはじめ、生活の実態や要望を把握し、学生生活の改善や教育活動の見直しなど大学運営に活用するため。	全学生	結果は学部単位で集計し、学内サイトおよび公式ホームページ上で公表する。公式ホームページは、学生の学修時間、学修行動および学修成果に係る調査結果のみ公表し、調査全体の結果は学内限定で公開する。
卒業アンケート	2024 年 3 月 21 日	今後の教育活動や学生支援の向上に資するために、卒業生に対し、学生生活を通じて実感できたことや本学に対する満足度などを把握するため。	各学部 4 年次生	結果は学部単位で集計し、本学学内サイトおよび公式ホームページ上で公表する。
授業評価アンケート（春学期）	7 月 3 日～ 7 月 28 日	教育研究活動等の状況把握および教育内容改善の基礎資料とするため。	履修登録 者数 5 名 以下以外の全ての 科目	結果は大学単位および学部単位で集計し、公式ホームページ上で公表する。また、集計結果を各授業担当者へフィードバックし、授業担当者は授業評価結果に対して必要に応じてコメントを行う。授業担当者のコメントを含めた科目別の授業評価の結果は、学内限定で公開する。
授業評価アンケート（秋学期）	12 月 19 日～ 2024 年 1 月 29 日			また、授業評価の結果に応じて、授業担当教員または学部学科に対して授業内容等の改善を促す。

また、IR 実施計画では、アセスメント・ポリシーに定める各種データを収集し、学長のもとで自己点検・評価委員会や調査企画室にて分析することも含めている。年度当初に各調査の目的やスケジュール等を確認することにより、円滑な業務遂行にも役立っている。

各種アンケート調査の結果については、実施後、調査企画室にて速やかに取りまとめた

おり、自己点検・評価委員を通じて、学部や委員会等と共有している。また、調査企画室では、学長のもとで、学部等と協力して調査結果を分析しており、自己点検・評価委員を通じて学部や委員会等と共有している。例えば、令和 5（2023）年度の卒業時アンケート調査では、学生が自身の成長を十分に実感していない割合が例年よりも高く、調査企画室では GPA によるレーダーチャートや学修状況等も用いて分析したが、規則性や傾向、原因等を明らかに出来なかった。そこで、個々の学生の状況を最も把握している学部と協働で原因を追究した。

※エビデンス集（資料編）

【資料 6-2-12】平安女学院大学 組織規程【資料 4-1-2】と同じ

（3）6-2 の改善・向上方策（将来計画）

各種アンケート調査の実施にあたっては、回答率を高めることが毎年度の課題となっている。学生の立場からは、授業科目別の回答を要する授業評価アンケートへの負担が特に大きい。その影響もあり、毎年度の結果をみると、選択式の項目には機械的に回答している傾向もみられる。一方、教職員側では、システム設定や集計作業に加え、回答率を高めるために学生へのアナウンスを繰り返し行っており、相当な労力を要している。令和 6（2024）年度の自己点検・評価委員会では、学生と教職員の負担を軽減しつつ、回答率と正確性を高めることが可能となる方法等を検討する。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

（1）6-3 の自己判定

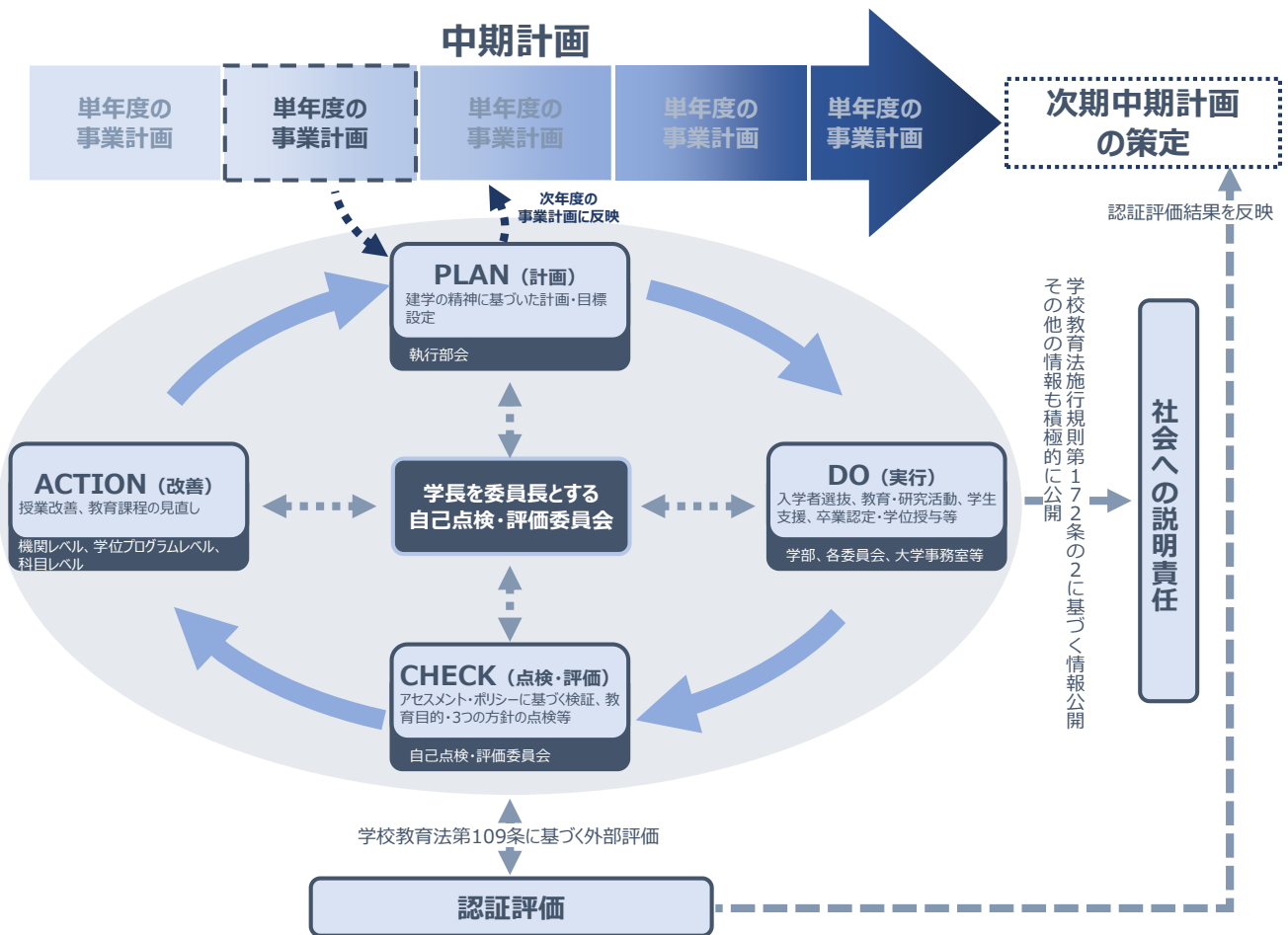
基準項目 6-3 を満たしている。

（2）6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

＜PDCA サイクル＞

本学では使命・目的を実現するために、年度毎の点検・評価を実施し、教育研究活動や大学運営等の改善・向上に取り組んでいる。PDCA サイクルの仕組みについては、図 6-3-1 のとおりである。

図 6-3-1 平安女学院大学の内部質保証に関する PDCA サイクルのイメージ



本学では、中期計画を踏まえた毎年度の事業計画に基づき、大学運営を行っている。令和 6（2024）年度については、4 月に新学長が就任したこともあり、4 月 17 日に開催した執行部会にて、「2024 年度の事業計画等について」として、大学全体の重要事項を示している。これは、前年度の自己点検・評価結果や令和 6（2024）年度事業計画の内容を踏まえたものであり、学生確保を最重要課題として設定している。また、令和 5（2023）年度については、当時の学長から、外国人留学生や通信制高校の生徒を積極的に受け入れる方針が示され、そのための組織整備等の準備に取り組むことが説明された。【資料 6-3-1】

学部や委員会等では、学部長やセンター長、委員長等のもとで、教育研究活動や学生支援等を実施しており、自己点検・評価に示した改善方策にも取り組んでいる。一方、自己点検・評価委員会では、アセスメント・ポリシーに定める指標について、各種アンケート調査等から測定している。

各年度の点検・評価について、学部や委員会等では、自己点検・評価報告書の作成等を通じて行われている。その結果を受けて、自己点検・評価委員会では、学長を中心に全学的な観点からの点検・評価を実施している。これらの過程において、学修成果を可視化したデータで把握するために、アセスメント・ポリシーに定める指標の状況についても注視している。

取りまとめた自己点検・評価報告書については、全学で共有し、教育研究活動や管理運

営の改革・改善に活用している。また、自己点検・評価委員長でもある学長は、令和 6(2024) 年 4 月の自己点検・評価委員会にて、前年度の自己点検・評価活動について「2023 年度自己点検・評価委員会の総括と今後の改革・改善に向けて ー内部質保証の機能強化とあわせてー」と題して総括した。その中では、内部質保証への決意を改めて表明するとともに、本学の重点課題が学生確保や多様な学生の支援などであることを教職員に説明している。

【資料 6-3-3】

＜三つのポリシー等の点検＞

建学の精神や教育目的に基づく三つのポリシーについては、改革・改善に向けた PDCA サイクルの起点でもあることから、自己点検・評価の結果を踏まえ、毎年度、包括的に検証している。検証の対象には、アセスメント・ポリシーも含めている。令和 5 (2023) 年度においては、自己点検・評価の結果をもとに、教授会や関係する委員会での検討を経て、執行部会にて全学的な視点から協議した結果、令和 6 (2024) 年度より、教育目標、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの一部変更を確認した。

＜自己点検・評価や認証評価等の中期計画への反映＞

本学院の中期計画策定にあたっては、直近の認証評価結果を反映させている。平成 29 (2017) 年度に受審した認証評価での指摘事項に対しては、「学校法人平安女学院 第 3 次中期経営計画 (2020 年度～2024 年度)」において、その内容を明らかにするとともに、改善の進捗状況や実施方法を記載している。具体的な指摘事項としては、教育職員免許法施行規則に定める教職課程の情報公開への対応、教授会規程の見直し、理事会及び評議員会の運営に関する改善であり、全ての事項で対応策を実行しており、認証評価機関には改善報告書を提出している。【資料 6-3-4】【資料 6-3-5】

以上のとおり、本学では内部質保証のための PDCA サイクルを確立し、その仕組みが適切に機能している。

※エビデンス集 (資料編)

【資料 6-3-1】 2023 年度事業報告書 【資料 F-6】 と同じ

【資料 6-3-2】 2023 年度自己点検・評価委員会の総括と今後の改革・改善に向けて ー内部質保証の機能強化とあわせてー

【資料 6-3-3】 改善報告書 (令和 2 (2020) 年 7 月提出) 【資料 F-15】 と同じ

【資料 6-3-4】 学校法人平安女学院第 3 次中期経営計画 【資料 1-2-5】 と同じ
(令和 2 (2020) ～令和 6 (2024) 年度)

(3) 6-3 の改善・向上方策 (将来計画)

内部質保証のための PDCA サイクルについては、引き続き、適切に機能するよう学長を中心に取り組む。また、令和 7 (2025) 年度からは、次期中期計画の実施期間となるため、令和 6 (2024) 年度に受審する認証評価結果への対応を含めた中期計画を令和 6 (2024) 年度末までに策定する。

その一方で、自己点検・評価に係る取り組みについては、教職員及び学生の多大な負担となっており、教育研究活動や学生支援等への影響も懸念される。内部質保証の機能強化と負担軽減の両立を図るべく、令和 6（2024）年度中に効率化等を検討し、試行的に取り組むこととする。

【基準 6 の自己評価】

内部質保証に関しての実施体制を整備しており、その結果を反映させる仕組みも確立している。学長をはじめ、教職員は内部質保証の重要性を十分に認識している。

自己点検・評価や各種アンケートの結果については、学内で共有し、ホームページにて社会にも公開している。また、改革改善の参考としている。

以上のとおり、基準 6「内部質保証」を満たしていると評価する。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域社会との連携

A-1. 地域社会との連携・協力

A-1-① 学部の特徴を生かした取り組み

A-1-② 地域社会との連携による取り組み

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 学部の特徴を生かした取り組み

本学は、学則第 1 条にて教育目的を「本学はキリスト教の精神に基づく教育を通して、自由で自立した人格を形成するとともに、建学の精神—『知性を広げ、望みを高くし、感受性を豊かにし、そして神を知らせる』—を体得した人間を育成し、地域社会ならびに国際社会に積極的に貢献する人材を養成することを目的とする。」と規定しており、国際観光学部、子ども教育学部ともに、学部の特徴を生かした取組を行っている。【資料 A-1-1】

コロナ禍においては、イベントの開催が中止になる場合もあり、地域との取組も減少したが、令和 5（2023）年 5 月より新型コロナウイルスは 5 類感染症に移行したことから、再開する取組が増えている。

<国際観光学部>

国際観光学部は京都御苑（御所）に近接する京都キャンパスが学びの場であり、観光都市・京都に立地する観光系の学部ということもあって、京都市をはじめとした自治体と連携協定を締結している。地域の中で観光を学ぶことは、学生にとって貴重な学習機会となるだけではなく、その地域の活性化にも資するものと捉え、積極的に連携を行っている。

①修学旅行ガイド・京都 B&S（Brother & Sister）プログラム

実習科目である「京都観光案内実習Ⅰ・Ⅱ」において、京都を訪れる修学旅行生や校外学習生に対するボランティアガイドを行っている。「修学旅行ガイド受入」として直接受け入れる場合と、京都市と大学コンソーシアム京都、JTB 西日本京都支店の三者で構成する京都 B&S プログラム事務局が実施している教育旅行プログラム「京都 B&S（Brother & Sister）プログラム」に協力する場合がある。

コロナ禍では、多くの学校で修学旅行が中止になり、本取組は中断していたが、令和 4（2022）年度より再開した。

表 A-1-1 令和 5（2023）年度 修学旅行ガイド実績

	学校名	実施日	場所
1	相模原市立清新中学校	2023 年 5 月 22 日	京都市内
2	我孫子市立白山中学校	2023 年 5 月 30 日	奈良公園
3	鎌ヶ谷市立第二中学校	2023 年 6 月 2 日	奈良公園
4	我孫子市立湖北台中学校	2023 年 6 月 5 日	奈良公園
5	川口市立領家中学校	2023 年 6 月 8 日	奈良公園
6	厚木市立玉川中学校	2023 年 9 月 14 日	京都市内

②祇園祭ボランティア

平成 26（2014）年度から、150 年ぶりに巡行に参加する公益財団法人四条町大船鉾保存会から「粽授与」のボランティアへの参加依頼があり、実習科目である「地域連携実習Ⅰ・Ⅱ」（令和 5（2023）年度カリキュラムまでの科目名称は「観光ボランティアⅠ・Ⅱ」）の受講生を中心に参加している。コロナ禍においては、参加できない年度もあったが、令和 5（2023）年度は 7 月 9 日に粽づくり、後祭の宵山期間である 7 月 21 日から 23 日の期間に粽授与のボランティアに参加した。

<子ども教育学部>

子ども教育学部では、その学びを活かして特に地域の子どもの対象としたボランティアなどの活動を行っている。

③高槻市内のイベントへの参加

高槻市のイベントの主催団体などからの依頼により、さまざまなイベントにボランティアとして参加している。令和 5（2023）年 5 月に新型コロナウイルスが 5 類に移行したことにより多数イベントが再開され、ボランティアなど参加要請も増えてきている。主に子ども向けのイベントやブース、夏の高槻の風物詩となっている「高槻まつり」では子ども向けのお菓子釣りのコーナーで参加している。

表 A-1-2 令和 5（2023）年度 参加した高槻市内の主なイベント

	イベント名	開催日	場所
1	TT キッズまつり	2023 年 5 月 5 日	安満遺跡公園
2	花林苑夏祭り	2023 年 7 月 8 日	くぬぎ公園
3	高槻まつり	2023 年 8 月 5・6 日	桃園小学校グラウンド
4	子どもの居場所「おかえりひろば」	2023 年 9 月 3 日	川西コミュニティセンター
5	高槻市民スポーツ祭	2023 年 10 月 9 日	総合スポーツセンター
6	川添商店街キッズフェスティバル	2023 年 11 月 19 日	川添商店街
7	第 10 回 あまマルシェ〜	2023 年 12 月 10 日	安満遺跡公園

④クラブの活動

令和 4（2022）年 6 月に発足したボランティアクラブ「ちくわ部」は「ちいさなことから、暮らしの中で、私たちにできることを」をクラブ名の由来とし、地域のボランティアに取り組んできた。大学祭など学内で実施したフリーマーケットの売り上げを資金として、子ども食堂でのクリスマス会を行い、子どもたちにお菓子を配布するなどの活動をしてきた。しかし、ちくわ部は令和 5（2024）年 3 月に全部員が卒業したため、現時点では休部となっている。

その他、和太鼓部では、地域の療育園の祭りに参加している。

※エビデンス集（資料編）

【資料 A-1-1】平安女学院大学 学則 【資料 F-3】と同じ

A-1-② 地域社会との連携による取り組み

本学は、学則第 1 条にて教育目的を「基督教の精神に基づく教育を通して、自由で自立した人格を形成するとともに、建学の精神—『知性を広げ、望みを高くし、感受性を豊かにし、そして神を知らせる』—を体得した人間を育成し、地域社会ならびに国際社会に積極的に貢献する人材を養成することを目的とする。」と規定しており、地域社会に貢献する人材養成をするためにも積極的に地域との連携を行っている。

地域連携の窓口として地域連携センターを置き、教職員が兼務でその任にあたっている。現在展開している主な活動は、以下のとおりである。

<国際観光学部>

①京都市交通局

京都の観光振興や、地下鉄の更なる利用促進のため、本学と京都市交通局にて「観光及び公共交通の振興に関する京都市交通局と平安女学院大学女学院大学の協定書」を平成 27（2015）年 3 月 25 日に締結した。連携事業のひとつとして、地下鉄各駅周辺の「見る」「食べる」「買う」スポットを紹介するフリーペーパー「きゅんきゅん KYOTO」を 1・2 年次の必修科目「ジェネリックスキルⅠ～Ⅳ」の授業で作成・発行してきた。【資料 A-1-2】

令和 2（2020）年 9 月発行の第 25 号でフリーペーパーの作成は一旦終了したが、引き続きの活動として、Instagram 版の「きゅんきゅん KYOTO」を令和 5（2023）年 1 月より、国際観光学部の学生が取材発信している。

令和 5（2023）年度については、1・2 年次生の「ジェネリックスキルⅠ～Ⅳ」の授業で取り組み、京都市交通局の公式 Instagram に不定期で掲載された。【資料 A-1-3】

②京都市動物園

本学は京都市動物園と令和元（2019）年 12 月に教育及び研究に関する協定を交わした。連携活動としては、令和 2（2020）年度より、国際観光学部の学生が動物園の活性化についての企画を立案・発表し、京都市動物園で実施している。【資料 A-1-4】

令和 5（2023）年度は秋の夜間開園の間（9 月 16 日から 18 日）に、動物の生態について楽しく学べるイベント「君だけの推しをみつけよう」を開催した。このイベントは、動

物への興味を抱き、生態に詳しくなるようなスタンプラリー方式の体験ゲームやクイズで構成しており、参加者は「推し動物」を見つけるという内容である。スタンプを集めた参加者には、動物カードを贈った。イベントスタッフとして関わった学生は延 183 人であり、イベントの動員数は計 900 人程度であった。なお、この取り組みは、京都市の「ふるさと納税を活用した大学における地域連携推進事業」としても登録されている。

③京都府南丹広域振興局

令和 4（2022）年 4 月に京都府南丹広域振興局と「SNS を活用した京都丹波地域の情報発信等業務」について委託契約を締結し、令和 5（2023）年度も引き続き SNS 発信業務として Instagram「パクパク京都丹波」における発信業務に携わった。【資料 A-1-5】

京丹波町在住の学生が主に担当し、自らの卒業研究テーマにも関連させ、取材先の Instagram とも関連付け、京都丹波地域の魅力資源発掘を行った。

④奈良県五條市

本学は令和 4（2022）年 4 月 19 日、柿の生産量日本一を誇る奈良県五條市と地域連携協定を締結し、国際観光学部を中心に地域の活性化に協力している。

五條市には、令和 3（2021）年度より、柿生産者や市役所の職員への出張授業を依頼しており、令和 5（2023）年 10 月 17 日に産業環境部農林政策課柿振興室の職員 2 人による五條市や柿についての出張授業を行った。

各キャンパスの大学祭では、五條市の柿ブースを設けてアピール活動を実施した。

令和 5（2023）年 8 月から 10 月（8 月 10 日、11 日、9 月 30 日、10 月 1 日の計 4 日間）には、奈良県の物産を扱う東京の「奈良まほろば館」で行われた五條市のイベントに学生が参加し、柿の PR 活動を行った。【資料 A-1-6】

<子ども教育学部>

①高槻市・高槻市教育委員会

高槻市とは、平成 17（2005）年に地域連携に関する協定を締結している。【資料 A-1-7】また、平成 21（2009）年 12 月には高槻市教育委員会と連携協力に関する協定を締結している。連携協力の主な内容は、学生が高槻市立幼稚園及び小学校の教育現場を体験することや教職員の交流促進などである。また、平成 22（2010）年には、高槻市立保育所に派遣する学生のインターンシップに関する覚書を締結している。【資料 A-1-8】【資料 A-1-9】

②夏休みこども大学

高槻市主催のイベントである「夏休みこども大学」は、高槻市在住の小学生を対象に、工作や実験などを通して大学の学びを楽しく知る機会を提供し、夏休みの思い出作りや自由研究に資する催しとして、高槻市内の 4 大学（大阪医科薬科大学、関西大学、京都大学阿武山観測所、平安女学院大学）がそれぞれ開催している。令和 5（2023）年度は 7 月 22 日に、チョークやせんたくのり、小麦粉、水などを材料として参加者自らが作った絵具で絵を描く「絵の具を作って絵の具でかこう」を開催した。

③高槻市地域子育て支援拠点事業一般型施設「どんぐりの森」

平成 19（2007）年より、「高槻市地域子育て支援拠点事業一般型」施設として「どんぐりの森」を高槻キャンパス内に設置している。地域子育て支援拠点事業は、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、全ての子育て家庭を地域で支えることを目的とする、こども家庭庁所管の取組である。事業は一般型と連携型に大別され、一般型は、公共施設、空き店舗、保育所等に常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組として定義されている。本学の「どんぐりの森」は、一般型の施設として開設している。「どんぐりの森」は、子育て支援の各種事業を行うとともに、乳幼児とその親に交流の場を提供する施設として、近隣の親子にとっての集いの場となっている。令和 5（2023）年度の利用状況は表 A-1-3 のとおりである。【資料 A-1-10】

コロナ禍においては、感染対策上の理由から学生ボランティアは参加できていなかったが、令和 5（2023）年度よりボランティア参加を再開している。

表 A-1-3 令和 5（2023）年度「どんぐりの森」利用実績

月	開館日数	利用者（子ども）	月	開館日数	利用者（子ども）
4	20	142	10	21	203
5	20	142	11	20	195
6	22	157	12	20	199
7	20	207	1	19	219
8	21	205	2	17	232
9	20	233	3	20	223

※エビデンス集（資料編）

【資料 A-1-2】観光及び公共交通の振興に関する京都市交通局と平安女学院大学女学院大学の協定書

【資料 A-1-3】京都市交通局 Instagram 掲載内容

【資料 A-1-4】京都市動物園と平安女学院大学との教育及び研究に関する協定書

【資料 A-1-5】Instagram「パクパク京都丹波」掲載内容

【資料 A-1-6】St. Agnes' Blog 五條市関係記事一覧

【資料 A-1-7】平安女学院大学と高槻市との地域連携に関する協定書

【資料 A-1-8】高槻市教育委員会と平安女学院大学及び平安女学院大学短期大学部との連携協力に関する協定書

【資料 A-1-9】高槻市と平安女学院大学及び平安女学院大学短期大学とのインターンシップに関する覚書

【資料 A-1-10】高槻市ホームページ 平安女学院大学どんぐりの森

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

国際観光学部、子ども教育学部ともに学部の学びを活かした地域連携活動を展開している。コロナ禍においては、活動の場が制限されていたが、令和 5（2023）年度からは地域でのイベント活動が再開しており、積極的に参加している。コロナ禍において、途絶えてしまった取り組みがある他、学生数の減少により、必要な人数の確保に苦慮するイベントが生じてきていることが課題である。今後は活動を絞り込むことも検討する。

自治体等と協定を締結していない活動については、個々の教員の人脈によるものが多いため、継続的かつ効果的な取り組みとなることを目指している。

【基準 A の自己評価】

大学の教育目的に基づき、両学部 of 学びに応じた地域貢献活動を行う体制を整備し、積極的に学生が活動できるよう支援している。また、ボランティアに関する科目を設置している。両学部の積極的な活動は地域社会に貢献しており、連携協定先等からは毎年度、参加を依頼されるなど一定の評価を得ている。

以上のことから、基準 A「地域社会との連携」を満たしていると評価する。

V. 特記事項

特になし。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則の第 1 条において、本学の目的を定めている。	1-1
第 85 条	○	学則の第 3 条において、本学の学部組織構成を定めている。	1-2
第 87 条	○	学則の第 9 条において、本学の修業年限を定めている。	3-1
第 88 条	○	学則（編入学）第 30 条、（転入学・再入学・転学部・転学科）第 31 条において規定している。	3-1
第 89 条	—	該当なし（本学では早期卒業制度は設けていない）	3-1
第 90 条	○	学則の第 26 条において、入学資格を定めている。	2-1
第 92 条	○	学則の第 5 条並びに第 6 条および「平安女学院大学組織規程」において、教職員組織について定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則の第 8 条及び「国際観光学部教授会規程」並びに「子ども教育学部教授会規程」において、教授会について定めている。	4-1
第 104 条	○	学則の第 24 条及び「平安女学院大学学位規程」において、本学が授与する学位について定めている。	3-1
第 105 条	—	該当なし（大学外の学生を対象とした特別の課程を編成していない）	3-1
第 108 条	—	該当なし（短期大学は設置していない）	2-1
第 109 条	○	学則の第 2 条並びに「自己点検・評価規程」において、自己評価について定めている。	6-2
第 113 条	○	本学のホームページ上に、教育研究活動の状況を公表している。	3-2
第 114 条	○	学則の第 6 条において、事務職員その他必要な職員を置くことを定めている。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則の第 30 条において、編入学について定めている。	2-1
第 132 条	○	専修学校の専門課程からの編入学受入れについては、本条項のとおり遵守している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則において、所定の事項を定めている。	3-1 3-2
第 24 条	—	該当なし（指導要録は対象外。ただし、学籍、成績等は学籍簿で管理している。）	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則の第 47 条において、懲戒について定めている。	4-1
第 28 条	○	本条の表簿を作成し、所定の期間保存している。	3-2
第 143 条	—	該当なし（代議員会等は設置していない）	4-1
第 146 条	—	該当なし（科目等履修生が入学する場合の修業年限の通算については規定していない）	3-1
第 147 条	—	該当なし（早期卒業制度は設けていない）	3-1
第 148 条	—	該当なし（4 年を超える修業年限の学部は設置していない）	3-1
第 149 条	—	該当なし（早期卒業制度は設けていない）	3-1
第 150 条	○	学則の第 26 条において、高等学校卒業者と同等以上の学力があると認めた者に入学を許可することについて定めている。	2-1
第 151 条	—	該当なし（飛び入学制度はない）	2-1
第 152 条	—	該当なし（飛び入学制度はない）	2-1
第 153 条	—	該当なし（飛び入学制度はない）	2-1
第 154 条	—	該当なし（飛び入学制度はない）	2-1
第 161 条	○	学則の第 30 条において、短期大学を卒業した者の大学編入について定めている。	2-1
第 162 条	—	該当なし	2-1
第 163 条	○	学則の第 11 条において、大学の学年の始期及び終期について定めている。	3-2
第 163 条の 2	—	該当なし（体系的な学修プログラムは設けていない）	3-1
第 164 条	—	該当なし（本学学生以外を対象とした特別の課程を編成していない）	3-1
第 165 条の 2	○	教育目標の実現のため次の 3 つの方針（卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針及び入学者の受入に関する方針）を掲げ、本学のホームページ上で公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	自己点検・評価規程に基づき、自己点検・評価委	6-2

		員会が主たる組織となり、自己点検及び評価を行っている。	
第172条の2	○	所定の項目を本学のホームページ上で公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第173条	○	学則の第24条において、学位の授与について定めている。	3-1
第178条	○	学則の第30条において、高等専門学校を卒業した者（卒業見込みの者）の編入について定め、募集要項に明記して選抜を行っている。	2-1
第186条	○	専修学校の専門課程からの編入学受入れについては、本条項のとおり遵守している。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第1条	○	学則の第2条において、教育水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことを定めている。	6-2 6-3
第2条	○	学則の第1条において、教育目標並びに各学部・学科の教育研究上の目的を定めている。	1-1 1-2
第2条の2	○	入学者の選抜においては、入試・募集委員会規程に基づき、入試・募集委員が本学の入試に係る基本方針を立案し、その展開の充実と向上を図っている。	2-1
第3条	○	学則の第3条において学部を定め、組織規程に基づいた教育研究上適当な規模と内容を有している。	1-2
第4条	○	学則の第4条において学科を定め、組織規程に基づいた教育研究上適当な規模と内容を有している。	1-2
第5条	—	該当なし（学科に代わる課程を設置していない）	1-2
第6条	—	該当なし	1-2 3-2 4-2
第7条	○	組織規程に基づいた教育研究上適当な規模と内	2-2

平安女学院大学

		容の教職員組織を設置し、人事委員会規程に基づき、教育職員を採用し、本学の各学部の教育研究上の目的の達成に資する必要な教員を配置している。	2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 8 条	○	専門科目の必修科目については、原則として専任教員が担当している。それ以外の授業科目についてはなるべく専任教員が担当している。	3-2 4-2
第 9 条	—	該当なし（授業を担当しない教員を置いていない）	3-2 4-2
第 10 条 （旧 第 13 条）	○	専任教員数及び教授数は大学設置基準が定める必要数を満たしている。	3-2 4-2
第 11 条	○	平安女学院大学 FD 委員会規程および SD 委員会規程の下、高等教育機関としての教育機能の質的向上に向けた全学的な教職員の FD 及び SD 活動を推進している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 12 条	○	平安女学院大学学長選考規程において、学長の選任について定めている。	4-1
第 13 条	○	専任教員選考規程、大学教員の昇任審査内規に基づいて、教授となることができる者について定めている。	3-2 4-2
第 14 条	○	専任教員選考規程、大学教員の昇任審査内規に基づいて、准教授となることができる者について定めている。	3-2 4-2
第 15 条	○	専任教員選考規程に基づいて、講師となることができる者について定めている。	3-2 4-2
第 16 条	○	専任教員選考規程に基づいて、助教となることができる者について定めている。	3-2 4-2
第 17 条	○	専任教員選考規程に基づいて、助手となることができる者について定めている。	3-2 4-2
第 18 条	○	学則の第 4 条において、収容定員について定めている。	2-1
第 19 条	○	学則第 5 章 教育課程および履修方法にて規定している。	3-2
第 19 条の 2	—	該当なし（連携開設科目は設けていない）	3-2
第 20 条	○	学則の第 14 条及び別表のとおり、必修科目、選択科目に分類し、各年次に配当し、授業科目を	3-2

平安女学院大学

		編成している。	
第 21 条	○	学則第 14 条、第 17 条において規定している。	3-1
第 22 条	○	大学学則第 12 条に「学期」を定め、学期を明記している。1 年間の授業期間としてオリエンテーション、試験期間を含め 35 週で運用している。	3-2
第 23 条	○	学年暦に基づき、各授業科目の授業期間は 15 週としている。	3-2
第 24 条	○	教育効果を勘案し、各授業の学生数を適した人数となるようにしている。	2-5
第 25 条	○	学則第 17 条において規定している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	シラバスに授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画を明示している。	3-1
第 26 条	—	該当なし（昼夜開講制は設けていない）	3-2
第 27 条	○	学則第 18 条において規定している。	3-1
第 27 条の 2	○	履修規程第 4 条において規定している。	3-2
第 27 条の 3	○	該当なし（連携開設科目は設けていない）	3-1
第 28 条	○	学則第 19 条において規定している。	3-1
第 29 条	○	学則第 20 条において規定している。	3-1
第 30 条	○	学則第 21 条において規定している。	3-1
第 30 条の 2	—	該当なし（長期履修制度は実施していない）	3-2
第 31 条	○	学則第 42 条において規定している。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 15 条に卒業要件を定めている。	3-1
第 33 条	—	該当なし（医学又は歯学に関する学科はない）	3-1
第 34 条	○	教育にふさわしい環境を保ち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有している。	2-5
第 35 条	○	高槻キャンパスに運動場、体育館を設けている。京都キャンパスと高槻キャンパスは電車、バスで約 1 時間の距離である。	2-5
第 36 条	○	各校舎等施設は全て備えている。ただし、夜間学部に関わる施設については、当該学部を設置していないため該当なし。	2-5
第 37 条	○	校地の面積は基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎の面積は基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	図書等の資料及び図書館の要件を全て満たしている。	2-5
第 39 条	—	該当なし（当該学部又は学科を設置していない）	2-5

平安女学院大学

第 39 条の 2	—	該当なし（薬学に関する学部学科を設置していない）	2-5
第 40 条	○	必要な経費を確保し、教育研究にふさわしい環境を整備している。	2-5
第 40 条の 2	○	各校地において、教育研究に必要な施設及び設備を備えている。	2-5
第 40 条の 3	○	毎年度、必要な経費（予算）を確保し、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学、学部及び学科の名称は、適当であるとともに、教育研究上の目的にふさわしいものである。	1-1
第 41 条	—	該当なし（学部等連係課程実施基本組織（分野横断的な学位プログラム）は設けていない）	3-2
第 42 条	—	該当なし（専門職学科は設置していない）	1-2
第 42 条の 2	—	該当なし（専門職学科は設置していない）	2-1
第 42 条の 3	—	該当なし（専門職学科は設置していない）	4-2
第 42 条の 4	—	該当なし（専門職学科は設置していない）	3-2
第 42 条の 5	—	該当なし（専門職学科は設置していない）	4-1
第 42 条の 6	—	該当なし（専門職学科は設置していない）	3-2
第 42 条の 7	—	該当なし（専門職学科は設置していない）	2-5
第 42 条の 8	—	該当なし（専門職学科は設置していない）	3-1
第 42 条の 9	—	該当なし（専門職学科は設置していない）	3-1
第 42 条の 10	—	該当なし（専門職学科は設置していない）	2-5
第 43 条	—	該当なし（共同教育課程は設置していない）	3-2
第 44 条	—	該当なし（共同教育課程は設置していない）	3-1
第 45 条	—	該当なし（共同教育課程は設置していない）	3-1
第 46 条	—	該当なし（共同教育課程は設置していない）	3-2 4-2
第 47 条	—	該当なし（共同教育課程は設置していない）	2-5
第 48 条	—	該当なし（共同教育課程は設置していない）	2-5
第 49 条	—	該当なし（共同教育課程は設置していない）	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし（工学に関する学部の教育課程等は設置していない）	3-2
第 49 条の 3	—	該当なし（工学に関する学部の教育課程等は設置していない）	4-2
第 49 条の 4	—	該当なし（工学に関する学部の教育課程等は設置していない）	4-2
第 58 条	—	該当なし	1-2
第 59 条	—	該当なし（大学院大学は設置していない）	2-5
第 61 条	—	該当なし（新たな大学等を設置していない）	2-5

			3-2
			4-2

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 2 条	○	学則の第 24 条及び学位規程において、学士の学位の授与は大学を卒業した者に対し行うことを定めている。	3-1
第 10 条	○	学則の第 24 条及び学位規程において、学位には適切な名称を与えている。	3-1
第 10 条の 2	—	該当なし（共同教育課程に係る学位授与はない）	3-1
第 13 条	○	学位に関して必要な事項を定めた学則を変更した場合は、文部科学省に学則変更の届出をしている。	3-1

私立学校法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 24 条	○	平安女学院大学ガバナンス・コードにおいて、自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めていると示している。	5-1
第 26 条の 2	○	本条項を遵守しており、特別の利益を与えていない。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為第 38 条において、各事務所に備えて置き、請求があった場合には正当な理由がある場合を除いて閲覧できるよう規定している。また、学内サイト、学校法人ホームページ上で公開している。	5-1
第 35 条	○	寄附行為に第 5 条に基づき、理事 7 人、監事 2 人を置いている。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	寄附行為第 6 条（理事の選任）、第 7 条（監事の選任）において定めており、理事、監事の善管注意義務については、平安女学院大学ガバナンス・コード第 2 章に示している。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 15 条において定めている。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 15 条（理事会）、第 12 条（理事の代表権の制限）、第 13 条（理事長職務の代理等）、第 14 条（監事の職務）において定めている。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 6 条（理事の選任）、第 7 条（監事の選	5-2

平安女学院大学

		任)、において定めており、各役員について配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれないよう構成している。	
第 39 条	○	寄附行為第 7 条において定めている。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 9 条において定めている。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 18 条において定めている。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 20 条（議決事項）、第 21 条（諮問事項）において定めている。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 22 条において定めている。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 23 条において定めている。	5-3
第 44 条の 2	○	平安女学院大学ガバナンス・コード 2-1⑥において賠償責任について示している。また、寄附行為第 47 条において責任の免除を規定している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	平安女学院大学ガバナンス・コード 2-1⑥において賠償責任について示している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	平安女学院大学ガバナンス・コード 2-1⑦において賠償責任、連帯責任について示している。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	寄附行為の第 47 条及び第 48 条において、役員の責任免除及び責任限定契約の際には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づくことを定めている。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 44 条において定めている。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 34 条において定めている。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 36 条において定めている。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 38 条において定めている。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 38 条-3 および「学校法人平安女学院役員および評議員の報酬及び慰労金に関する規程」において定めている。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為に第 40 条において定めている。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 38 条-2 および「学校法人平安女学院情報公開規程」「学校法人平安女学院書類閲覧規程」において定めている。	5-1

学校教育法（大学院関係） 該当なし

学校教育法施行規則（大学院関係） 該当なし

大学院設置基準 該当なし

専門職大学院設置基準 該当なし

学位規則（大学院関係） 該当なし

大学通信教育設置基準 該当なし

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人平安女学院 寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	2024 年度 大学案内	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	平安女学院大学 学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2024 年度 入試ガイド	
	2024 年度 入試募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	2024 年度 学生便覧	
【資料 F-6】	事業計画書	
	2024 年度 事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	2023 年度 事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	交通経路に関する資料	
	校舎の配置等に関する資料	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	学校法人平安女学院規程集	
	平安女学院大学規程集	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	役員名簿（令和 6（2024）年 4 月 1 日現在）	
	評議員名簿（令和 6（2024）年 4 月 1 日現在）	
	2022 年度理事会・評議員会開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	計算書類及び監事監査報告書（令和元（2019）年度）	【資料 F-11-1】
	計算書類及び監事監査報告書（令和 2（2020）年度）	【資料 F-11-2】
	計算書類及び監事監査報告書（令和 3（2021）年度）	【資料 F-11-3】
	計算書類及び監事監査報告書（令和 4（2022）年度）	【資料 F-11-4】
	計算書類及び監事監査報告書（令和 5（2023）年度）	【資料 F-11-5】
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	2024 年度 学生便覧	【資料 F-12-1】

平安女学院大学

	2024 年度 講義要項（国際観光学科）	【資料 F-12-2】
	2024 年度 講義要項（子ども教育学部学科）	【資料 F-12-3】
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	平安女学院大学ホームページ（教育の三つの方針） http://www.heian.ac.jp/about/educational-policy/policy.html	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	改善報告書（令和 2（2020）年 7 月提出）	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	平安女学院大学 学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	平安女学院大学ホームページ（建学の精神・教育目的） http://www.heian.ac.jp/about/educational-policy/purpose/	
【資料 1-1-3】	平安女学院大学ホームページ（建学の精神・教育目的） http://www.heian.ac.jp/about/educational-policy/purpose/	【資料 1-1-2】と同じ
【資料 1-1-4】	2024 年度 学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-5】	2024 年度 大学案内	【資料 F-2】と同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	学校法人平安女学院 寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-2-2】	キリスト教の精神に基づく教育方針への誓約書	
【資料 1-2-3】	2024 年度 学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-4】	平安女学院大学ホームページ（建学の精神・教育目的） http://www.heian.ac.jp/about/educational-policy/purpose/	【資料 1-1-2】と同じ
【資料 1-2-5】	2024 年度 大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-6】	2023 年度クリスマスカンタータリーフレット	
【資料 1-2-7】	学校法人平安女学院第 3 次中期経営計画（令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度）	
【資料 1-2-8】	平安女学院大学 学則第 4 条	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	2024 年度入試ガイド	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-2】	2024 年度入試募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-3】	平安女学院大学ホームページ（教育の三つの方針）	【資料 F-13】と同じ

平安女学院大学

	http://www.heian.ac.jp/about/educational-policy/policy.html	
【資料 2-1-4】	2024 年度入試ガイド	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-5】	2024 年度入試募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-6】	2024 年度編入試験要項（交流留学生）	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-7】	2024 年度入学時アンケート	
【資料 2-1-8】	2024 年度子ども教育学部リーフレット	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	教務委員会規程	
【資料 2-2-2】	2023 授業多欠者への対応について（お願い）	
【資料 2-2-3】	成績不振学生等に対する早期発見・早期支援対策と「退学勧告」	
【資料 2-2-4】	2024 年度 学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-5】	2024 年度春学期 教員授業日程等一覧表	
【資料 2-2-6】	2024 年度非常勤講師の手引き（京都キャンパス）P.3	
【資料 2-2-7】	2024 年度非常勤講師の手引き（高槻キャンパス）P.2	
【資料 2-2-8】	ラーニングサポートセンターの活動内容（高槻キャンパス）	
【資料 2-2-9】	ラーニングサポートセンター案内（京都キャンパス）	
【資料 2-2-10】	合理的配慮委員会規程	
【資料 2-2-11】	2023 年度 学籍異動状況集計	
【資料 2-2-12】	2023 授業多欠者への対応について（お願い）	【資料 2-2-2】と同じ
【資料 2-2-13】	成績不振学生等に対する早期発見・早期支援対策と「退学勧告」	【資料 2-2-3】と同じ
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	就職委員会規程	
【資料 2-3-2】	2023 年度 国際観光学部カリキュラム表	
【資料 2-3-3】	2023 空港見学_案内リーフレット	
【資料 2-3-4】	アグネスエアラインプログラムツアーについて	
【資料 2-3-5】	2023 年度 企業・金融機関就職対策のための資格取得講座	
【資料 2-3-6】	2023 年度 子ども教育学部カリキュラム表	
【資料 2-3-7】	2023 年度アグネス塾資料	
【資料 2-3-8】	就職講座予定表 国際観光学部	
【資料 2-3-9】	就職講座予定表 子ども教育学部	
【資料 2-3-10】	資格チャレンジ制度ご案内（平安女学院大学資格取得奨励奨学金制度）	
【資料 2-3-11】	プレイスメントブック（就職活動ガイドブック）	
【資料 2-3-12】	保護者就職懇談会プログラム（国際観光学部）	
【資料 2-3-13】	保護者就職懇談会プログラム（子ども教育学部）	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	学生サービス委員会規程	
【資料 2-4-2】	国際観光学部海外留学貸与奨学金制度に関する内規	
【資料 2-4-3】	子ども教育学部海外語学留学貸与奨学金制度に関する内規	

平安女学院大学

【資料 2-4-4】	MEMORANDAM OF UNDERSTANDING between The UNIVERSITY OF WAIKATO, NEW ZEALAND and HEIAN JOGAKUIN (St. AGNES') UNIVERSITY, JAPAN	
【資料 2-4-5】	平安女学院大学 経済援助・授業料等減免規程	
【資料 2-4-6】	【国際】校医来校日のお知らせ（京都キャンパス）	
【資料 2-4-7】	保健室からのお知らせ（高槻キャンパス）	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	2023 年度平安女学院大学京都キャンパス 校舎平面図	
【資料 2-5-2】	2023 年度平安女学院大学高槻キャンパス 校舎平面図	
【資料 2-5-3】	電子データベース利用統計 2023 年度	
【資料 2-5-4】	2023 年度図書館入館者数	
【資料 2-5-5】	年間入館者数と貸出冊数の推移	
【資料 2-5-6】	授業開設開講基準	
【資料 2-5-7】	2023 年度履修登録者少数による不開講決定科目	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	2023 年度春学期授業評価アンケート	
【資料 2-6-2】	2023 年度秋学期授業評価アンケート	
【資料 2-6-3】	2023 年度授業評価アンケート結果を踏まえた改善対応について	
【資料 2-6-4】	2023 年度学生生活・学修行動に関するアンケート	
【資料 2-6-5】	2024 年度学生便覧 学生生活の基本 12) リクエスト BOX	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	平安女学院大学ホームページ（教育の三つの方針） http://www.heian.ac.jp/about/educational-policy/policy.html	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-1-2】	2024 年度国際観光学科カリキュラムマップ	
【資料 3-1-3】	2024 年度子ども教育学科カリキュラムマップ	
【資料 3-1-4】	2024 年度学生便覧 3) 履修条件 子ども教育学科	
【資料 3-1-5】	子ども教育学部 卒業論文評価ルーブリック	
【資料 3-1-6】	子ども教育学部 保育実習ルーブリック	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	2024 年度 学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-2】	平安女学院大学ホームページ（教育の三つの方針） http://www.heian.ac.jp/about/educational-policy/policy.html	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-2-3】	2024 年度 大学・学部目的および教育目標等（執行部会資料）	
【資料 3-2-4】	2024 年度シラバス作成について（依頼）	
【資料 3-2-5】	2024 年度シラバスの作り方	

平安女学院大学

【資料 3-2-6】	平安女学院大学 履修規程	
【資料 3-2-7】	2024 年度国際観光学科カリキュラム	
【資料 3-2-8】	2024 年度子ども教育学科カリキュラム	
【資料 3-2-9】	2024 年度シラバス「京都の歴史」	
【資料 3-2-10】	2024 年度シラバス「体験活動」	
【資料 3-2-11】	2024 年度シラバス「体験活動Ⅱ」	
【資料 3-2-12】	2023 年度高槻市立学校園所体験実習（インターンシップ）実施要綱	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	平安女学院大学ホームページ（アセスメント・ポリシー） http://www.heian.ac.jp/about/educational-policy/assessment_policy.html	
【資料 3-3-2】	2023 年度学生生活・学修行動に関するアンケート	【資料 2-6-4】と同じ
【資料 3-3-3】	2023 年度卒業時アンケート結果	
【資料 3-3-4】	2020 年卒業生就業状況アンケート集計結果	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	平安女学院大学 学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-2】	平安女学院大学 組織規程	
【資料 4-1-3】	平安女学院大学 執行部会規程	
【資料 4-1-4】	平安女学院大学 組織規程	【資料 4-1-2】と同じ
【資料 4-1-5】	教育研究に関する重要事項についての内規	
【資料 4-1-6】	国際観光学部教授会規程	
【資料 4-1-7】	子ども教育学部教授会規程	
【資料 4-1-8】	平安女学院大学学生懲戒規程	
【資料 4-1-9】	平安女学院大学 学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-10】	学校法人平安女学院 組織規程	
【資料 4-1-11】	平安女学院大学 組織規程	【資料 4-1-2】と同じ
【資料 4-1-12】	2024 年度大学教職員一覧表	
【資料 4-1-13】	学校法人平安女学院 就業規則	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	平安女学院大学 専任教員選考規程	
【資料 4-2-2】	平安女学院大学 教員の昇任審査内規	
【資料 4-2-3】	人事委員会規程	
【資料 4-2-4】	2023 年度 FD・SD 実施計画	
【資料 4-2-5】	2023 年度第 1 回 FD 研修会の案内	

平安女学院大学

4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	平安女学院大学 SD 委員会規程	
【資料 4-3-2】	2023 年度 FD・SD 実施計画	【資料 4-2-4】と同じ
【資料 4-3-3】	2023 年度 SD 研修会「配慮を必要とする学生への対応について」の開催について	
【資料 4-3-4】	2023 年度 第 2 回 SD 研修会『留学生支援（仮）』の開催について	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	2023 年度平安女学院大学京都キャンパス 校舎平面図	【資料 2-5-1】と同じ
【資料 4-4-2】	2023 年度平安女学院大学高槻キャンパス 校舎平面図	【資料 2-5-2】と同じ
【資料 4-4-3】	平安女学院大学における研究活動上の不正防止に関する規程	
【資料 4-4-4】	平安女学院大学における研究倫理審査規程	
【資料 4-4-5】	平安女学院大学における研究データ保存等に関する細則	
【資料 4-4-6】	公的研究費の不正使用防止及び公正な研究活動の推進等に関する基本方針掲載ページ	
【資料 4-4-7】	平安女学院大学における公的研究費不正防止計画	
【資料 4-4-8】	科学研究費助成事業取扱規程	
【資料 4-4-9】	個人研究費一覧	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人平安女学院 寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	学校法人平安女学院ホームページ（寄附行為・役員報酬の基準） https://head.heian.ac.jp/about/endowment.html	
【資料 5-1-3】	学校法人平安女学院ホームページ（財務情報） https://head.heian.ac.jp/about/finance.html	
【資料 5-1-4】	学校法人平安女学院ホームページ（財務情報） https://head.heian.ac.jp/about/finance.html	【資料 5-1-3】と同じ
【資料 5-1-5】	平安女学院大学ホームページ（教育の三つの方針） http://www.heian.ac.jp/about/educational-policy/policy.html	【資料 F-13】と同じ
【資料 5-1-6】	平安女学院大学ホームページ（教育情報の公表） https://www.heian.ac.jp/about/disclosure/publication.html	
【資料 5-1-7】	平安女学院大学ホームページ（教職課程情報公開） https://www.heian.ac.jp/about/disclosure/teacher-training.html	
【資料 5-1-8】	学校法人平安女学院 組織規程	【資料 4-1-11】と同じ
【資料 5-1-9】	平安女学院大学 組織規程	【資料 4-1-2】と同じ
【資料 5-1-10】	学校法人平安女学院 就業規則	【資料 4-1-12】と同じ
【資料 5-1-11】	平安女学院大学における研究活動上の不正防止に関する規程	【資料 4-4-3】と同じ

平安女学院大学

【資料 5-1-12】	平安女学院大学における研究倫理審査規程	【資料 4-4-4】と同じ
【資料 5-1-13】	学校法人平安女学院 公益通報等に関する規程	
【資料 5-1-14】	学校法人平安女学院 コンプライアンス規程	
【資料 5-1-15】	学校法人平安女学院第 3 次中期経営計画（令和 2（2020）～令和 6（2024）年度）	【資料 1-2-7】と同じ
【資料 5-1-16】	平安女学院中期経営計画（2020～2024 年度）の進捗状況	
【資料 5-1-17】	2023 年度事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 5-1-18】	平安女学院大学ガバナンス・コード	
【資料 5-1-19】	平安女学院大学ガバナンス・コードのチェック状況（2023 年度実施）	
【資料 5-1-20】	「ハラスメントは許しません！！」	
【資料 5-1-21】	学校法人平安女学院 ハラスメント防止規程	
【資料 5-1-22】	学生生活ガイドライン（学生便覧掲載文を抜粋）	
【資料 5-1-23】	学校法人平安女学院 危機管理規程	
【資料 5-1-24】	学校法人平安女学院 危機管理委員会規程	
【資料 5-1-25】	学校法人平安女学院 衛生委員会規程	
【資料 5-1-26】	学校法人平安女学院 個人情報保護規程	
【資料 5-1-27】	ネットワークシステム利用規程	
【資料 5-1-28】	インターネット電子メールシステム利用に関する規程	
【資料 5-1-29】	学校法人平安女学院 個人番号及び特定個人情報取扱規程	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人平安女学院 寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	役員名簿	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-3】	2024 年度常務会理事および常務会構成員	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	2024 年度常務会理事および常務会構成員	【資料 5-2-3】と同じ
【資料 5-3-2】	平安女学院大学 執行部会規程	【資料 4-1-3】と同じ
【資料 5-3-3】	2024 年度常務会理事および常務会構成員	【資料 5-2-3】と同じ
【資料 5-3-4】	平安女学院大学 執行部会規程	【資料 4-1-3】と同じ
【資料 5-3-5】	学校法人平安女学院 寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-6】	監事監査報告書	【資料 F-11】と同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	事業活動収支計算書（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）	【資料 F-11-5】に含む
【資料 5-4-2】	2024 年度予算編成について	
【資料 5-4-3】	予算執行の手引き（2024 年 4 月更新）	
【資料 5-4-4】	貸借対照表（令和 6 年 3 月 31 日）	【資料 F-11-5】に含む
【資料 5-4-5】	事業活動収支計算書（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）	【資料 F-11-5】に含む

5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	平安女学院 経理規程	
【資料 5-5-2】	平安女学院 予算執行規程	
【資料 5-5-3】	監事監査報告書（令和 6 年 5 月 28 日）	【資料 F-11-5】 に含む

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	平安女学院大学 学則	【資料 F-3】 と同じ
【資料 6-1-2】	自己点検・評価規程	
【資料 6-1-3】	内部質保証の方針	
【資料 6-1-4】	平安女学院大学 組織規程	【資料 4-1-2】 と同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	平安女学院大学ホームページ（アセスメント・ポリシー） http://www.heian.ac.jp/about/educational-policy/assessment_policy.html	【資料 3-3-1】 と同じ
【資料 6-2-2】	2024 年度入学時アンケート	【資料 2-1-6】 と同じ
【資料 6-2-3】	2023 年度春学期授業評価アンケート	【資料 2-6-1】 と同じ
【資料 6-2-4】	2023 年度秋学期授業評価アンケート	【資料 2-6-2】 と同じ
【資料 6-2-5】	2023 年度授業評価アンケート結果を踏まえた改善対応について	【資料 2-6-3】 と同じ
【資料 6-2-6】	2023 年度学生生活・学修行動に関するアンケート	【資料 2-6-4】 と同じ
【資料 6-2-7】	2023 年度卒業時アンケート結果	【資料 3-3-3】 と同じ
【資料 6-2-8】	2024 年度 IR 実施計画	
【資料 6-2-9】	自己点検・評価規程	【資料 6-1-2】 と同じ
【資料 6-2-10】	平安女学院大学ホームページ 自己点検・評価報告 https://www.heian.ac.jp/about/disclosure/self-assessment.html	
【資料 6-2-11】	平安女学院大学ホームページ IR 活動 https://www.heian.ac.jp/about/disclosure/ir.html	
【資料 6-2-12】	平安女学院大学 組織規程	【資料 4-1-2】 と同じ
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	2023 年度事業報告書	【資料 F-6】 と同じ
【資料 6-3-2】	2023 年度自己点検・評価委員会の総括と今後の改革・改善に向けて ー内部質保証の機能強化とあわせてー	
【資料 6-3-3】	改善報告書（令和 2（2020）年 7 月提出）	【資料 F-15】 と同じ
【資料 6-3-4】	学校法人平安女学院第 3 次中期経営計画（令和 2（2020）～令和 6（2024）年度）	【資料 1-2-5】 と同じ

基準 A. 地域社会との連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域社会との連携・協力		
【資料 A-1-1】	平安女学院大学 学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 A-1-2】	観光及び公共交通の振興に関する京都市交通局と平安女学院大学 女学院大学の協定書	
【資料 A-1-3】	京都市交通局 Instagram 掲載内容	
【資料 A-1-4】	京都市動物園と平安女学院大学との教育及び研究に関する協定書	
【資料 A-1-5】	Instagram「パクパク京都丹波」掲載内容	
【資料 A-1-6】	St. Agnes' Blog 五條市関係記事一覧	
【資料 A-1-7】	平安女学院大学と高槻市との地域連携に関する協定書	
【資料 A-1-8】	高槻市教育委員会と平安女学院大学及び平安女学院大学短期大学 部との連携協力に関する協定書	
【資料 A-1-9】	高槻市と平安女学院大学及び平安女学院大学短期大学とのインタ ーシップに関する覚書	
【資料 A-1-10】	高槻市ホームページ 平安女学院大学どんぐりの森	